

# CUC

Chiba University of Commerce

# View & Vision



特集  
課税の公平と税制改革

2011/Sep.

No. 32

CUC  
千葉商科大学  
経済研究所

目次

<b>巻頭言：サービス創造の研究のはじまり</b> .....	1
千葉商科大学教授、サービス創造学部長 吉田 優治	
<b>特集：課税の公平と税制改革</b>	
<b>特集の狙い</b> .....	2
千葉商科大学教授、経済研究所長 栗林 隆	
<b>消費税負担と給付付き税額控除</b> .....	4
桃山学院大学経済学部准教授 田代 昌孝	
<b>「社会保障と税の一体改革」の分析</b> .....	9
朝日新聞編集委員 小此木 潔	
<b>実務家の視点における「課税の公平性」</b> .....	17
公認会計士・税理士 田口 安克	
<b>近年の税制改革の潮流とわが国における議論</b> .....	24
城西大学経営学部准教授 柳下 正和	
<b>課税単位と給付付き税額控除</b> .....	30
——最適所得税論の視点から——	
関東学院大学非常勤講師 高松 慶裕	
<b>カーター報告の教え</b> .....	35
——古典に学ぶ課税の公平——	
千葉商科大学教授、経済研究所長 栗林 隆	
<b>エッセイ</b>	
<b>カウラの桜</b> .....	41
千葉商科大学政策情報学部教授、国際センター長 高橋 百合子	
<b>最新ビジネス・レポート</b>	
<b>会社経営と経営判断の原則</b> .....	46
杉政法律事務所 杉政 静夫	
<b>TOPICS</b>	
<b>復興の原動力と課題の再考</b> .....	53
関東学院大学経済学部非常勤講師 前田 尚子	
<b>「OECDの最近の傾向からみたパートタイム労働法8条に関する一考察」</b> .....	61
千葉商科大学経済研究所客員研究員 小堀 朋子	
<b>最新中国経済レポート</b>	
<b>中国の企業・産業事情—最近どうなっているか—</b> .....	66
千葉商科大学政策情報学部教授 石山 嘉英	
<b>教育の現場を知る</b>	
<b>盛岡商業高校の今—キャリア教育の視点から—</b> .....	71
岩手県立盛岡商業高等学校校長 吉田 敏男	
<b>教職に就き早10年</b> .....	74
静岡県立伊東商業高等学校教諭 町田 学	
<b>在外研究レポート</b>	
<b>トロス(トルコ、ムーラ県フェティエ郡)発掘に参加して</b> .....	77
千葉商科大学商経学部教授 師尾 晶子	
<b>リサーチ&amp;レビュー</b>	
<b>「金融危機以降の我が国資産運用の在り方について」プロジェクト研究報告</b> .....	82
千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授 プロジェクト代表 平井 友行	
<b>「地域中小企業の現状と金融機関・産官学による支援策」プロジェクト研究報告</b> <b>千葉県における中小企業の現状と課題</b> .....	86
千葉商科大学商経学部教授、プロジェクト代表 齊藤 壽彦	
<b>編集後記</b>	
千葉商科大学商経学部専任講師、経済研究所編集委員 所 康弘 ... 91	

### 「経営学の父」

と呼ばれる機械技師のテーラーは、現場作業員による組織的怠業に直面して、作業管理の科学化を提唱し、科学的管理の確立に努めた。「経営学の母」と呼ばれるフランスの鉱山会社社長であったファヨール

は、産業が急速に発展する状況においてプロフェッショナル経営者の育成の必要性を主張し、経営者としての豊かな経験から管理過程（管理を Plan・do・see のサイクルとして認識）や管理諸原則を提案した。彼の主著は、後に米国で翻訳され、多くの研究者によって議論が重ねられ、管理過程論や管理原則論として当時の経営学研究の主要な流れをつくった。シカゴ郊外ホーソンにあったジェネラルエレクトリック社の調査研究部門は、当初、電球の照度が作業効率に及ぼす影響を明らかにしようとしたが、途中からハーバード大学の研究者たちの協力を得て、作業効率には物的作業環境より、人間の感情（センチメンツ）や非公式組織が大きく影響することを発見した。このホーソン実験と呼ばれる一連の調査研究が、その後の人間関係論誕生の契機となった。こうして1900年の初頭から50年の間、経営学は、実務家たちによって種が蒔かれ、研究者たちの活発な議論によって開花した。生きた学問を構築しようとするとき、経営学は実務家と研究者の連携が必要なことを教えてくれる。

千葉商科大学の3番目の学部として2009年4月に開設した「サービス創造学部 (Faculty of Service Innovation)」は、サービス創造人材の育成を目的に、当初から産業界と深く連携した学部教育をめざし「学問から学ぶ」、「企業から学ぶ」、「活動から学ぶ」を主要な3つの学びとしてきた。現在、JR東日本、JTB、帝国ホテル、ヤマト運輸、加賀電子、ぴあ、ニトリ、資生堂、千葉ロッテマリーンズなど48社の「公式サポーター企業」が、ゲストスピーカーによる講演、学部オフィシャルプロジェクトへの支援、企業教育プログラムやインターンシップへの学生受け入れ、企業訪問などを通じて学生たちの学習を強力に支援してくれている。研究者（教育者）と実務家のこうした連携教育は、理論の教授を中心とする伝統的の大学教育とは異なる。

他方、サービス創造についての研究は、これまで体系的・学術的に推進されてきたとは必ずしも言えない。ホテルや観光、航空などにかかわる実務家が、サービスやホスピタリティーに関する著作を相次いで出版しているが、彼らが体験した実践を概念化・理論化した著作を見つけることは難しい。サービス創造も、こ

# サービス創造の研究のはじまり

千葉商科大学教授 サービス創造学部長

吉田 優治  
YOSHIDA Yuji



れまでサービス業と言われてきた業界に限定されるものではない。サービス創造を、「心地よさ、快適さ、利便さ、安心・安全を生み出すこと」と定義するなら、あらゆる業界、企業、事業、仕事にサービス創造は求められている。サービス創造についての研究対象は広く、研究方法も多様である。現状では、そうしたサービス創造に真正面から取り組む研究者の数も限られている。経営学の変遷に比べるなら、サービス創造の研究は、およそ100年近く遅れているといっても過言ではない。

ところでプロフェッショナル経営者の育成をめざして1908年に開設された「ハーバード・ビジネス・スクール (経営大学院)」は、当初は教授すべき教科書さえない状況にあり、経営者による講演、その講演についての分析やディスカッション、さらに第一次大戦後にはケース・ディスカッション (ケース・メソッド) を通じてマネジメントを学ばせてきた。これらは、現在でも同スクールの教育の特徴であり、世界の経営者育成に影響を及ぼし続けている。こうした教育では、学生ばかりでなく、マネジメント・ケース執筆の過程やケース・ディスカッションのインストラクターの役割を通じて、教員 (研究者) にも実践から多くのことを学び取ることが求められている。同スクールは、教育活動を最優先することで知られているが、実際には教員に論文執筆を厳しく求め、世界から優秀な研究者・教育者を集め続けている。

サービス創造の研究促進にあたっては、多様なやり方があるだろうが、経営学がそうであったように実務家と研究者が連携しながらも、それぞれの役割を担うこと、さらにハーバード・ビジネス・スクールの場合を手掛かりとするなら、教育活動やその準備を通じて研究者が実践から学習することも可能であると思う。サービス創造学部には現在48社もの「公式サポーター企業」が力強く支援を続けてくれている。こうした機会と場を今まで以上に有効活用し、サービス創造の研究を発展させたい。サービス創造の研究は、サービス創造学部の研究室ばかりでなく、教室や実務家も参加しているサービス創造研究会の場ですすでに始まっている。

特 集

# 課税の公平と税制改革



# 特集の狙い

## 税

制改革は、常に継続的に必要である。なぜかと言うと、パーマネントに有効な理想の税制は存在しないからである。したがって、毎年抜本的改革を行う訳にはいかないが、経済状況等を勘案した軽微な改革は必須である。

課税の公平は、税制改革を考えるときに最重要であり、とりわけ水平的公平ありきである。ここで、租税配分原則を能力説に依拠すれば、課税の公平概念は二つある。第1に水平的公平とは、同額の所得を有する人は同額の税負担をすべきことを指し、第2に垂直的公平とは、所得が増えれば増えるほどより多くの税負担をすべきことを指す。前者は、すべての税制が満たすべき概念であり、後者は、累進税を正当化し所得再分配に寄与するが、どの程度の累進性を持たせるかは、政策的な価値判断である。

これらの諸問題に関して、第一線の研究者、ジャーナリスト、実務家から6本の論文を寄稿して頂いた。1本目は、消費税率引き上げに伴う逆進性緩和に焦点を当てたものである。所得控除の廃止を財源とする一律の給付付き税額控除を行った場合に、各所得階層における消費税負担の変化に関する実証分析を行い、その有用性を示している。

2本目は、社会保障と税の一体改革に関して、ジャーナリストの鋭い視点から言及したものである。政府等の取り組みを背景に、増税と経済成長の関係、社会保障の目的税化等を検討した後、経済全体を浮上させるためには、国民ぐるみの議論が必要であることを説いている。

3本目は、わが国の税制改革の動向に関して、税の最前線にいる実務家の視点から言及したものである。最近の税制改革の動きを丹念にサーベイした後、実務家独自の視点から課税の公平に言及し、わが国税制の問題点を個別に抽出して指摘している。

4本目は、先進各国で行われてきた税制改革を参考に、わが国における議論を整理したものである。グローバル経済において、課税の公平と経済の活性化を両立させ、高齢社会が必要とする公共サービス供給の税収確保という世界的な潮流を踏まえて、民主党政権下の税制改革大綱を検討している。

5本目は、所得税の課税単位と給付付き税額控除の関係に焦点を当てたものである。国際的潮流では所得税の課税単位は個人を採用する国が多い現実を背景に、最適所得税論による理論的アプローチでも課税単位は個人が望ましいことを示した上で、給付付き税額控除の受給単位に関する考察を行っている。

6本目は、今や古典と言える「カーター報告」に焦点を当て、課税の公平を論じたものである。課税の公平を軽視する二元的所得税が北欧諸国を中心に台頭する潮流の中で、カーター報告が主張する伝統的な包括的所得税は、現在でもなお望ましい税制の代表であることを示し、税制改革における課税の公平の重要性を説いている。

現実の税制改革は、政治の場で著しく歪められるのが常である。たとえば、アドホックな優遇税制の導入が、課税の公平を大きく損ねている。租税特別措置による失われし税収をタックス・エクスペンディチャーと言うが、公平な税制を確立するためには、タックス・エクスペンディチャーを極力排除して、広く浅い（幅広い課税ベースに低税率）課税が望ましい。

千葉商科大学教授 経済研究所長  
**栗林 隆**  
KURIBAYASHI Takashi

# 消費税負担と給付付き税額控除



桃山学院大学経済学部准教授

**田代 昌孝**  
TASHIRO Masayuki

## プロフィール

2006年中央大学大学院経済学研究科にて経済学博士号取得。実践女子大学、中央大学、関東学院大学、埼玉学園大学にて非常勤講師を勤めた後、2010年4月より桃山学院大学准教授に就任。現在、中央大学経済研究所の客員研究員を兼務している。

消費税等を中心として租税に関する実証分析を行っており、それ以外にも、財政分権化に関する研究も進めている。主な論文としては、「消費税の逆進性に関する実証分析—ライフサイクル仮説に基づいて—」（中央大学大学院経済学研究科博士学位論文）、「住民の財政権限に関する数量分析—各自治体の財政自律性と住民の要望を踏まえて—」（『地方自治研究』第25巻第1号、42-54頁）等がある。

## 1 問題意識

東日本大震災の影響で日本経済は大きなダメージを受けた。復興財源の確保とともに、安定した社会保障財政の確立が政府に求められている。民主党の事業仕訳により歳出の効率化が図られたものの、財政健全化には程遠い状況にある。それゆえ、税制の中でも所得税制の改正のみならず、消費税の増税はもはや避けられないと言えよう。

問題は消費税の税率引き上げに伴い生じる逆進性をいかに緩和するかである。具体的な消費税の逆進性緩和策としては、消費税の複数税率化と給付付き税額控除がある。どちらの政策もメリット、デメリットがあるが、近年の「税と社会保障の一体化」というスローガンを考慮すれば、給付付き税額控除は導入の可能性がより高いものと思われる。とりわけ、諸外国ではア

メリカ、カナダ、オランダ、ドイツ、韓国等を代表するように既に給付付き税額控除を実施しているところが多い。

給付付き税額控除は低所得者のみを対象にして給付を行うため、所得格差は正の効果はかなり期待できる。特に、わが国の租税制度は低所得者層に対して控除しきれない部分を戻してやる、いわゆる負の所得税のようなものがない。もっとも、給付付き税額控除を確実に機能させるためには、森信 [2010]、田近・八塩 [2010] が指摘しているように各世帯の所得を正確に把握するための納税者番号制度が整備されなければならない。

本稿で考える給付付き税額控除は、所得階層に関係なくどの世帯にも同じ金額を与える、いわゆる負の人頭税のようなものであり、課税最低限以下にある世帯の所得捕捉を必要としない。このような政策は Meade [1978]、加藤・横山 [1994] で既に提案されているものの、格差是正にいかなる効果があるかについてはあまり分析が行われておらず、知る限りだと橋本 [2010] の研究があるくらいである。本稿では現在の高所得者層優遇となる所得控除を廃止して、給付の財源を賄う給付付き税額控除を想定している。そのうえで、消費税負担と給付付き税額控除についての実証分析を行う。

## 2 わが国における消費税の課税ベース

日本の消費税法では、①土地の譲渡及び貸付②有価証券等、支払い手段の譲渡③貸付金等の利子保険料等④郵便切手類、印鑑等の譲渡⑤行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引⑥医療保険各法

表1 各年間収入階級の全消費に占める非課税費目支出額

単位:円

年間収入階級	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	~ 1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999	5,500,000 ~ 5,999,999
消費支出	112,799	191,913	197,562	213,751	236,477	246,593	262,344	272,138	285,284
保健医療	6,419	9,273	9,906	10,914	11,438	11,286	10,880	11,379	11,472
教育	794	4,732	2,774	3,053	4,192	4,982	7,092	9,109	11,537
保健医療・教育/消費支出	0.064	0.073	0.064	0.065	0.066	0.066	0.069	0.075	0.081
年間収入階級	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~
消費支出	295,452	313,045	325,124	350,213	377,321	408,091	432,075	468,921	545,466
保健医療	11,705	11,930	13,347	13,826	13,396	12,744	15,504	14,864	20,369
教育	13,148	16,296	18,578	18,191	23,287	27,698	31,173	25,107	28,620
保健医療・教育/消費支出	0.084	0.090	0.098	0.091	0.097	0.099	0.108	0.085	0.090

出所:総務庁統計局編『家計調査年報(平成16年)』より作成。

等の医療⑦介護保険法の居宅サービス等⑧社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等⑨助産に係る資産の譲渡等⑩埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供⑪身体障害者用物品の譲渡、貸付等⑫学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学金、施設設備費、入学検定料、学籍証明等手数料⑬教科用図書の譲渡⑭住宅の貸付を非課税取引としている。

ここでは『家計調査年報(平成16年)』にある年間収入階級別データを利用して、各年間収入階級の全消費に占める非課税費目支出額(教育と医療に関連する費用)を算出した。算出された各年間収入階級の全消費に占める非課税費目支出額の結果は表1にまとめている。

表1を見ると、全消費に占める非課税費目支出額は年間収入が200万円以上250万円未満の世帯で0.073とやや高くなっているものの、年間収入550万円未満の比較的所得が少ない階層で0.075未満と低くなっているのが分かる。年間収入が550万円以上になると、全消費に占める非課税費目支出額が0.08を超えるようになり、年間収入1000万円以上1250万円未満の世帯では、最大でそれが0.108まで上昇する。このように消費税の課税ベースは低所得者層で広がっている一方で、高所得者層ではそれが狭くなっている。そのため、一般世帯の平均以上となる消費税負担を低所得者層はしなければならない。

### 3 給付付き税額控除の存在意義

わが国の場合、今日の不況下でいかに税収を増やすのかと、経済のグローバル化と少子高齢化により生ずる所得格差の是正をいかに行うのかという2つの課題に直面している。その意味で、現在の高所得者層優遇となる所得控除から低所得者層のみを対象とする税額控除への移行が必要とされる。特に、これまでは配当税額控除、外国税額控除というように、他の税との二重の支払いを調整する目的のみでしか税額控除が採用されていない。したがって、負の人頭税、いわゆる低所得者層のみに給付を行うという税額控除を所得税制度の中に組み込む必要がある。

このようなわが国の所得税制度の問題点から、現行の所得控除から税額控除に移行した場合の実証分析が阿部[2008]、田近・八塩[2010]等を中心に頻繁に行われるようになった。ただ、これらの研究では所得控除から税額控除に移行するような所得税改革が各所得階層の消費税負担にどのような影響を与えるのかについては分析していない。

実際、カナダでは消費課税であるGSTの逆進性対策として、給付付き税額控除を採用している。具体的には、低所得者層が支払った基礎的な消費支出部分に掛った消費税額については還付を行うことで、消費税の逆進性を緩和させている。日本でも同じように低所得者層が支払った消費税額を戻してやるという提案が

行われたことがある。1999年に社民党は、サラリーマン等は給与所得を、事業者等は合計所得をそれぞれ世帯単位で合算し、年間780万円以下であれば、給付を行う。具体的には、夫婦子2人のケースの場合、飲食品の年平均世帯支出額約96万円に、消費税率5%を乗じた額の5万円を限度に世帯単位で払い戻してはどうかという提案を行った<sup>1</sup>。

#### 4 給付付き税額控除の問題点

ただ、このような諸外国で採用している給付付き税額控除を日本の税制で適用するためには、所得捕捉が正確に出来る納税者番号制度を導入しなければならない。たとえば、田近・八塩[2010:85頁]は、税還付を受けるための条件として、納税していることの証明が必要であり、その意味で納税者番号制度の導入が必要であることを指摘している。

同じように、森信[2009:23頁]も低所得者が誰かを正確に把握するためにも、納税者番号制度の導入が課題となることを述べており、特に、わが国の税務当局は課税最低限以下の納税していない人についての情報を持っていないことを強調した。実際、給付付き税額控除を採用している諸外国では、フランスを除けばほとんどの国で納税者番号制度に近い制度を通じて低所得者層の所得を把握している<sup>2</sup>。

また、仮に低所得者層の所得を把握できたとしても、給付を受ける前後での所得の逆転現象がある。すなわち、低所得者が給付を受けることで、給付以前で所得上位にあった世帯の所得を上回ってしまうかもしれない。この問題を解消させるためには、所得階層が上がるにつれて給付を減らしていくようなPhase-Outの局面を設ける必要がある。その場合、より一層各世帯の所得を把握して租税制度のインフラ整備を充実させなければならない<sup>3</sup>。このように日本で給付付き税額控除を導入するためには、まだ越えなければならないハードルが数多く存在している。

#### 5 給付付き税額控除の新たな制度設計

しかし、より最近では給付付き税額控除の制度設計として新たなものがMeade[1978]、加藤・横山[1995]によって提案され、徐々に注目され始めてきた。加藤・横山[1995]の制度設計を簡単にまとめると、一般的に、 $T$ を消費税支払額、 $t$ を消費税率、 $C$ を消費とした場合、各所得階層の消費税支払額は $T = tC$ となり、消費の関数となる。ここで両辺を消費 $C$ で割ると、全ての所得階層の消費税負担率 $T/C$ は $t$ に等しくなり、消費税は比例的な負担構造となる。

次に、どの所得階層にも一定の給付額 $Z$ を与えて、消費税負担を緩和させるとしよう。この場合、どの所得階層も支払う消費税額は $T = tC - Z$ である。両辺を同じように消費 $C$ で割って、各所得階層の消費税負担率を求めると、 $T/C = t - Z/C$ となる。したがって、高所得者層で消費支出 $C$ が限りなく大きくなると、 $Z/C$ は限りなく小さくなり、高所得者層の消費税負担率は限りなく消費税率 $t$ に近づくことになる。それに対して、低所得者層で消費支出 $C$ が限りなく小さくなると、 $Z/C$ は限りなく大きくなり、低所得者層の消費税負担率は0に近づこう。そのため、一律の金額で給付を与えることで消費税の負担を累進的にすることが可能となる。

このような一律に給付を与える制度について、Meade[1978:p.207]は「すべての個人、すなわち、豊かな個人、豊かでない個人に関係なく、自分たちの所得に対して比例的な率で課税が行われたとしても、特別に消費が高い水準で生計を立てている個人には、超過的な支出に対して累進的に課税が行われることになる。」と述べている。これを受けて、加藤・横山[1994:218-221頁]も「累進付加価値税、すなわち払い戻し可能な税額控除が全所得階層で個人あたり均一で負の人頭税となる税を行うことで、消費支出が高い人ほど消費に占める消費税額が高くなる累進的な租税負担構造が可能となる。特に、この累進付加価値税の支出税では、所得や資産捕捉の困難を回避できる。」と、この制度を高く評価している。より最近では橋本[2010]がこの制度の有効性を実証的に分析しており、

1 「社会新報」、1999年3月11日号；「社会新報」、1999年4月16日号。

2 各国の給付付き税額控除制度の特徴については鎌倉[2011:12頁]が簡単にまとめている。

3 林[1992]、186-187頁。

消費税率を引き上げたとしても一律の給付付き税額控除を行うことで、消費税の逆進性が緩和されることを明らかにした。

## 6 消費税負担と給付付き税額控除に関する実証分析

実際に給付付き税額控除が各所得階層の消費税負担に与える影響を実証分析してみよう。橋本 [2010] では給付するための財源として消費税率の引き上げを考慮したが、ここでは所得控除を廃止して、その財源を給付付き税額控除の財源に充てたケースを考えている。

実証分析に利用したデータは『家計における金融資産選択に関する調査（平成16年度）』の個票である<sup>4</sup>。分析対象は消費支出が不明である世帯と、消費が所得を上回ってしまう世帯を除いた2734世帯である。また、ここでは均一分散のため年間の収入が5000万円を超える4世帯も分析対象から除いた。その上で各所得控除の課税ベースの侵食額を推計している。もっとも、ここでは平成16年度の個票データを利用しているため、当時の所得税制度に基づいて推計を行うことにした。

その結果、給与所得控除による課税ベースの侵食額が約71197.16万円、配偶者控除による侵食額が約4811.18万円、扶養控除による侵食額が約10169.94万円、老人扶養による侵食額が約2835.84万円、特定扶養による侵食額が約6404.58万円であり、各侵食額の合計金額は約95418.70万円となった。この95418.70万円を分析対象となる2734世帯に給付すると1世帯あたりの給付金額は約34.90万円となる。ここでは34.90万円をどの世帯にも一律に給付する金額として考えた。

初めに、年間収入（ここでは、給与収入と事業収入の合計を年間収入と考えている）階級別に分析対象となる世帯を分けて、5%の税率である消費税額をどの程度負担しているのかを明らかにしよう。各世帯における5%の消費税負担率は表2に示してある。最も消費税負担率が低いのは年間収入2000万円超の世帯で1.021%であった。その一方で、最も消費税負担率が高いのは年間収入100万円以上199万円世帯の3.872%となった。多少の上下変動はあるものの、全体的にみて年間収入階級が上がるにつれて消費税の負担率は低くなる、いわゆる逆進的な租税負担構造を表2は示している。

次に、どの所得階層にも負の人頭税のような形で一律に給付金額34.90万円を与える給付付き税額控除を

表2 年間収入階級別の消費税負担率と給付付き税額控除による緩和率 単位:万円、%

年間収入	100-199万円	200-299万円	300-399万円	400-499万円	500-599万円	600-699万円	700-799万円	800-899万円	900-999万円	1000-1099万円
世帯数	50	188	319	367	356	334	283	227	123	170
平均年間収入	148.44	237.32	327.96	425.34	514.69	615.32	714.13	812.81	911.77	1005.54
平均課税消費	119.51	171.73	223.55	269.75	304.57	327.95	341.00	342.36	386.15	398.75
消費税負担額(5%)	5.69	8.18	10.65	12.85	14.50	15.62	16.24	16.30	18.39	18.99
消費税負担率(5%)	3.872	3.452	3.256	3.023	2.818	2.540	2.276	2.008	2.018	1.890
給付額	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90
給付後消費税負担額	-29.21	-26.72	-24.25	-22.05	-20.40	-19.28	-18.66	-18.60	-16.51	-15.91
給付後消費税負担率	-20.672	-11.448	-7.473	-5.220	-3.977	-3.142	-2.615	-2.290	-1.812	-1.582
年間収入	1100-1199万円	1200-1299万円	1300-1399万円	1400-1499万円	1500-1599万円	1600-1699万円	1700-1799万円	1800-1999万円	2000万円	2000万円超
世帯数	56	74	52	20	37	21	12	11	12	22
平均年間収入	1111.20	1206.43	1317.60	1412.10	1508.11	1611.33	1704.17	1812.73	2000.00	2582.41
平均課税消費	382.40	434.73	469.63	497.09	483.86	450.46	475.89	557.26	536.72	522.88
消費税負担額(5%)	18.21	20.70	22.36	23.67	23.04	21.45	22.66	26.54	25.56	24.90
消費税負担率(5%)	1.638	1.715	1.697	1.673	1.530	1.329	1.329	1.468	1.278	1.021
給付額	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90	34.90
給付後消費税負担額	-16.69	-14.20	-12.54	-11.23	-11.86	-13.45	-12.24	-8.36	-9.34	-10.00
給付後消費税負担率	-1.504	-1.178	-0.953	-0.799	-0.785	-0.837	-0.719	-0.458	-0.467	-0.372

出所:郵政研究所編「家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)」の個票データと総務庁統計局編「家計調査年報(平成16年)」より作成。

<sup>4</sup> 郵政研究所には個票データを利用させていただき、大変感謝している。この場を借りて謝辞を述べたい。最も当然のことながら、文責については全て著者にある。また、情報公開に制限があるため、やや古い平成16年度のデータをここでは利用するしかなかった。最新のデータを利用した分析結果については今後の研究課題とする。

採用した場合、消費税の逆進性はいかに緩和されるのかを考えてみよう。34.90万円の給付が与えられることで、どの年間収入に属する世帯も消費税負担率は負となる。すなわち、消費税率5%を前提として34.90万円の消費税額を支払うには年間で732.9万円以上の消費支出が必要となり、実際にはどの世帯もそれを下回る消費支出しか行っていない。重要なのは、おおよそ年間収入が上がるにつれて給付後消費税負担率の負の値が小さくなっていることである。特に、給付が行われる前に消費税負担率が最も高かった年間収入100万円以上199万円世帯の負担率がマイナス20.672%まで下がっており、かなりの減税効果が期待できる。したがって、一律に給付を与える給付付き税額控除を採用したとしても、年間収入階級別の消費税負担率を累進的にするのは可能である。

## 7 結論と今後の課題

本稿では所得控除の廃止を財源として一律の給付付き税額控除を行った場合、各所得階層の消費税負担がいかに変化するかを実証分析した。理論的には、一律の給付付き税額控除を行ったとしても消費税負担を累進的にするのは可能である。一律の給付付き税額控除が消費税負担をいかに緩和するかの実証分析は、知る限りだと橋本[2010]があるくらいで、特に個票データを利用したものはあまり存在していない。

ここでは『家計における金融資産選択に関する調査(平成16年度)』の個票データを利用して実証分析を

行っている。その結果、一律の給付付き税額控除は消費税の逆進性を緩和するどころか、理論が示すようにその負担構造をむしろ累進的にすることが可能であることが確認された。それゆえ、「税と社会保障の一体化」を考えると給付付き税額控除の導入は極めて有効な政策であると言えよう。

もっとも、ここでは課税ベースの侵食が行われたことによる所得税の増税部分については考慮に入れていない。一般的に、直面する限界税率が高い高所得者層ほど所得控除を廃止したことによる増税効果は大きいものと考えられる。したがって、所得控除を廃止したことによる高所得者層の増税効果も考えると、所得税と消費税全体の負担構造はより累進的なものに近づくであろう。

また、一律の給付付き税額控除を行った場合、消費税負担が累進的になるのは消費を課税ベースとみなしているためであり、一般的には消費税の逆進性に関する議論は所得を基準にして行われる。したがって、所得と消費を同じ経済指標とみなして、消費税の逆進性を論ずるのには問題があるかもしれない。

実際に所得を基準にして消費税の逆進性を論ずる場合、Yを年間収入とすると消費税負担率T/Yは $T/Y = C/Y \times T/C$ で定義されるため、その大きさは平均消費性向と消費額に占める税額の割合で決まることになる。それゆえ、一律の給付付き税額控除が消費税負担を累進的にするかどうかの議論は各所得階層のT/Cを見るだけでなく、平均消費性向となるC/Yも確認しなければならない。

### 参考文献

- 阿部 彩 [2008]「給付付き税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」森信茂樹編著「給付付き税額控除—日本型児童税額控除の提言—」中央経済社。
- 加藤 寛・横山 彰 [1995] 著『税制と税政—改革かくあるべし—』読売新聞社。
- 鎌倉治子 [2010]「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』第678号、国立国会図書館。
- 田近栄治・八塩裕之 [2010]「税収の確保と格差の是正—給付付き税額控除制度の導入—」土居文朗編『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞出版社。
- 橋本恭之 [2010]「消費税の逆進性とその緩和策」『会計検査研究』第41号、会計検査院。
- 林 宜嗣 [1992]「消費税の逆進性問題」『総合税制研究』第1号、納税協会連合会。
- 森信茂樹 [2009]「消費税の逆進性対策を考える」『会計検査研究』第40号、会計検査院。
- Meade, J.E. [1978] *The Structure and Reform of Direct Taxation*, IFS.

# 「社会保障と税の一体改革」の分析



朝日新聞編集委員

**小此木 潔**  
 OKONOGI Kiyoshi

## プロフィール

1975年東京大学経済学部卒、朝日新聞入社。ニューヨーク特派員、論説委員、静岡支局長、東京本社経済部長、論説副主幹を経て編集委員。著書に『消費税をどうするか』『財政構造改革』など。

政府・与党の社会保障改革検討本部は2011年6月30日、「社会保障と税の一体改革」の成案を決定した。閣議決定はなされず、閣議了解（7月1日）にとどまったものの、民主党政権がはじめて「消費増税」を正式に方針として掲げ、しかも2010年代半ばに税率を10%とすることをうたった画期的な決定である。これをもとに政府は消費増税を柱とする税制の抜本改革法案を来年の通常国会に提出する方向で努力する義務を負うことになった。しかし参院で野党が多数を占める「ねじれ国会」の現状では、野党との協議を通じた事前調整が不可欠とされ、税制改革の成否および内容と時期も与野党協議の進展いかんにかかってくる。そのため、今後の展開は曲折も予想されるが、与野党の動きの背後で納税者である国民がこの一体改革の中身をいかに受け止め、どのような反応を示すかという点も重要な要素になると思われる。国民の目から見れば、一体改革が全体として必要かつ公平・有効で妥当なものであるか、さまざまな観点から厳しく吟味することとなる。とりわけ、財政再建と社会保障の財源確保の

ために消費税収を倍増させ、その後もさらに引き上げていくことが盛り込まれていることや、貧困層に厳しいとされる消費増税一本やりとも見える増税路線の妥当性が論争を呼ぶことが避けられないであろう。こうした問題意識に立ちつつ、本稿では納税者および国民経済全体から見て、この改革案がどのような意義と問題点を有しているかについて取材に基づき分析を試みることにしたい。

## 1 一体改革の核心

「社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」というくだりが、一体改革のエッセンスである。

その前提となる論理は二つある。ひとつは、「国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス＝PB）の赤字を15年度までに半減させる」という財政赤字縮小＝財政再建の論理である。

政府が10年6月22日閣議決定した「財政運営戦略」の延長線に位置するものだ。この財政運営戦略は財政健全化目標として「国と地方を合わせたプライマリー・バランス赤字を遅くとも15年度までに半減し、遅くとも20年度までに黒字化する」ことなどをうたったものであるが、2010年度のPB赤字は約30.8兆円で、GDP比6.4%に相当する。これをGDP比で半減させ3.2%の赤字とするには国と地方を合わせて5.4兆円の収支改善が必要だという計算が成り立つ。また、国のPB赤字（2010年度32.9兆円、GDP比6.8%）を15

年度に半減させようとするれば、7.4兆円の収支改善が必要になる、と内閣府は計算してきた。

このことからすれば、消費税の引き上げ幅は3%でも目標を十分に達成できるともいえる（15年度には消費税1%ごとに約2.7兆円の増収が期待できるので、3%アップなら8.1兆円の増収が見込める）。

ところが、財政再建だけでは話が終わらないどころか進まないのがこの問題の本質でもある。すなわち、増税は財政再建の切り札として想定されていると同時に、社会保障のほころびを繕う重要な手だてとして位置づけられている。このため、「一体改革」では消費税1%分に当たる2.7兆円を消費税の機能強化（充実）のための歳出純増分とすることを盛り込んだ。これを含めても消費増税は4%で足りることになるが、そうはいかない、というのが財務省の論理だ。消費税率アップのせいで、政府が調達する物品や、物価スライドに対応した年金などさまざまな政府支出が増える。この分が消費税1%分に当たるため、消費税を5%アップにしないとPB半減を達成できない、と成案は説明している。

もうひとつの論理的な柱は、高齢者の社会保障財源の確保を足がかりに、いずれは社会保障の財源はすべて消費税でまかなうようにするための仕掛けとしての「消費税の社会保障目的税化（特定財源化）」の論理である。

成案は「消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保」「消費税収の用途の明確化」「国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保」などさまざまな角度からこの論理を導入・正当化している。この論理の問題点については後段であらためてとりあげることとしたい。

要するに一体改革とは、高齢化で膨らみ続ける社会保障財源の確保と財政赤字の克服のための消費増税を柱とする増税路線である。

## 2 消費増税案の歴史的位相

2010年夏の参院選で菅直人首相が「消費税10%」を言い、消費税を当面10%にすることを打ち出した自民党案に抱きつくような戦術に出たところ、支持が

急落し、参院選大敗の憂き目をみたことは人々の記憶に新しい。「財政再建に政治生命をかける」という思い入れの強さが、かえって災いした面がある。2010年5月にカナダで開かれたG8サミットの寸前にギリシャ危機・ユーロ危機が先鋭化し、それを受けて主要国が財政健全化目標を話し合うにいたって菅首相はにわかに財政再建を重視するようになったといわれる。いずれにせよ、「10%」を唐突に打ち出したことは誤算だった。参院選の惨敗の後、菅首相は増税を封印したまま年を越し、国会の多数派工作がらみで招き入れた与謝野氏を「社会保障と税の一体改革担当」として、政府・与党案づくりをゆだね、ようやく成案に結実したのだった。

民主党は09年の総選挙で鳩山由紀夫代表が「政権をとっても4年間は消費税を上げない」と表明し、子ども手当などにあてる巨額の財源を歳出改革で増税なしに捻出するとした「マニフェスト」を掲げて自民党に圧勝し政権交代を実現した。だがその後には財源捻出の困難に直面し、増税路線に転換したことになる。政権を争う二大政党がいずれも「消費税10%」を目標とするに至ったことは画期的であり、大局的に見れば消費増税への道が開けたといえる。

この民主党政権の大転換では、与謝野氏の長年の経験が生かされた。いきなり財政再建を議論するのではなく、政府内ではまず社会保障の改革が検討されることになり、それに応じて財源を検討することとされたことから、党を二分するような激論もないまま、スムーズに議論が進んだ。

成案もこうした流れを反映し、「社会保障改革の基本的考え方」として「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指すことを第一に強調している。

「現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の大きな変化が生じている」と格差社会や雇用・貧困が問題化していることを認めた上で、「国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整

備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図っていくことが求められている」と社会保障の機能強化を掲げた。

これらは自民党時代の検討を土台に、民主党独自の社会保障の強化案を加えたほか、宮本太郎・北海道大学教授や貧困問題に取り組んできた湯浅誠氏らの意見を反映させ充実を図った成果という面もあろう。

過去の消費税導入（1988年）や消費税率アップ（97年）を振り返ってみれば、それぞれ所得税などの減税先行という「アメ」がセットであったため、増税の「痛み」は比較的軽かった。今回の増税は、「ネット増税」であるため、国民の側から見れば「痛み」ばかりが目立ちかねない。だからこそ社会保障の充実と財政再建がいかに緊急の課題であり、日本の社会と経済全体のために不可欠であるかということを説明し納得を得る以外に成功する道はない。そうした厳しい認識が成案に反映されている。

### 3 消費税の社会保障目的税化

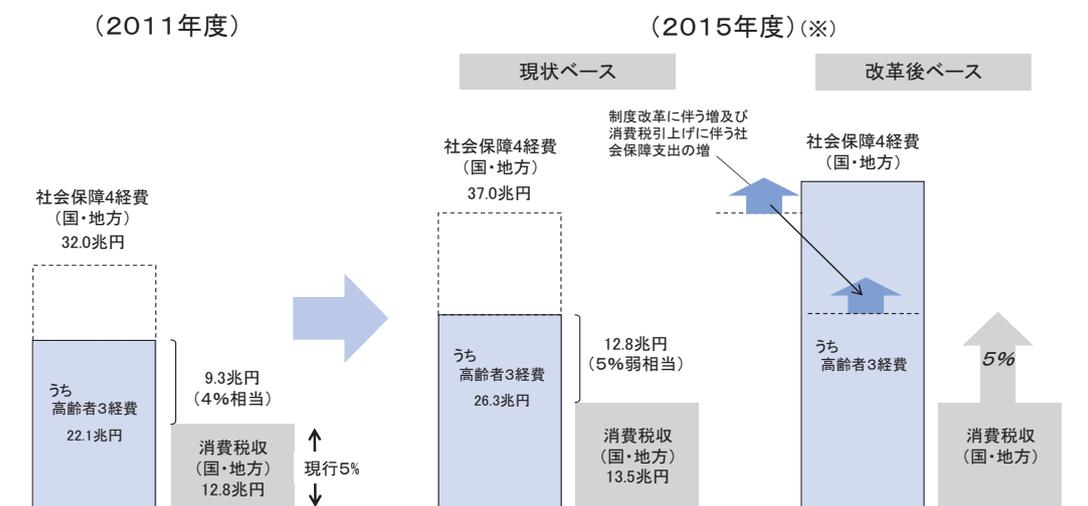
「社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」と題するグラフ資料が「一体改革成案」には、ついている。これこそが今回の増税案の本質的特徴を端的に物語るものだといえよう。

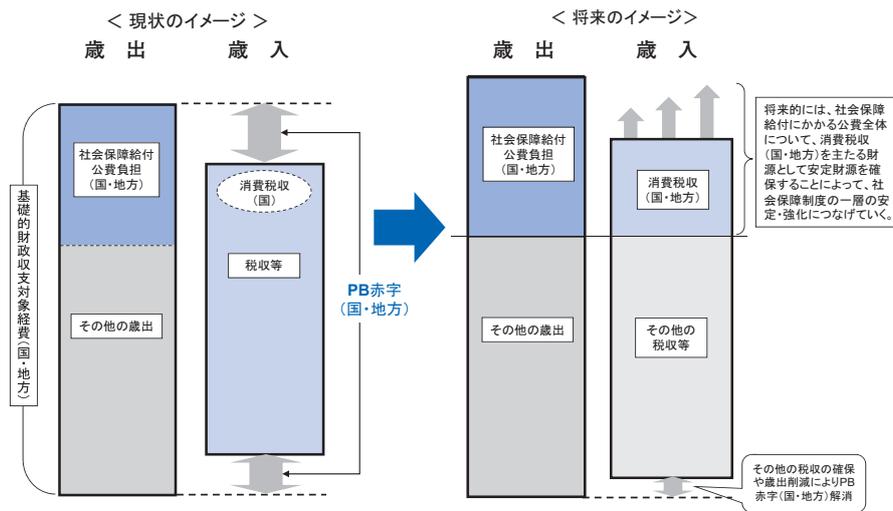
現在は「高齢者向けの医療、介護、年金の3経費」について、消費税収を充てるという建前になっているが、法律にはそうした規定がなく、毎年決める予算総則でそうしているにすぎないのである。この3経費について菅首相はあたかもそれを消費税でまかなうの

が当然であるかのような国会答弁を繰り返してきた。参院選前に「消費税10%」の必要性を語った時にも、同じ論法で説明していた。要するに「3経費を消費税でまかなうためには、あと10兆円足りない」といった説明である。この説明はあまりにも大まかなものだったが、高齢者3経費は消費税でまかなう意外にないという菅氏の思いこみの背後には、「特定財源化」の発想そのものが横たわる。

3経費について、厚生労働省と財務省は一体改革の成案作成過程で「国と地方を合わせて15年度には26.3兆円が必要になる」と試算し、税率5%のままで12.8兆円が不足するとはじいた（下図参照）。

この財源不足を消費税で埋めるには、消費税1%当たりの税収を2015年時点では約2.7兆円と想定して、5%の引き上げが必要だという計算が成り立つ。これが消費税10%の根拠となる単純な計算式である。算数としては、これは理屈に合っている。しかし、「なぜ消費税で埋めなければいけないのか」という問いには、実は正解がない。ほかの税収で埋めることも理論的には可能であり、「成長に伴う税の自然増収で」ということも時間をかけさえすれば全く成り立たないという話ではない。しかし、政府は「社会保障費が足りない分は消費税の増税でまかなう」という論理に立った。「消費税の特定財源化」という考えに転換しよう、というのである。「消費税を間違いなく社会保障に使います。そのかわり、社会福祉で足りない分は、消費税増税をお願いします」という論理の導入である。（消費税収（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ」と題する図表が「成案」に付いており、それを見れば、一目瞭然である）





現状のままでは、財源が足りない分を何で埋めるかについて、はっきりしていない。とりあえず赤字国債で、といういかげんなやり方がまかり通ってきたのも、こうしたあいまいさが背景にあったともいえる。要は、予算総則で「消費税をお年寄りの社会保障費にあてる」ということが決まっただけで、あとは政権与党内での「腹づもり」だったのを、きちんと法制化しよう、ということにはほかならない。もっとも、年金・医療・介護の「高齢化3経費」ととどまらず、少子化対策も含む「4経費」に充てる、というのが「成案」で打ち出された考えだから、このあたりはかなり柔軟性が発揮されたともいえる。「将来的には社会保障給付に必要な公費全体を主に消費税収でまかなうことによって、社会保障制度のいっそうの安定化につなげていく」との趣旨が盛り込まれていることをみれば、とりあえずのところは4経費とし、いずれは社会保障をすべて消費税でまかなおうという意図は明確だといえよう。

ただ、これを法律で明確に定めれば、今後増える社会保障費はすべて消費税でまかなうことになる。また逆に、消費税収がこれだけしかないから、抑制しよう、という風に抑制の道具として使われる余地もある。財務省にとっては、社会保障の財源確保にこれまでのように苦労しなくて済むという面もありそうだ。だが、消費税増税が大幅なものとなれば反対論も強まるに違いない。「景気を冷やし続けるというマイナスを、吸収

してあまりあるメリット(暮らしの安心)が得られるという保障はあるのか」といった疑問や不安にさらされることになりかねないのである。

さらに税制改革の公平性の観点からすれば、「あまりにも消費税一辺倒」「所得増税や資産課税をもっと重視することによって、消費税のアップ率を3%程度にとどめることも可能になるのではないか」という疑問や反対も予想され、今後の議論を呼ぶことになる。政府税制調査会の専門家委員会(神野直彦会長)が昨年発表した論点整理でも、「消費税と所得税は車の両輪」とする基本的考えが盛り込まれていた。この観点からすれば、逆進性の高い消費税に頼りすぎることは格差の問題を深刻化しかねない面もあり、むしろ裕福な層が多くを負担する所得税と組み合わせることが再分配の観点からも、課税の公平性を確保するためにも必要となる。こうした考えに立てば、「一体改革」の成案はむしろ所得税の比率を上げる方向で修正されるべきだ、ということになる。

#### 4 大幅増税は本当に必要か

学者の中にも政治家の中にも、消費増税への反対論として「経済成長が回復すれば、増税は不必要になるか、あるいは小幅で済むようになる」というものがある。これはなかなか根強い主張である。一体改革の成

案決定過程でもめた要素のひとつでもある。成案の決定過程では仙谷由人・民主党代表代行が「10%成長なんてことがあるわけない」と、増税不要論を押さえ込んだ。しかし、10%成長は論外としても、3%成長ならどうか。4%成長ではどうなるのか。こうした反論や疑問にはもっともな点もある。

というのも、一体改革の成案は、政府が「慎重シナリオ」と呼ぶ名目および実質成長率1%台を前提につくられているからである。名目3%（実質2%強）の「成長シナリオ」なら増税幅はいったいどうなるのか、についての回答を政府は最低限示さねばならないところだ。

成案では、成長シナリオの場合、PBは改善し、増税なしでも15年度のPB赤字半減が達成されそうなが読み取れる。だが、国と地方の公債残高は増え続けてしまう、としている。（下図参照）

それでも、たとえば名目4%成長（実質2.5%成長とインフレ率1.5%）だったらどうなるのか。「そんなに高い成長率は望めない」といって済ませるのではなく、政府はていねいに説明する必要があるだろう。東日本大震災で成長率はいったん下がったが、そこからの復興需要が名目成長率をかさ上げする面があり、慎

重シナリオを上回る成長やそれに伴う税収の自然増も考えられる。そうした可能性を無視した増税論では説得力が乏しくなる。

同時にまた、復興事業の財源として想定される増税と、一体改革における増税との関係をどう整理することも重要な課題となる。復興増税では所得税、法人税、たばこ増税とともに消費増税も取りざたされてきた。それらと一体改革における増税の時期が重なれば、景気に対する下押し圧力も高まると予測されるだけに、慎重な制度設計が求められる。

また、一体改革を前提とした場合、復興事業の財源をどこまで確保する必要があるのかということも大きな論点となろう。

## 5 増税は経済成長を損なうか

消費増税を軸とする税制改革のせいで経済成長が損なわれ、税収が伸びず、「もとの黙阿弥」になってしまふ懸念はないのだろうか。そうならないまでも、5%増税で税収が思うように伸びないという結果に終わる心配はないのか。1997年の消費税率アップ（3%か

### 内閣府試算の概要（「経済財政の中長期試算」平成23年1月21日 内閣府）

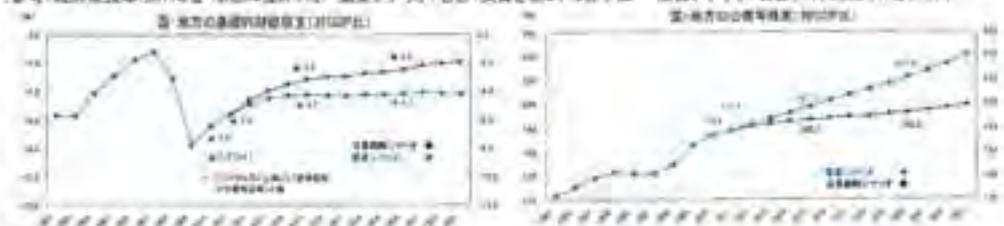
財政健全化目標（「財政運営戦略」平成22年6月22日 閣議決定）

- 収支（フロー）目標
  - ①国・地方の基礎的財政収支、速くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減、遅くとも2020年度までに黒字化。
  - ②国の基礎的財政収支、上記と同様の目標
  - ③2021年度以降も、財政健全化努力を継続
- 株価（ストック）目標
  - 2022年度以降において、国・地方の公債残高の対GDP比を安定的に低下させる。

### 試算前提

①歳入：2012年度、2013年度については、基礎的財政収支対GDP比を前年度当初予算の規模で保ち、歳入、「平成23年度税制改正大綱」で示された税制改正事項を反映し、改正後の税制が継続

②（参考）経済成長率（2011年度～2020年度の平均）：慎重シナリオ（名目・実質ともに1%前半） 成長シナリオ（名目3%、実質2%を上回る）



目標達成に必要な収支改善幅（慎重シナリオの場合）

年度	国+地方		国	国		国
	基礎的財政収支 (対GDP%)	公債残高 (対GDP%)		基礎的財政収支 (対GDP%)	公債残高 (対GDP%)	
2010年度	▲20.3 [▲9.4%]	100.0 [100.0%]	▲22.9 [▲6.8%]	100.0 [100.0%]	▲17.4 [▲3.4%]	74.1 [74.1%]
2015年度	▲21.7 [▲3.2%]	99.0 [99.0%]	▲24.8 [▲4.8%]	99.0 [99.0%]	▲17.4 [▲3.4%]	74.1 [74.1%]
2020年度	▲23.2 [▲4.2%]	98.0 [98.0%]	▲25.9 [▲4.8%]	97.0 [97.0%]	▲17.4 [▲3.4%]	74.1 [74.1%]

ら5%への引き上げ)の時の景気失速を思い浮かべて不安になる国民も少なくはないであろう。

これに配慮して一体改革の成案は、最後に「デフレ脱却への取り組み、経済成長との好循環の実現」を掲げて、増税が経済成長に悪影響を与えないように配慮する姿勢を示している。

とくに「日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。これにより、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せていく」と述べる。さらに「また、社会保障・税一体改革により、社会保障分野における潜在需要を顕在化し、安心できる社会保障制度を確立することが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する」と強調した。

さらに「社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、新しい公共の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める」と、社会保障の機能強化を産業と雇用の創出につなげる姿勢を示している。

たしかに、増税が必ずしも経済成長を損なったり、景気の腰を折ったりするとは限らない。まして今後は復興需要による高めの成長が見込める時期だけに、増税がデフレ脱却を困難にするといった紋切り型の反対論はあまり説得力を持たないであろう。だがそれにしても、増税が景気に与える影響は慎重に前もって吟味されなければならないのは当然のことである。

また、その場合、増税分がどのようにしてどれくらいの比率で歳出増に回るのか、それが及ぼす経済効果はどのようなものか、ということもさまざまに検証される必要がある。いやむしろ、大きな経済効果を生み出すよう、設計されねばならないのである。

この問題を考えるにあたって、菅首相のブレンとして知られる小野善康・内閣府経済社会総合研究所長

の経済理論を政府や各党はおおいに参考にすべきである。小野氏の主張は、「増税による収入を政府がたんにお金として支出するのではなく、雇用を生み、新産業を育てる方向で最大限の活用をする」ということである。そうすれば「増税しても、使い道を間違わなければ景気後退を招かない」(菅首相)どころか、経済成長そのものを作り出すことができるのだ、と小野氏は説く。このような小野理論をもっと大胆に取り入れる方向で大いに議論していくことが望まれよう。

## 6 社会保障の強化論と効率化論のはざま

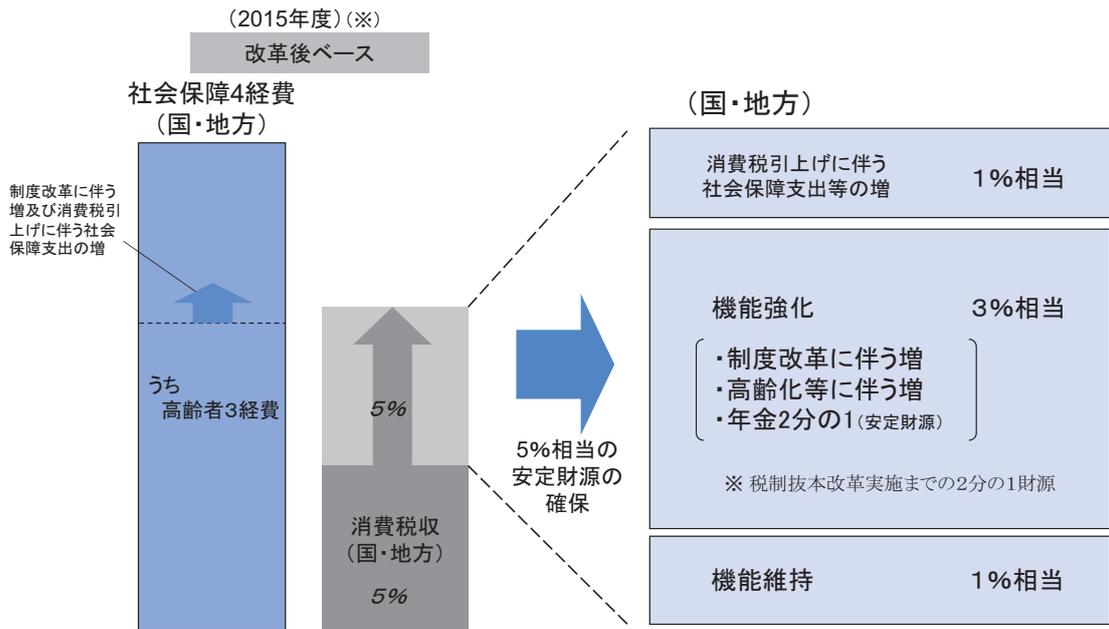
一体改革は、社会保障改革で「世代間の公平」を重視し、(1)保育の拡充など子育て支援と若者雇用対策 (2)高額医療の負担軽減など医療・介護改革 (3)短時間労働者の厚生年金加入拡大など年金改革 (4)生活保護受給者の自立支援強化など低所得者対策、の4点を優先課題に掲げた。

これらを総合した社会保障全体の充実に約3.8兆円かかるとはじく一方、受診時の定額自己負担の導入など効率化を進めることで1.2兆円程度を捻出できると計算し、差し引き約2.7兆円の追加費用が必要と試算した。

この追加費用に加え、基礎年金の国庫負担の不足分2.5兆円や、高齢化による社会保障費の自然増などをまかなうため、消費税率の5%幅引き上げが必要だとしていることは先に述べた。

だがこれについて、国民の側からはいずれ「消費税率を5%も上げるというのに、社会保障の充実に回るお金はたったの1%分では、納税者をだますようなものではないか」といった批判や疑問の声が上がると思われる。

成案はそれを予期したかのように、「5%のうち機能強化と維持に4%分が使われる」という説明(次頁図参照)を用意しているが、これはかなり苦しい。厳密に言えば機能強化分は1%分(2.7兆円)であることは明白であり、3%分は機能強化と言うよりも財政赤字の穴埋めともいうべきファイナンスであり、それによって社会保障の財源がまかなわれるのだから社会



保障の充実を下支えしている、というくらいの説明がせいぜいのところであろう。

一方、機能強化の不十分さを指摘する意見とは正反対の批判も予想される。「社会保障をもっと効率化しないと、財政赤字は解決できない」「増税の前にやることあるだろう。それは国会議員や官僚の定数削減、歳出の聖域なき削り込みといったことだ」との批判である。

こうした論争は、いわゆる「大きな政府」か「小さな政府」か、という論争を引き起こしたり、「無駄を減らし終わるまで増税は認められない」とする反増税論に火をつけたりする可能性がある。したがって、双方からの批判にさらされながら政府・与党がねばり強く説明を続け、与野党協議を成功させない限り、一体改革の成功はおぼつかない。

## 7 新自由主義か、脱・新自由主義か

「社会保障と税の一体改革」案決定で中心的役割を演じた経済財政相の与謝野馨氏は7月13日、日本記者クラブで会見した（筆者は日本記者クラブ企画委員としてこの会見の司会を担当した）。政府・与党の消費税に関する決定は現行5%の税率を2014～16年の

間に10%まで引き上げることが核心であり、「10%のうち地方消費税は1%とし、残り9%は交付税にあてる分も含めて全部社会保障に回る」「これで社会保障の機能強化と財政再建の同時達成ができる」と述べた。

そしてこうした内容は「社会保障の目的税化」であり、自民党福田政権下の社会保障国民会議や麻生政権下の安心社会実現会議が取り組んできた貧困・格差・失業対策などを引き継いだものであるのだと語った。

さらに「この一体改革案は、ネオリベリズムと呼ばれる新自由主義から決別していることが特徴だ。グローバル経済のなかで社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）によって、疎外感を持つ人々をつくらないようにする。昔は中産階級と呼んだ中流層を育て、『あたたかい改革』にする。ヨーロッパの社会民主主義に近い路線に今の政治全体が路線転換したともいえるのではないか」と語ったのだった。

たしかに一体改革の思想は米国の共和党路線のような減税・小さな政府一辺倒とは決定的に違う。小泉・竹中路線とも明確に異なるということは与謝野氏の言うとおりだろう。「消費税5%を段階的に上げて10%にする。これは小泉内閣でも安倍内閣でも麻生内閣でも鳩山内閣でも手つかずのままだった」「10%を明記したことは、菅首相の言葉を借りていえば『歴史的意

義があった』と思う」と与謝野氏が語るのも、うなずける面はある。

与謝野氏は「社民党や共産党の考えとは少し違う」とも言った。ここでの「少し」は「だいぶ」という意味であろう。長い目で見て、あるいは遠い未来から歴史を振り返ってみて、増税がそれまでの新自由主義的政策からの転換となる一里塚だったということになるのかもしれないが、それはあくまで民主党や自民党などの主導下での社民的政策の採用ということにしたい、というのが与謝野氏の本音なのではあるまいか。欧州諸国で消費税が社会保障の財源として定着していった過程では、社会民主主義政党と保守的政党との妥協や強調があったことを考えれば、与謝野氏のいうこともあながち政治的脚色とはいえない面がある。

いずれにせよ、政治のベテランである与謝野氏は、国民の間でこれからさまざまな反応がわき起こることを予想し、社会保障財源としての消費増税の意義を政治的にも歴史的にも強調してみせることで国民の納得を得ようとしたのであろう。それが額面通り受け止められていくのか、それとも「消費税は逆進性が強く、したがって弱者に厳しい新自由主義的増税だ。もっと公平な負担を実現するには、所得税や資産課税、法人税とのバランスをとるべきである」といった批判にさらされることになるのか。今後の展開は予断を許さない。

「給付つき税額控除」や複数税率の検討など、消費税の逆進性対策や課税の公平性についての議論がどのようになされ、政府がいかに取り組んでいくことになるのか。これらは一体改革そのものの基本的性格を左右する問題であるだけに、大いに注目されるところである。

## 8 おわりに

内閣府は8月12日、「経済財政に関する中長期試算」を閣議に提出した。東日本大震災の影響や、政府の復興基本方針などに基づいて算出し、2011年度後半から高めの成長を予測。「一体改革」成案に盛り込まれた消費税10%への増税が財政再建にどのような効果をもたらすかを試算した。そこでは成長率が高い「成

長戦略シナリオ」と低い「慎重シナリオ」を想定し、慎重シナリオの場合でも政府が掲げる国と地方のプライマリーバランスの赤字幅を15年度までにGDP比で半減させる目標が達成できるとの見通しを示した。

内閣府は明示的に説明していないが、成長戦略シナリオによれば、15年度までに赤字を3分の1にまで減らせることが示され、その後は増税しなくても黒字化が見込めるといった内容であるといえよう。

すなわち、大震災の復興需要を契機に日本経済がデフレ脱却に成功すれば、消費増税の幅は必ずしも「一体改革」が想定しているほど大幅でなくとも済む可能性があるということだ。政府がなすべきは、悲観論を強調して増税幅を大きくすることではない。大切なのは客観的で公正な分析・見通しに立って、いくつかの選択肢を示し、それを国民の間で冷静に議論し判断してもらうようにすることである。

同時に、どうすれば高めの経済成長を実現することができるか、を合わせて議論しなくてはならない。また今後、所得再分配や公正な税制改革の実現によって個人消費を盛り上げ、経済全体を浮上させていく道についても国民ぐるみでおおいに論じ合う必要がある。そうしない限り政府への信頼は回復せず、増税に対する国民の根強い抵抗が続く結果、政党がなかなか税制改革に踏み切れない状況が続いてしまう可能性があるのではないか。

# 実務家の視点における「課税の公平性」



公認会計士・税理士

**田口 安克**

TAGUCHI Yasuyoshi

## プロフィール

1962年 茨城県鹿嶋市生まれ  
 1985年 茨城大学人文学部卒  
 1988年 港監査法人入所（現、あずさ監査法人）  
 1993年 公認会計士田口会計事務所（東京都千代田区岩本町）設立  
 2009年 税理士法人メディア・エス（千葉県市川市、東京都千代田区岩本町）  
 代表社員就任

## 主要著書

『図解 会社の税金 しくみと知識がわかった』 共著 日本実業出版  
 論文  
 『清算実務の概要 清算時の税務処理—受取配当金』『税務通信』2011年  
 『法人税別表作成例150—別表8（1）』『税務通信』2010年  
 『否認されない税務証拠の活かし方、残し方 棚卸資産』『税務弘法』2009年

## 1 はじめに

課税の公平性は、あるべき税制あるいは、望ましい税制を考慮するには、もっとも考慮しなければならない原則である。「課税の公平性と税制改革」と非常に大きいテーマであるが、次の視点、すなわち、

- ①そもそも税制改革とはどのようなものの考え方がその根底にあり、なされているのか
- ②最近の税制改革の状況はどのようなものか
- ③実際に税務業務を行ってきた経験上、不公平と感じている事象・項目を掲げ、実務家の視点からどのように改革されることが望ましいかを論じていくこととする。

## 2 税制改革はどのように進められるか

税制改革は租税原則に立脚したあるべき、あるいは、望ましい税制と経済の成長、安定活性化への政策活用税制との対立構造からなっているといわれている。税制には、さまざまな原則（通常、これを租税原則といっている。）があり、国、地域、時代、あるいは、その価値観等によって異なるが、今日、一般的には、公平、中立、簡素の3つに集約されている。

税制は、財政の財源であるとともに政策的、道具的要素も含んでいる。そのため、実際に運用されている税制は、あるべき税制や望ましい税制から乖離しているといわれている。時代時代の要請により、税制は変革しなければならないものである。

戦後のシャープ勧告は所得課税の公平性を強調し、国民の間に国家経費負担意識を高めることにより、財政支出に対する民主的規制となることを狙ったものと言われている。しかし、当時の日本は戦後の復興、産業の復活等の要請から、税制は、公平性よりも租税特別措置による貯蓄奨励、企業の内部留保の充実、技術振興及び設備近代化、産業の助成、環境改善及び資源・地域開発等、特定の政策的なものに重点が置かれた。そのため、シャープ勧告後、数年で、その根底のもの（課税の公平性を基調）は変質していったといわれている。

制度は時代の要請にこたえるものでなければならず、時代の経過とともに税制への要請は変化する。戦前の税制は間接税の比率が高かったが、戦後はシャープ勧告の下で所得税を中核とする直接税中心の税体系とされ、今日まで継承されてきている。所得税を中核とする直接税中心の税体系は、経済の高度成長期には、

税収の自然増となったが、低成長時代には、税収の伸び率が低下することとなった。一方、歳出は税収にかかわらず、増大する傾向にあるため、財源不足をきたすこととなった。加えて、政策的要請が行き過ぎた税制には公平・中立・簡素という租税原則を著しく阻害するようになっていった。

米国では、1980年代いわゆるレーガン税制改革において、税率のフラット化と課税ベースの拡大により、公平・中立・簡素を実現しようとした。日本においても課税ベースを広くする(租税特別措置を極力なくす)ことと税率をさげることとを組み合わせることで経済を活性化させることを目指したが、1980年代の日本の税制改革は、税率のフラット化が先行したものであったといわれている。

小泉政権下で実施された三位一体改革も時代の要請にこたえるものであった。三位一体改革は、国庫支出金と地方交付税を削減し、国から地方への税源移譲(所得税から住民税へのシフト)を行うという地方の主要な財源を総合的に改革するものであった。

### 3 最近の税制改革の動き

#### (1)平成 23 年度税制改正大綱の取り扱い

平成 23 年度税制改正大綱(平成 22 年 12 月 16 日)で改正予定項目とされたものは、平成 23 年 6 月 30 日に公布、施行された①「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」と審議中で未成立の②「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」とに分割されている。国際的な比較で、いわれている法人所得に係る税率の引下げは、後者の②に含まれ、いまだ審議中である。しかし、今後の日本の経済の活性化を目指すことを視野にいれ、かつ、財源不足を補うこと等から法人に係る税負担の縮小、個人家計での個人負担の拡大が指向されているといえる。

#### (2)社会保障・税一体改革成案

平成 23 年 6 月 30 日、政府・与党社会保障改革検討本部は、税制抜本改革として注目されていた消費税に

ついて「2010 年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を 10%まで引上げ」とする「社会保障・税一体改革成案」を決定した。

当該成案では、2015 年度において、子育て支援や低所得者の基礎年金の加算などで約 3.8 兆円の財源が必要となる一方、医療費の抑制等の効率化で約 1.2 兆円を節減し、差し引き約 2.7 兆円が新たに必要になると社会保障費を推計している。

当該成案の基本的姿として、「社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」と「社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成」がうたわれている。

「社会保障の安定財源確保の基本的枠組み」において、「国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する」とし、消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使用しないとされた。消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にし、消費税収の社会保障財源化が明確にされたのである。

「社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成」を実現するために 2010 年代半ばまでに段階的に消費税率を 10%まで引き上げることが明示されたのである。

税制全体の抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性に配慮しつつ、平成 23 年度税制改正大綱を含む従来からの改革の方向性にそって、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進め、地方に係る事項については地方団体の意見に十分配慮して検討を進めることとされた。

### 4 実務家の視点における「課税の公平性」

#### (1)法人事業税

法人事業税は、応益性の原則に基づいて課税される。法人が事業活動を行う際に受け取る地方行政サービスの対価としてその負担を求められるのである。例えば、法人がある地域に新たに工場等を設けた場合には、その地域での公衆衛生費は増加する。この増加した行政

サービス費用を負担するのは当然ではないかという考え方が当該原則の根底にある。

平成15年度の地方税法改正により、法人事業税に外形標準課税が導入され、平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用された。これは、事業年度終了の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人に対し、従来の所得による課税（所得割）に加え、法人の事業活動の規模を表す付加価値割及び資本割により課税するものである。

外形標準課税導入以前の法人事業税は法人の所得（電気供給業等は収入金額）を課税標準として税額が算出されていた。これは、応益性の原則というよりは納税者の経済的能力に応じて課税すべきであるという応能性の原則に基づいたものである。この場合、所得の発生しない、いわゆる欠損法人は、地方行政サービスを享受しているにもかかわらず、負担をしないという税負担の公平性という観点から望ましい状況ではなかったのである。

地方税には、一般的な租税原則である、公平、中立、簡素の他に、税源の普遍性（地域ごとに税収の偏在が少なく）と税収の安定性（経済の好不況の影響を受けにくい）が求められる。経済の景気動向に影響されやすい所得のみ課税標準とすることは、税収の安定性の観点からも望ましいものではなかった。

これらの理由から一定規模の事業を資本金の大きさにもとめ、その事業規模をクリアした事業体につき、付加価値割と資本割という事業活動規模と地方行政サービスの享受とが関連づけられるとの前提のもとに外形標準課税が導入されたのである。

外形標準課税は、その申告項目が多岐にわたることから、事務手続きが煩雑である反面、効率的な事業運営をしている法人にとっては、税額が低く抑えられる税制である。

図表1は12月決算で平成22年に東京都区内のみでサービス業を営んでいる普通内国法人を前提とし、事業税及び地方法人特別税<sup>1</sup>を算出する場合で、通常の所得割を適用するケースと外形標準課税を適用するケースとを比較したものである。数値の前提は、資本金10百万円の法人（したがって、現下の制度上では、

当該法人は外形標準課税制度の適用はない。）で、付加価値割の基礎金額である報酬給与額が60百万円、純支払利子が10百万円、純支払賃借料が4.8百万円、単年度損益＝課税所得50百万円としている。図表1でわかるように当該ケースでは、通常の所得割を計算した場合の事業税及び地方法人特別税は4,740,300円となるのに対し、仮に、当該法人に外形標準課税制度が適用可能となる場合の事業税及び地方法人特別税は4,168,800円と571,500円も税額を低く抑えることができるのである。

外形標準課税の付加価値割や資本割が行政サービスの享受と密接に関連したものかどうかという制度の根本の問題はあるかもしれない。しかし、資本金が1億以下の中小法人でも効率的な事業運営を行っているところも少なからず見受けられ、課税の公平性から資本金が1億円以下の法人でも外形標準課税を選択できる制度も検討される価値はあるのではないかと考える。

また、外形標準課税対象法人を資本金のみで判定することも公平性の観点から今後検討すべきではないかと思われる。

## (2)法人における交際費等と個人事業における交際費

法人は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額について、原則として、課税所得の計算上、全額損金不算入とするものとされている。ただし、資本金額等が1億円以下の中小法人<sup>2</sup>に対しては、次の算式により、一定額について損金に算入することが認められている。

### 損金不算入額

$$= (\text{支出交際費等の額のうち定額控除限度額以下の額} \times 10\%) \\ + (\text{支出交際費等の額} - \text{定額控除限度額})$$

### 定額控除限度額

$$= 6 \text{ 百万円} \times \text{事業年度の月数} \div 12$$

ここで交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業

<sup>1</sup> 平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税法体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、事業税の一部を分離したものである。税額は「基準法人所得割額（あるいは基準法人収入割額）×税率」で算出される。ここで、基準法人所得割額（あるいは基準法人収入割額）とは、標準税率により、算出した法人事業税の所得割（あるいは収入割額）のことである。

<sup>2</sup> 平成22年4月1日以後に開始する事業年度からは、資本金の額又は出資金の額が5億円以上の100%子会社等は、定額控除の適用が対象外となり、支出交際費等の全額が損金不算入となる。

外形標準課税図表1

前提

単位：円

(付加価値割)		(資本割)	
①報酬給与額	60,000,000	資本金	10,000,000
②純支払利子	10,000,000	⑪資本等の金額	10,000,000
③純支払賃借料	4,800,000	⑫当該事業年度の月数	12
④収益配分類 = ①+②+③	74,800,000	⑬=⑪×⑫/12	10,000,000 C
⑤単年度損益	50,000,000		
⑥付加価値額 = ④+⑤	124,800,000		
⑦報酬給与額 / 収益配分類	80.21%		
⑧収益配分類 × 70/100	52,360,000		
⑨雇用安定控除額 = ①-⑧	7,640,000		
⑩課税標準となる付加価値 = ⑥-⑨	117,160,000 B		
		(所得割)	
		課税所得	50,000,000 A

事業税及び地方法人特別税

単位：円

1. 通常の所得割の場合			
<b>《法人事業税》</b>			
(所得割)	課税標準	税率	税額
	4,000,000	2.95%	118,000
	4,000,000	4.365%	174,600
	42,000,000	5.78%	2,427,600
法人事業税	50,000,000		2,720,200 a
	A		
<b>《地方法人特別税》</b>			
			基準法人所得割額
基準法人所得割額	4,000,000	2.7%	108,000
	4,000,000	4.0%	160,000
	42,000,000	5.3%	2,226,000
	50,000,000		2,494,000
	課税標準	税率	税額
地方法人特別税	2,494,000	81%	2,020,100 b
法人事業税及び 地方法人特別税合計	合計 (a+b=)		4,740,300
2. 外形標準課税制度適用の場合			
<b>《法人事業税》</b>			
(所得割)	課税標準	税率	税額
	4,000,000	1.69%	67,600
	4,000,000	2.475%	99,000
	42,000,000	3.26%	1,369,200
	50,000,000		1,535,800 c
	A		
(付加価値割)	課税標準	税率	税額
B	117,160,000	0.504%	590,400 d
(資本割)	課税標準	税率	税額
C	10,000,000	0.21%	21,000 e
法人事業税			2,147,200 f=c+d+e
<b>《地方法人特別税》</b>			
			基準法人所得割額
基準法人所得割額	4,000,000	1.5%	60,000
	4,000,000	2.2%	88,000
	42,000,000	2.9%	1,218,000
	50,000,000		1,366,000
	課税標準	税率	税額
地方法人特別税	1,366,000	148%	2,021,600 g
法人事業税及び 地方法人特別税合計	合計 (f+g=)		4,168,800

に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものである。ただし、次に掲げた費用は交際費等から除かれる。

- ①専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- ②専らその法人の役員、従業員これらの親族に対する接待等のために支出するものを除く、飲食その他これに類する行為のために要する費用であって、その支出する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額が政令で定める金額（5,000円）以下の費用
- ③上記①②のほか政令で定める費用（例えば、カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用など）。

交際費等は、冗費、乱費及び私的遊興費が含まれやすいため、交際費支出そのものの抑制を目的として当該規定が設けられている。

一方、個人事業の交際費は、その支出が家事上と業務上の両方にかかわりがあるいわゆる家事関連費でも、つぎの金額は必要経費となる。

- ・主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、業務に必要である部分を明らかに区分することができる場合のその区分できる金額
- ・青色申告者で、取引の記録などに基づいて、業務の遂行上直接必要であったことが明らかに区分することができる場合のその区分できる金額

法人の交際費等は、単なる、冗費、乱費及び私的遊興費の性格を有するだけでなく、事業遂行上「通常かつ必要な費用」としての支出も含まれていると考えることが一般的である。資本金額等が1億円以下である中小法人に対しては、一定額について損金に算入することが認められており、この部分では、個人事業との均衡は考慮されているが、事業遂行上「通常かつ必要な費用」としての支出は、会計上も費用であって、本来、損金に算入されるべきものであり、当該規定の見直しは必要であると考えられる。

### (3)法人税法は同族会社に対し、非同族会社より、厳しい扱いをしているか？

法人税法上、同族会社とは、株主等（その会社が自己株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の3人以下ならびにこれらと政令で定める特殊関係のある個人および法人が次のいずれかに該当する会社である。

- ア) その会社の発行済株式または出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数または総額の50%を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合
- イ) その会社の一定の議決権（事業譲渡等に関する議決権、役員選任解任に関する議決権や剰余金配当等に関する議決権等）の関する議決につき、その総数（議決権を行使することができない株主等有する議決権の数を除く。）の50%を超える数を有する場合
- ウ) 合名会社、合資会社又は合同会社の社員（その会社が業務を執行する社員を定めた場合には、業務を執行する社員）の総数の半数を超える数を占める場合

同族会社は、非同族会社とは異なる取扱いがなされている。その典型が同族会社の行為計算否認規定である。

同族会社の行為計算否認規定とは、つぎのようなものである。

税務署長は内国法人税である同族会社及び3以上の支店等を有する一定の内国法人（企業組合等）に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。これが同族会社等の行為又は計算の否認規定である。当該規定は法人税法第147条で準用されているため、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税に係る更正又は決定も対象となる。

当該規定は、同族会社を対象とし、非同族会社は対象となっていないため、憲法第14条第1項の法の下での平等に反するとの争いがあった<sup>3</sup>。判決では、当該

<sup>3</sup> 控訴審 東京高等裁判所 平成20年（行コ）第39号 平成20年9月10日 判決  
第一審 東京地方裁判所 平成18年（行ウ）第93号 平成19年12月19日 判決

規定が同族会社は、同族関係によって会社経営の支配権が確立されているので、法人税の負担を不当に減少させる目的で非同族会社では、容易になし得ないような行為計算をするおそれがあるので同族会社と非同族会社との課税負担の公平性を期するために、同族会社であるがゆえに容易に選択することのできる純経済人として不合理な租税負担を免れるような行為計算を否認し、同じ経済的効果を生ずるために通常採用される行為計算に従ってその課税標準を計算しえる権限を徴税機関に認めたものであって、同族会社に対してのみこのような行為計算の日金の規定を設けたことについては十分な合理性があると判断され、憲法第14条第1項に反するものではないとされている。

当該規定が課税の公平性を基礎にした実質課税の原則に基づく租税回避行為規制の規定であることは理解している。しかし、実務家の視点からは、たとえ、課税当局の羈束裁量によるものとはいえ、納税負担の予見可能性や法的安定性の確保を十分に考慮した運用を望みたいものである。

#### (4)消費税の問題点の解消について

日本の年間消費総額の推計から、1%の消費税率アップで、年間2兆500億円財源が確保されるといわれる。その税率アップの財政に与える影響は、他の税目に比し大きい。

社会保障・税一体改革成案においても、消費税を2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引上げることが明記され、数年後には消費税率が引き上げられることに現実味が増してきた次第である。

消費税は、課税の公平性から、その逆進性、ゆえに問題がある税目であるとの指摘も多くある。一般的に所得に占める消費支出の割合は、所得が低くなるほど高くなるため、消費に一律課税される消費税の負担率は、低所得者ほど高くなる。それゆえに逆進性があるといわれるのである。当該逆進性を緩和するために、食料品等の生活必需品は非課税項目とする方法もあるが、その場合には、租税の基本原則の一つである簡便性を害することとなる。社会保障・税一体改革成案に

おいては、「いわゆる消費税の逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再配分を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、」複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本的に総合的に検討としている。当該逆進性の問題は社会保障・税番号制の導入により、給付付き税額控除の仕組みの構築が可能となるともいわれている。

消費税は当該逆進性の問題以外にも免税点や簡易課税制度<sup>4</sup>によって、一般消費者などの負担者が負担した消費税のすべてが一部の事業者の手元に残ってしまう仕組みも問題がある。いわゆる消費税の益税問題である。また、ガソリン税、酒税、たばこ税等の二重課税の問題も内包している税制である。このような問題に対して、社会保障・税一体改革成案では、「消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について」検討するとされている。なお、平成23年度改正における消費税に関するものは、①免税事業者の要件の見直し②仕入税額控除の95%ルールの見直し③不正還付未遂罪の創設であった。

消費税の所々の問題点は、これまでの、あるいは、今後の税制改革で改正されていくと考えられるが、今後のさらなる基幹税制とするには、課税の公平性からの視点から常にモニタリングする必要がある。

#### (5)その他

上記のほか、最近感じる課税の公平性に関する項目を列記すると次のとおりである。

- ①法人税における役員給与
- ②個人住民税
- ③クロヨンと番号制

##### ①法人税における役員給与

法人税における役員給与（退職給与及びストック・オプション付与に係る経済的利益並びに使用人兼務役員の使用人部分を除く）は①定期同額給与②事前確定届出給与③利益連動給与という形態による場合のみ損金の額に算入され、それ以外の形態の場合には損金に

4 簡易課税制度は、事前に簡易課税の届出し、かつ、基準期間の課税売上高が50百万円以下であれば、仕入税額控除に際し第一種から第五種の事業区分ごとにみなし仕入率を適用するというものである。実務家としては、この簡易課税制度に関する届出（「消費税課税制度選択届出書」）は、とても気を使うものである。基準期間の課税売上高が50百万円を超えていたため、長年、本則課税による仕入税額控除を行っていたが、最近の経済環境の悪化等にもなると、課税売上高が50百万円以下になった場合には、従前に「消費税簡易課税制度選択届出書」が提出されていないかどうかを確認することにしている。この届出が潜水艦の急浮上のように突然、出てきたときには、場合によっては（例えば、その事業年度に、多額の設備投資をする計画などがある場合）、大変なことになるからである。

算入されない。そもそも当該規定自体の問題点も指摘されるが（役員給与の本質的な問題は、不相当に高額でないかどうかにあるのではないか）、有価証券報告書を作成しない中小企業法人には、③の利益連動給与の選択に道がなく、課税公平性の観点から望ましくないと考える。

## ②個人住民税

個人住民税は、都道府県民税と市町村民税からなっている。個人の確定申告業務をする際、関与先に対して、所得税の確定申告とその納付額を伝えることにくわえ、翌年の住民税の準備も促している。これは、法人住民税とは異なり、個人住民税が分離課税の退職所得を除き、前年の所得を対象として課されるからである。

所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。現行の個人住民税は納税の事務負担を軽減することに主眼がおかれ、現年課税となっていない。ITの活用や年末調整の仕組みの見直しより、事務負担増を回避し、現年課税ができる制度を考える必要がある。

## ③クロヨン番号制で解消できるか

6月社会保障・税番号大綱がまとめられ、個人に「番号」を法人に「法人番号」を付番する方針がうたわれた。社会保障・税番号制により、公平な給付・負担が可能となるとされているが、当該番号制により、従来、個人所得税における所得捕捉率の問題（いわゆるクロヨン）は解決されるであろうか。平成23年度税制大綱に「番号を利用しても事業所得や海外資産・取引情報の把握には限界がある」というように当該番号だけでは、所得捕捉率の問題の解消には限界があると考えられる。

## 5 おわりに

税制は、国民あるいは地域住民などの社会構成員間で、社会費用負担をどのように分かち合うかを定める仕組みである。それぞれの利害は、必ずしも一致するとは限らず、また、何を優先させるべきか時代とともに変遷する。そこに、種々の要請あるいは、仕組みの適応化としての税制改革が行われるのである。

実務家の視点で、不公平と感じる点を、いくつかの項目にあげてきたが、その根底には、どうしたら、納税者が、「仕方なく税金を払う」という意識ではなく、社会の構成員として、「より良い社会をつくっていくための社会費用としての税を、当然に、かつ、能動的に、預けるという意識」を持てるかが重要であると思う。能動的に預けるとは、税の徴収方法のみでなく、その用途も自分たちのこととして捉えることである。この意識を大多数の社会構成員が持つためには、税制の中核に「公平性」が不可欠なのである。

### 参考文献

- ・石 弘光『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社、1988年
- ・石 弘光『現代税制改革史—終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社、2008年
- ・政府・与党社会保障価格検討本部「社会保障・税一体改革成案」、2011年
- ・『税財政の今後の課題と展望（日本租税研究創立60周年記念 租税研究大会記録）』日本租税研究協会、2009年
- ・高橋利雄『わがくにの税制改革の経緯と租税論の展開』税務経理協会、2004年
- ・成道秀雄「法人税における損金不算入等の規定の総合的検討」（白土英成「Ⅱ 役員給与（法第34）」、上松公雄「Ⅲ 交際費等（措法61の4）」）『税務会計研究』第22号、税務会計研究学会、2011年
- ・林 宏昭『税と格差社会』日本経済新聞出版社、2011年

# 近年の税制改革の潮流とわが国における議論



城西大学経営学部准教授  
**柳下 正和**  
YANAGISHITA Masakazu

## プロフィール

中央大学大学院博士後期課程 単位取得退学  
1999年 城西大学経済学部 助手  
2004年 城西大学経営学部 講師  
2007年 城西大学経営学部 助教  
2009年 城西大学経営学部 准教授  
専門は財政学、地方財政

## 1 はじめに

厳しい経済情勢と雇用、東日本大震災の発生という状況の下、政権が交代して2回目の税制改正大綱が示された。わが国の財政は、未曾有の財政赤字を抱え、財政再建は待たなしの状態であるし、高齢化のための社会保障費をどのように賄うのかと解決しなければならない問題が山積している。こういった問題に対応しながら、必要な税収の確保を図りつつ財政再建を行っていかねばならない。また、国内情勢ばかりでなく、経済のグローバル化に対応し、わが国企業の国際競争力の強化といった課題も解決していく必要がある。

これまでも、数多くの税制改革が議論・実行され、税制がデザインされてきた。時代によって背景が異なるものの、税制改革が行われる際には、裏付けとなる租税理論や租税原則が存在してきた。税制改革の方向

性としては、しっかりとした理論・理念が背景にあり税制がデザインされることが望ましい。

本稿では、まず、これまでに税制改革においてよりどころとされてきた租税理論を整理する。次に、先進各国で行われてきた税制改革を紹介する。そして、わが国における最近の税制改正や抜本的税制改革の議論を検討する。そうした上で、わが国の税制改革が進むべき方向性を考えていきたい。

## 2 税制改革がよりどころとする理論

税制改革が行われる際、経済学、財政学、租税論の理論がよりどころとなる。理論的裏付けのない税制改革は受け入れられないものとなるであろう。

1980年代後半、アメリカで行われた税制改革は、全世界の税制改革の源となった。その時によりどころとなった理論が、「包括的所得税」の理論である。包括的所得税論は、アメリカの経済学者サイモンズによって唱えられた。その考え方は「課税の公平を最大限確保するためには、すべての所得を合算する必要がある」として、所得を「2時点間における経済力の増加、すなわち消費と資産の純増分」と定義する。これは、言い換えると、勤労の成果である労働所得とキャピタルゲイン等の資本所得を合算することと同じである。こうして算出した所得に、累進課税を適用する総合課税をほとんどの先進諸国で採用している。包括的所得税は、課税ベースである所得の定義が明快で、垂直的公平・水平的公平の確保の点で優れている。

包括的所得税であるが、次のような4つの問題が生じている。第1に、配当や利子などの資本所得に対す

る課税が経済に歪みを生じさせているという問題である。第2に、水平的公平の侵害の問題である。第3に、移動性の高い資本所得よりも勤労所得が相対的に重課されている問題である。第4に、租税回避や税制の複雑性の問題を生じさせている。実体経済の高度化・複雑化、グローバルな資金移動が進む中、これらの問題を抱える包括的所得税は、制度の限界が見え始めている。

以上のような、包括的所得税の批判に対して、課税ベースを消費とする税制改革案に焦点が当てられるようになった。「支出税」や最適課税論からの問題提起がそれに当たる。

課税ベースには「所得」、「消費」、「資産」があり、税を計算する際の「ものさし」として使われる。「所得」を課税ベースとする所得課税と「消費」を課税ベースとする消費課税は、課税ベースは異なるものの、個人にとっては、一生の間に得た「所得」を生涯かけて「消費」するので、おおよそではあるが、生涯所得＝生涯消費という等式が成り立つ。

公平に関しては、所得税が最も優れた税とされてきたが、19世紀後半のJ.Sミルは「所得は勤労という社会への貢献の結果得られるものであるが、消費は社会資源の浪費ともいえるので、個人が社会に貢献したときに得られる労働の対価としての所得（プールへの注入）に課税するよりも、彼らが社会から取り出し消費する（プールからの汲み出し）に課税するのが公平である」と主張した。

さらにこの主張を発展させ、20世紀前半のN.カルドアは「もともと個人の経済力は、単年度の所得で測るより、長期的にどれだけの消費を維持できるかという点に求められるので、一期間の消費額で測るのがよい」という考えを示し、「消費は、個々人のライフサイクルに応じて行われるので、消費への課税は生涯にわたって税の負担を求めることとなり、ライフサイクルを通じた税負担の平準化につながり、勤労時への過度な税負担を避けることができる」というメリットを強調した。

ここで、消費課税について優位性をまとめておこう（森信（2011）13 - 14 ページ参照）。

優位性については、包括的所得税より効率性と簡索性から優れた税制が構築可能である点が指摘されている。

まず、効率性からは、次の2点で包括的所得税が抱える問題が解決可能である。第1に、貯蓄や投資への二重課税が生じないこと、第2に企業の資金調達に中立的であることがあげられる。第1の点に関しては、所得税のもとでは、所得を得たときに一度課税され、貯蓄して利子が生じたときにまた課税される。こうしたことが、貯蓄に対してマイナスの効果をもつ。しかし、課税ベースが消費になると、それがなくなるので、経済効率が向上する。第2の点に関しては、所得税のもとでは、間接金融で銀行から資金を借り入れた場合、支払利子は経費として控除できる。そのため、株式を発行して資金を調達する直接金融よりも有利になる。そこで、企業は、多額の借入金をすることで、利子を経費に算入し企業利益を圧縮しようとする行動を取りがちとなる。課税ベースが消費になると、利子は企業段階で課税されることになるので、企業が上記の行動を取るインセンティブはなくなり、資金調達を直接金融にするか間接金融にするかの選択に中立的な税制となり、経済効率が向上することとなる。

次に、簡索性からは、税のしくみがシンプルで計算も簡単で透明性の高い簡素な税制が構築可能であること、タックス・コンプライアンスに優れていることが議論されている。

所得課税に対する消費課税の優位性は経済効率の点にあるが、反論もしくは短所としては、次のことが指摘されている。第1に、貯蓄への二重課税が解消され、貯蓄が増えるかどうかは、もっと貯蓄を増やそうとする所得効果と一定の貯蓄額が達成されれば、あとは投資に回そうとする代替効果を比較する必要ある。そのどちらが大きいかが明らかではないので、経済効率に資するかどうかは疑問であるという反論である。第2に、企業の設備投資が即時償却となるので、ハイテク産業のように資本の陳腐化のスピードが早い分野には有利であるが、すでに莫大な設備投資をしている企業は、償却不足が起き、不利になる問題がある。第3に、簡索性の点については、源泉徴収制度が完備されている所得税制に比べ、消費課税制度のもとでは、源泉徴収制度の導入が難しいので、滞納の問題が生じやすく、執行コストが増加するのではないかと指摘がある。

### 3 先進諸国における税制改革

包括的所得税に対する課題を解決するために、先進諸国においては、税制改革がさまざまな形で実施されている。ここでは、先進諸国における税制改革の議論について述べる。

包括的所得税に基づく税制が、公平性や効率性の両面で大きな問題を抱えているとの認識から、これに代わる税制として二元的所得税が考えだされた。二元的所得税は、個人の所得を賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン・不動産所得等の「資本所得」との2つに分けて、勤労所得には従来通り累進税率を課すが、資本所得には比例税率を課す。

二元的所得税は、スウェーデンを始めとした北欧諸国で採用された。採用の議論の背景には、包括的所得税に代わる税制として、「労働に比べて資本の供給弾力性が大きいので、資本に対しては勤労よりも軽い税率で課税することが効率的である」という最適課税論や資本所得に対する課税を排除しライフサイクルにおける税負担の公平を重視する支出税の考え方も取り込まれている。

二元的所得税に対する評価は次のとおりである（森信（2011）19 - 20 ページ）。北欧諸国において導入された二元的所得税であるが、その後、オランダやドイツなどヨーロッパ諸国で二元的所得税やそれに類似した税制を導入した国が増えている。このことは、経済のグローバル化や国際租税回避への対応策としての現実的な税制の存在を発揮していることの証左である。

その一方で、二元的所得税は、金融所得を分離し、低率で課税する。高所得者が金融所得を多くもつことから、垂直的公平の点で問題があるとの批判があった。この問題に対して、スウェーデン、オランダ、ドイツで行われた税制改革を全体として見ると、給付つき税額控除の導入、住宅手当や子育て支援等の社会保障支出の充実が行われている。つまり、二元的所得税の抱える垂直的公平の確保に対する心配を、社会保障と組み合わせることでバランスをとっている。ヨーロッパ諸国では、税と社会保障の一体改革を行うような政策運営が採用されているのである。

アメリカは、包括的所得税の理論に基づき、所得税制をデザインしてきた。課税の公平を達成するには、担税力に応じたきめ細かい負担の調整が可能となるので、さまざまな控除が導入された結果、税制がたいへん複雑になった。税制の複雑化には、政治プロセスの中に特定の利益集団の利害が入り込んでいることも原因となっている。さらに、タックスシェルターと呼ばれる所得税に特有の優遇制度を利用した租税回避の蔓延によって、その防止策が税制を複雑にしている。

複雑さを排除し、簡素な税制が求められようになる。簡素性あるいは効率性という観点から、消費を課税ベースとする税制改革案が出されてきたがその系譜を見ていこう。

消費を課税ベースとし、それを直接税として課税するのが支出税である。支出税の課税ベースは年間の消費に充てる資金の額である。その算出の仕方は年間の所得額から純資産（貯蓄）の額を差し引いて求められる。支出税のメリットとして、次のことがあげられている。生涯所得（生涯消費）に課税するので税負担が生涯にわたって平準化される。貯蓄に対する課税がなくなるので、キャピタルゲイン課税の問題やインフレ調整・減価償却の問題が排除される。

前述のカルドアが提唱した古典的な支出税を改良し、1974年にはアンドリュース教授が「前納型の支出税」を提案した。その後、1977年に財務省ブループリントや1978年のイギリスのミード報告で支出税導入の具体的な勧告が行われた。しかし、支出税は執行可能性の問題があり、先進国において導入はされていない。

付加価値をベースにした税制改革案としては、フラット・タックスやエックス・タックスがある。フラット・タックスは、付加価値を個人段階の賃金と法人段階のキャッシュフローに分けて、同じ税率で課税する。個人も法人も単一のフラットな税率で一度だけ課税される。フラット・タックスの長所は簡素性にある。アーミー議員が提案した法案では、フラット・タックスの申告書は葉書1枚で可能とされ、年間400億ドルともいわれる税務申告に関するコストが削減されるとしていた。フラット・タックスの短所は、税率がフラットであることから逆進的な負担になることである。この短所を改良すべく考えられたのがエックス・タックス

である。個人の賃金には累進税率で課税され、垂直的公平の確保には、勤労税額控除等の給付つき税額控除がセットで考えられている。

2006年11月にはブッシュ大統領税制改革諮問委員会が「簡素・公平・経済成長」という報告書を公表した。第1案と第2案の二つから成るこの報告書は、複雑化した現行税制の簡素化と効率化を狙いとしている。第1案は所得課税の枠内での改革案であるが、第2案は、成長・投資促進のための税制案として上記のフラット・タックスやエックス・タックスをベースとした案が提案されている。

先進国で唯一、付加価値税（VAT）を導入していないアメリカであるが、ここでふれた税制改革案を見る限り、消費を課税ベースとする税制には、経済政策上さまざまなメリットがあり、今後も議論が続くと指摘されている。

## 4 わが国における税制の「抜本的」改革案

先進各国における税と社会保障の一体改革を受けて、わが国においても民主党への政権交代後、『平成22年度税制改正大綱』、『平成23年度税制改正大綱』と2度の税制改革案が出されている。

『平成22年度税制改正大綱』では、以下の視点・方向性が示されている。

- ①納税者の立場に立ち「公平・透明・納得」の税制を築くこと
- ②「支え合い」のために必要な費用を分かち合うこと
- ③税制改革と社会保障改革を一体的にとらえること
- ④グローバル化に対応できる税制を構築すること
- ⑤地域主権改革を推進するための税制を構築すること

これらの視点・方向性については次のように解説されている（中村（2011）47ページ）。第1に、従来、租税原則は「公平・中立・簡素」と政治と市場の両にらみの原則であったが、新政権発足後に出された「公平・透明・納得」という租税原則は政治志向の原則へシフトした。第2に、「必要な費用を分かち合う」こ

となく、公債依存が続いている現実を踏まえ、増税の必要を訴えるものとして解釈される。第3に、「税と社会保障の一体的改革」をキーワードとして、増税が社会保障関係費の財源として使われるのが前提であれば、社会保障の内容が国民に十分に納得されるものでなければならない。第4に、税制が国内問題として処理し得ないテーマとなったことである。第5に、1990年代以降、「地方分権」が議論されてきた。これが、新政権では「地域主権」の看板が掛け変わり、具体的な政策によってその真価が問われることになる。

『平成23年度税制改正大綱』は、『平成22年度税制改正大綱』を踏襲し、①デフレ脱却と雇用のための経済活性化、②格差拡大とその固定化の是正、③納税者・生活者の視点からの改革、④地方税の改革と住民自治の確立のに向けた地方税制度改革の4つを柱とした税制改正が構想された。今年度の改正については、次のような点で留意が必要であることが指摘されている（中村（2011）48 - 49ページ）。①経済活性化に重きをおくもので、租税原則として掲げられた「公平・透明・納得」につながるかは検討を要する問題である。②格差是正についてもいくつかの新方向が示されたが、これが「公平」の実現のためばかりでなく、「増収」を本音としているため、長い目で考える必要がある。

『平成23年度税制改正大綱』に関しては、「不安定な政権ゆえに、『抜本的な税制改革』には程遠いが、法人税率の引き下げ、給与所得控除の見直しなど、従来懸案とされてきた問題についての新たな動きと重要な改正内容が盛り込まれている」とされている。

先進各国には共通ともいえる税制改革の課題がある。それは、グローバル化する経済の下で、税の公平と経済の活性化を両立させつつ、高齢社会に必要とされる公共サービスのための税収をいかにして確保するかということである。「効率」と「公平」はトレードオフの関係にあるが、先進各国の政府は「効率」と「公平」を調和・両立させるような税制を設計すべく、税制と社会保障を一体化させるような改革案の検討、さらには実際に改革を実施してきた。その方向性としては、法人税や金融所得課税を引き下げ、経済の活力を維持し、成長志向的な税制を構築する一方、給付つき税額控除の導入で公平な税制を構築するという潮流が見てとれる。

さて、わが国の「抜本的な税制改革案」としてどのようなことが議論・検討されているのかを見てみよう。

森信茂樹教授は、わが国の税制改革の具体的方向として次のような議論を示している（森信（2011）28 - 29ページ）。効率的な税制改革の方向性については、最終的に消費税のシフトにつながっていくことが望ましいとしている。その理由として、①貯蓄・資本蓄積に有利な成長促進税制であること、②利子・配当の二重課税がなくなり、直接金融と間接金融の選択に中立的であること、③付加価値税（VAT）は国境税調整が容易で、タックス・コンプライアンスが高いことをあげている。また、租税回避との関連で、租税特別措置の入る余地が少ないため、簡素な税制が構築でき、水平的公平が確保されるメリットがあげられている。消費税に関して、逆進性が所得再分配を妨げる問題として出てくるが、このデメリットに対しては、カナダ型の給付つき税額控除を導入することでクリアできるとしている。

土居丈朗教授は、巨額の財政赤字を抱え、東日本大震災の発生で新たな財政負担が余儀なくされている中、今後の税制のあり方として、社会保障の機能強化につながる安定的財源の供給と財政健全化に資する財源確保の両立を目指すために、消費税を重視する税制改革を提案している（土居（2011）22 - 23ページ）。消費税が優れている理由として同教授は次のことをあげている。①所得税は納めないが、消費額が高く豊かな生活を送っている高齢者は、十分な租税負担能力を有しているにもかかわらず、所得税では負担を求めることができないが、消費税では可能である。②所得税の支払額の分布と消費税の支払額の分布を比較すると、消費税は勤労世代と高齢世代の間で支払い額の分布の小さいことから世代間格差是正の観点で望ましい。③社会保障の財源として消費税を所得税や法人税と比べると、財源としての安定性や国際競争力・経済成長の観点から優れている。

## 5 おわりに

本稿では、税制改革がよりどころとしてきた理論を整理し、先進各国で検討されてきた税制改革案や実際

に行われてきた税制改革を振り返り、わが国の税制改革の方向性について論じた。

包括的所得税の理論は、課税ベースの定義が明確で公平性が確保しやすい。しかし、それをよりどころとしてきた税制は、経済のグローバル化から挑戦を受けている。資本所得や金融所得は移動の速度が速く、捕捉が難しくなっているうえ、キャピタルゲインの課税も税務執行上問題を抱えているままである。包括的に課税することが難しいのであれば、資本所得や金融所得は分離して課税をしようとする二元的所得税がグローバル化にはより対応していることにもなる。だが、金融所得を分離し、軽課すると垂直的公平が損なわれることにつながる。

税制をデザインするにおいて「公平」と「簡素」は両立しがたい関係にある。「公平」を強調すると複雑な税制となりやすく、その複雑さがマイナスの面となりうる。そこで、簡素な税制を目指した税制改革案が検討されることになる。支出税のように課税ベースを所得から消費へ変更する案も出てきたが、この税制は採用している先進国がない。しかし、1年という期間の税負担で測るということで生涯のある時点の税負担が大きくなることよりも、生涯所得（生涯消費）に課税する方が、税負担が生涯にわたって平準化され、公平と簡素を両立できる点で優れているとする考え方に注目が集まっている。

平成23年度税制改正は、それが実行されれば、所得税の税収機能や再分配機能の回復へ向けた一歩が踏み出された点で大きな意味をもつと評価されている（中村（2011）77ページ）。税制調査会は所得税と消費税を「車の両輪」としているが、消費税の増税がさしあたって封印されているので、所得税から手を付けたということである。改正の方向性としては、所得控除から税額控除へ、さらに給付を組み合わせることで税率を変更せず、所得再分配効果を高めることができるため、欧米諸国で導入されている勤労所得控除を導入することで格差の税制が図れるとされている。そのための前提として、番号制の導入も検討されている。

消費税に関しては、社会保障費の財源調達手段として議論されることが多い。先進各国における税制改革の議論を見ると、消費課税へのシフトという潮流が見られ、本稿でも取り上げた消費課税のメリットを前面

に出した抜本的な税制改革の議論が必要とされている。消費税には逆進性というデメリットが存在し、カナダ型の給付つき税額控除を導入することでそのデメリットはクリアでき、逆進性の問題は解決できるとされている。

「公平」や「効率」、「簡素」などといった租税原則の実現は、1つの税でそのすべてを満たすのではなく、いくつかの税の組み合わせで、一つの租税体系の中で図られるとされてきた。平成23年度税制改正で掲げられた租税原則は所得税の改革を実行し、公平な税制を透明な決定プロセスを通じ、国民が納得いく税制として実現することを目的としている。その目的が実現して、消費課税へのシフトが「抜本的な税制改革」として議論されるであろう。カナダやニュージーランドで導入されている給付つき税額控除制度を参考に、消費税の逆進性を所得税の税額控除との組み合わせで解決を図る方向で議論が行われるだろう。それが、どのような租税原則で実現され、税制改革が行われるかには議論を要するところである。

#### 参考文献

- 岩波一寛（2008）「租税、公債の目的財源化と租税原則の変質—受益と負担の対応による応能性の排除—」『税制研究』No.54。
- 加藤寛、横山彰（1994）『税制と税政—税制かくあるべし』読売新聞社。
- 栗林隆・半谷俊彦編著（2006）『租税論研究—税制改革と課税の公平』五紘舎。
- 坂本忠次（2009）「わが国の租税政策に関する一私見—故山谷山治雄先生の業績を省みて思うこと—」『税制研究』No.56。
- 土居丈朗編著（2010）『日本の税をどう見直すのか』日本経済新聞社。
- 土居丈朗編著（2011）『復興期の税制改革の方向性』『税経通信』。
- 中村良広（2010）「政権交代と税制改革—平成22年度税制改正大綱を中心に—」『自治総研』379号。
- 中村良広（2011）「政権交代と税制改革第2弾—平成22年度税制改正大綱を中心に—」『自治総研』390号。
- 西山由美（2011）「EU付加価値税の現状と課題—マーリーズレビューを踏まえて」『フィナンシャルレビュー』。
- 野口悠紀雄（1994）『税制改革のビジョン』日本経済新聞社。
- 森信茂樹（2007）『抜本的改革と消費税』大蔵財務協会。
- 森信茂樹（2011）「グローバル経済下の租税政策—消費課税の新展開」『フィナンシャルレビュー』。
- 諸富徹（2010）『グローバル時代の税制改革—公平性と財源確保の相克』ミネルヴァ書房。
- 和田八束（1997）『税制改革の理論と現実』世界書院。
- 渡辺智之（2011）「ニュージーランド税制改革における消費課税—GST導入から引上げに関する考察」『税務弘報』。
- Institute for Fiscal Studies (1978) *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*, George Allen and Unwin.
- Sorensen ,Peter Birch (1998) *Tax policy in the Nordic countries*, Macmillan. (馬場義久監訳 (2001) 『北欧諸国の租税政策』日本証券経済研究所。)
- The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2006) *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposal to Fix America's Tax System*, William S. Hein & Co.
- U. S. Department of Treasury (1977) *Blueprints for Basic Tax Reform*, Department of Treasury.

# 課税単位と給付付き税額控除

## —最適所得税論の視点から—



関東学院大学非常勤講師

**高松 慶裕**  
TAKAMATSU Yoshihiro

### プロフィール

早稲田大学商学部卒業  
早稲田大学大学院商学研究科博士後期課程単位取得  
主要業績

『貧困による負の外部性を考慮したOptimal Tax Mix』  
『産業経営』第42号、2008年  
『家庭内生産を考慮した世帯への最適課税と課税単位の選択』  
『早稲田商学』第422号、2009年など

上で社会保障給付を行うものである。本稿は、税と社会保障の一体改革の議論を踏まえ、所得税の課税単位と給付付き税額控除制度の受給単位の関係とその制度設計に焦点を当てたい。最初に、所得税制上の課税単位と給付付き税額控除の受給単位に関する諸外国の現状を明らかにする。その後、どのような課税（受給）単位が望ましいかについての理論的整理として、近年研究が進展している世帯に対する最適所得税の研究動向を紹介する。

## 2 課税単位の類型と給付付き税額控除：諸外国の現状

### 1 はじめに

近年、税と社会保障の一体改革の必要性が高まってきた。わが国の税制と社会保障制度は別個に運営されており、その負担（租税と社会保険料）と給付について整合性のとれた制度設計に必ずしもなっていない。また、累次の所得税減税により税制の再分配機能は低下してきた一方、わが国の政府債務残高や財政赤字の現状を踏まえれば、税制の財源調達機能を回復させるべく、消費税の増税や所得税の課税最低限の見直しなども検討課題となる。このような論点を踏まえ、諸外国において導入・拡大が進んできた“給付付き税額控除制度”をわが国でも導入するべきであるといった考えも有力になりつつある。

後述のように、給付付き税額控除制度とは所得税制

#### (1) 所得税の課税単位

最初に所得税の課税単位について整理しておこう。所得税の課税単位とは、その税額計算を行う人的単位のことであり、一般に世帯単位方式と個人単位方式に分類できる。世帯単位方式は、消費生活を共にする世帯を1つの納税単位とみなし、世帯構成員に帰属する所得を合算して課税する方式である。世帯単位方式はさらに、合算非分割課税（世帯の所得を合算して税率表を適用する）と合算分割課税（世帯の所得を合算した上で分割し、分割された所得のそれぞれに対して税率表を適用する）とに分かれる。現行の世帯単位方式の制度形態としては、合算分割課税である米国の二分二乗方式とフランスの家族除数方式（N分N乗方式）が有名である<sup>1</sup>。このような世帯単位方式の特徴としては、(i) 世帯の各個人は同一の限界税率に直面する、

1 二分二乗方式は、夫婦の所得を合算したあと、その半分金額に単身者と同一の控除及び税率表を適用して税額を算出し、これを2倍したものを夫婦の税負担額とする。家族除数制度は、配偶者のほか扶養子女の数も考慮に入れて家族除数（係数）を決定し、世帯の総所得をこれで割った金額に控除と税率表を適用して税額を算出し、算出税額に除数を乗じたものを税負担額とする。例えば、フランスのN分N乗方式は、家族除数として、父親、母親にはそれぞれ1を、子どもには0.5をカウントする（ただし、第3子以降の子どもは1人当たり1とする）。税率構造の累進性を前提として、子どもの多い家庭ほど低い税率が適用されて、所得税額は低くなる。

(ii) 世帯の各個人の稼得額にかかわらず、夫婦合算所得が同一の世帯は同一の税額を負担する、(iii) 世帯内の各個人には、限界税率に相互依存性がある、といった点があげられる。世帯単位方式では、夫あるいは妻の生活水準が、法律上、自分に帰属する所得ではなく、夫婦合算の所得水準に依存する、と考える。

個人単位方式は、所得を稼得する個人をそれぞれ独立の納税単位とみなし、その個人に帰属する所得に課税する方式であり、同じ税率表が世帯の各個人の所得に別個に適用される。個人単位方式には、限界税率の独立性の性質があり、例えば、妻の稼得所得の増加は、夫の限界税率には影響を与えず、自身の税額のみに影響する。世帯の各個人の労働供給行動への中立性という観点からは、世帯単位方式よりも個人単位方式のほうが優れているといえる。なお、個人単位方式の下での税率構造のフラット化は、夫婦間で直面する限界税率が近接するという意味で、世帯単位方式への移行と解釈することも可能である。

世帯単位方式と個人単位方式の理念型はこのように整理されるが、実際には、個人単位方式の下でも世帯の状況を考慮した人的控除が設定される場合や、税制を1つの課税単位方式で運営するのではなく、これらの方式を組み合わせた折衷方式が存在する。OECD 諸国が採用する課税単位の実態を見てみると<sup>2</sup>、OECD 加盟 34 カ国のうち、23 カ国が純粋な個人単位方式を採用しており<sup>3</sup>、純粋な世帯単位方式を採用するのは、フランス、ルクセンブルグ、ポルトガル、スイスの4カ国である。また、折衷方式として、個人単位方式を用いるが、世帯単位方式も選択可能な国は、アイスランド（資本所得が世帯単位方式）、ノルウェー、ポーランド、スペインの4カ国であり、世帯単位方式を用いるが、個人単位方式も選択可能な国は、ドイツとアイルランドの2カ国である。米国では、夫婦は個人単位方式と世帯単位方式のどちらかで申告を行う。このように国際的な潮流としては個人単位方式を採用する国が多く、OECD 諸国は、世帯単位方式から個人単位方式へ移行しつつあるといえるが、各国の社会的・文化的背景、その時々を経済情勢や政策目的により採

用形態は異なる。

## (2) 給付付き税額控除

次に給付付き税額控除制度について注目しよう。給付付き税額控除とは、所得税制上の税額控除の一種であり、負の所得税の一形態である<sup>4</sup>。負の所得税とは、稼得所得が課税最低限を下回った家計には所得税を課税するのではなく、むしろ当該所得税率により所得移転を行うといったものである。給付付き税額控除は、このような負の所得税の考え方を取り入れた還付方式による税額控除制度である。税額控除には、「還付方式」（税額控除額が算出税額を上回った場合、その差額を還付（社会保障給付）する方式）と「課税相殺方式」（税額控除額が算出税額を上回ったとしても超過額を還付することはせず、支払税額を単にゼロとする方式）があり、厳密な意味での給付付き税額控除制度とは還付方式による社会保障給付を受けられる税額控除のことを意味すると考えられるが、相殺方式を採用する場合や単に手当を課税当局が支給する場合でも給付付き税額控除に分類されることがある。このような給付付き税額控除は、米国、英国、ドイツ、フランス、オランダ、スウェーデン、カナダ、ニュージーランド、韓国といった国で導入されている<sup>5</sup>。

諸外国で給付付き税額控除制度が導入されてきた背景には、従来型の税制および社会保障制度が、課税最低限以下の低所得者層の就労インセンティブを損ない、税制や社会保障制度が「失業の罟」、「貧困の罟」を惹起し、ひいては税や保険料負担を増大させて「高い労働コスト」につながるとの指摘がある<sup>6</sup>。給付付き税額控除制度は、低所得者層への再分配を行う際に、低所得者へ労働インセンティブを与えながら所得移転を行うというワークウェアの考え方に基づいている。わが国においても、セーフティネットとしての生活保護制度が存在するが、就業可能な貧困者への支援は十分とはいえない。また、失業時には、雇用保険による失業等給付や雇用保険未加入であっても緊急人材育成支援事業（2011年度より求職者支援制度へ移行予定）により、職業訓練を受けながら一定の生活費を受給で

2 OECD (2011) の“country details”を参照して作成している。

3 内訳は、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ、エストニア、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、イタリア、日本、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、スロヴァキア、スロベニア、スウェーデン、トルコ、英国である。いずれも2010年現在。

4 所得税の基本的な算定式は、(1) 各所得源泉からの収入金額－必要経費＝各所得金額、(2) 各所得金額を合計した総所得金額－所得控除＝課税所得、(3) 課税所得×税率＝算出税額、(4) 算出税額－税額控除＝納付税額、という形である。

5 諸外国の給付付き税額控除の概要については、鎌倉（2010）が詳しい。

6 内閣府（2002）p.4 参照。

きる、といった制度が整備されてきたが、非正規労働者や派遣労働者をはじめとするワーキング・プアへの所得再分配は十分ではない。労働促進的な所得再分配政策は現在求められる政策の1つといえよう。

また、各国の所得税改革では所得税の各種負担調整が所得控除中心から税額控除中心へと移行してきた。所得控除は、限界税率に関して控除額が一定な税額控除と異なり、限界税率が高い者ほどその控除額が大きくなる（控除額＝限界税率×所得控除額）という性質を持つため、累進税率構造の下では高所得者ほど控除額が大きくなり、低所得者よりも高所得者が有利になる。このような所得控除による負担調整は、高所得者に多くの恩恵を与えながら、所得税の課税標準を侵食し、その財源調達機能を損なうと判断されてきた。一方、所得控除の縮減は課税最低限の低下を意味し、低所得者層の負担増大となるため、これを（給付付き）税額控除で調整するという方法がとられてきたのである。

諸外国の給付付き税額控除は政策目的によりいくつかのタイプに分けられる。森信（2008）に従えば、(i) 勤労税額控除、(ii) 児童税額控除、(iii) 社会保険料負担軽減税額控除、(iv) 消費税逆進性対策税額控除の4タイプが存在する。これら4つの政策目的はしばしば重複し、例えば、勤労促進が目的の勤労税額控除であっても、子どもの数が多いほど控除額が多くなるといった児童税額控除の特徴を持つこともある。具体的な制度設計は各国で異なるが、これら給付付き税額控除の主な特徴としては、(i) 還付方式を採用する、(ii) 一定の就労条件を満たした者にのみ適用する、(iii) 控除額は、子どもの数や所得額などにより変化する、といった点があげられる。

### (3) 給付付き税額控除採用国の代表例

給付付き税額控除の4タイプの代表例は、米国と英国、カナダ、オランダで実施されている。そこで、上記4カ国の所得税制の課税単位方式や所得税における負担調整の方法、採用する給付付き税額控除およびその受給単位について見てみよう。

各国の例を見る前にわが国の制度について確認すると、所得税の課税単位は個人であり、各負担調整は、納税者本人へは基礎控除、配偶者へは配偶者控除、扶養児童へは扶養控除といった所得控除で行われており、給付付き税額控除は導入されていない。なお、近年の改正で、子ども手当の導入により年少扶養親族に対する扶養控除は廃止され、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ分は廃止された。

表1からわかる通り、米国では、所得税の課税単位は、個人と夫婦共同申告での選択が認められている。納税者や扶養児童の考慮は所得控除で行われる一方（personal exemption等）、配偶者の考慮は行われな（ただし、夫婦共同申告における税率表は高所得者層にとって有利となっている）。給付付き税額控除としては、勤労税額控除であるEITC（勤労所得税額控除；Earned Income Tax Credit）や児童税額控除のCTC（Child Tax Credit；児童税額控除）が導入されており、受給単位は世帯である。米国EITCは給付付き税額控除の代表例であり、控除額は子どもの数により増加する。また、所得の増加とともに控除額も増加する逓増段階、控除額が一定となる一定段階、所得の増加に応じて控除額が減少する逓減段階が設けられている。

英国所得税の課税単位は個人であり、負担調整は納

表1 代表的な給付付き税額控除の採用国の個人所得税制度

	米国	英国	カナダ	オランダ	
課税単位	選択制	個人	個人	個人	
納税者本人の考慮	所得控除	所得控除	税額控除	税額控除	
配偶者の考慮	—	—	税額控除	—	
扶養児童の考慮	所得控除	—	—	手当	
給付付き 税額控除	勤労税額控除	EITC	WTC	WITB	EPTC
	児童税額控除	CTC	CTC	CCTB	—
	消費税逆進性対策税額控除	—	—	GST credit	—
	受給単位	世帯	世帯	世帯	個人

各国とも主要なもののみを掲載している。

（出所）OECD（2011）を参考に筆者作成。

税者本人へは所得控除（personal allowance）で考慮する一方、配偶者や扶養児童への調整は存在しない。一方、給付付き税額控除である WTC（Working Tax Credit；就労税額控除）や CTC（Child Tax Credit；児童税額控除）には配偶者について考慮する要素が加味されている。英国 WTC の特徴は、一定の労働時間を満たすことで給付が開始される点にあり、所得の増加に応じて、WTC・CTC の給付額は減少していく。

カナダは個人単位方式の所得税であり、各負担調整は所得控除ではなく、相殺方式の税額控除で設計されている。加えて、給付付き税額控除により世帯純所得に応じて、勤労税額控除である WITB（Working Income Tax Benefit）や児童税額控除である CCTB（Canada Child Tax Benefit）等と消費税逆進性対策としての GST credit（Goods and Services Tax Credit；GST クレジット）が導入されている。このように給付付き税額控除の受給単位は世帯であり、世帯純所得が一定額を超過すると、税額控除は減少していく。

最後に、オランダも個人単位方式の所得税である。納税者本人の負担調整は税額控除（general tax credit）で行われる。この税額控除額が算出税額を超過した場合、配偶者へ移転できるという特徴を有したが、2024 年までに段階的に廃止されることが決定している。給付付き税額控除として分類される EPTC（Employed Person's Tax Credit；被雇用者税額控除）の控除額は所得額に応じて変化するが、厳密には給付付きではなく、税額控除額が算出税額を超過した場合には、社会保険料からのみ控除することができる。この理由により、社会保険料負担軽減のための給付付き税額控除に分類される。

このように給付付き税額控除は稼得所得または労働時間により控除額（受給額）が変化する、課税庁により運営される、といった特徴をもつ。上記の議論より所得税制自体を個人単位方式で運用し、給付付き税額控除も個人単位方式で設計するのはオランダのみであり、課税単位は個人単位方式である英国、カナダは給付付き税額控除の受給単位は世帯となる。さらに、米国は給付付き税額控除を受給するために夫婦共同申告を要件としている。このような制度設計上の相違点は、租税理論からはどのように説明できるであろうか。次

節では最適所得税の理論から考察していく。

### 3 最適課税論からのアプローチ

最適課税論は租税理論の 1 つであり、課税による資源配分への歪み（効率性）と所得分配の公平性のトレード・オフを考慮し、両者の調整を図りながら、社会厚生を最大化するような課税のあり方を考察する。そして、その税目として所得税のみに焦点をあてたものが最適所得税の理論である。この理論より、最適な所得税構造は、(i) 公平性への社会の価値判断、(ii) 所得分布の形状、(iii) 労働供給の賃金弾力性、によって決定されることが知られている。例えば、課税前の所得分配が不平等であるほど、労働供給の賃金弾力性が小さいほど、そして社会の価値判断が垂直的公平性を重視するほど、高い累進構造をもった所得税構造が正当化される。

労働促進的な再分配政策である給付付き税額控除を考える際には、その課税単位や受給単位の労働供給行動への影響を考慮する必要がある。一方、最適所得税の理論的研究の多くでは、各家計は 1 人の稼得者のみからなると想定してきたため、各家計の世帯構成や課税単位の問題は捨象されてきた。近年の最適所得税論の進展の 1 つとしては、稼得者が複数いる世帯に対する望ましい課税のあり方を検討することがあげられる。

最適所得税論における課税単位の取り扱いに関する古典的な議論としては、線形の（単一の限界税率と税額控除（一括移転）からなる）所得税の枠組みを採用した Boskin-Sheshinski（1983）の分析が存在する。彼らは、実証的には夫婦間で労働供給の賃金弾力性に差があり、夫（第 1 次稼得者）よりも妻（第 2 次稼得者）の方がその値が大きいことに注目し、ラムゼーの逆弾力性命題と同様、労働供給の賃金弾力性が大きい妻側を軽課すべきであるといった女性（第 2 次稼得者）軽課の個人単位方式による運営が望ましいことを示唆した。

一方、近年、非線形の（税率構造に一切の制約は存在しない）所得税の枠組みでも分析が進みつつあり、Cremer et al.（2007）や高松（2009）などがある。Cremer et al.（2007）は非線形最適所得税の枠組みで

課税単位の選択に関する分析を行い、世帯単位が望ましくなる条件を導出している。彼らは、特に家計の効用関数が分離可能で、労働の不効用が等弾力的のとき、すべての世帯で夫婦間の生産性（賃金率）の比率が等しければ世帯単位が望ましくなるが、このケースは少ないと結論付けている。

また、高松（2009）は家庭内生産もモデルに組み込んでいる。家庭内生産とは、家庭内で行う家事サービスや子育てのことである。所得税は市場での労働供給行動だけでなく、家庭内生産に対する夫婦間の時間投入比率への歪みも生じさせるという指摘があり、家庭内生産を考慮すれば世帯単位方式の方が望ましくなるかもしれない。しかし、高松（2009）は課税単位の選択基準が市場での生産性（賃金率）だけでなく、夫婦間の家庭内の生産性の分布に依存し、関数形の特定化を前提として、すべての家計の賃金比率と家庭内の生産性比率が等しくなる場合には、世帯単位が望ましいことを示した。これらの研究からは、すべての家計で夫婦間の特性が似通っている場合には、世帯単位方式が望ましいことが示唆される。世帯単位方式による課税が望ましくなる条件を満たすことは厳しいといえよう。

このように、最適所得税の研究からは、個人単位方式による運営が望ましいことが示唆される。これは近年の所得税の課税単位方式の国際的潮流を正当化するものである。また、最適所得税の理論は負の所得税を前提としており、所得税と移転支出を一体的に考察可能である。このことを踏まえれば、負の所得税の一形態である給付付き税額控除についても、個人単位方式による運営が望ましい、と推論できるかもしれない。

しかし、その結論は早計であろう。その理由は、上記で紹介した最適所得税の分析では、家計の労働供給行動として「労働時間の選択モデル」（家計は所得税率（限界税率）の変化に応じて、労働時間や勤労意欲を変化させる）を想定しているためである。一方、給

付付き税額控除制度について考察するには、家計の労働供給行動として「就業選択モデル」（家計は所得税負担（平均税率）の変化に応じて、就業と失業の選択を行う）の方が適切かもしれない。給付付き税額控除は、失業者を労働参加させるという政策目標があるためである。言い換えれば、労働時間の選択モデルは、主に中高所得者層の労働供給行動を、就業選択モデルは低所得者の労働供給を、それぞれモデル化するものなのである。実際、Saez（2002）は就業選択モデルを用いた最適所得税の分析を行い、所得の増加とともに控除額が増加する給付付き税額控除の逡増段階が正当化されるといった結果を示している。ただし、課税単位の選択問題に関しては、このモデルは注目されなかった。家計の労働供給行動として就業選択モデルを採用した分析が給付付き税額控除の制度設計を考える際には必要となるだろう。

## 4 おわりに

本稿は、税と社会保障の一体改革の議論が進む中で給付付き税額控除に注目し、所得税の課税単位と給付付き税額控除の受給単位のあり方について考察してきた。国際的潮流としては、所得税の課税単位方式では個人単位方式を採用する国が多い一方で、給付付き税額控除の受給単位では世帯単位方式を採用する国が多いといえる。最適所得税の理論的研究が示唆する望ましい課税単位方式は個人単位であるが、現状では、給付付き税額控除の受給単位について確定的な結論を得るには至っていない。今後の最適所得税の理論的研究では、給付付き税額控除の受給単位として、個人と世帯のどちらが望ましいのかを検討できる枠組みを作る必要があるといえよう。

### 参考文献

- 鎌倉治子（2010）「諸外国の給付付き税額控除の概要」『ISSUE BRIEF』No. 678、国立国会図書館。  
 高松慶裕（2009）「家庭内生産を考慮した世帯への最適課税と課税単位の選択」『早稲田商学』第 422 号、pp. 139-170。  
 内閣府（2002）「海外諸国における経済活性化税制の事例について」『政策効果分析レポート』No.12。  
 森信茂樹（2008）「給付付き税額控除：日本型児童税額控除の提言」、中央経済社。  
 Boskin, M. J. and E. Sheshinski (1983) "Optimal Tax Treatment of the Family: Married Couples", *Journal of Public Economics*, 20, pp. 281-297.  
 Cremer, H., Lozachmeur, J.-M. and P. Pestieau (2007) "Income Taxation of Couples and the Tax Unit Choice", CESifo Working Paper, No. 2005.  
 OECD (2011) *Taxing Wages 2010*, OECD Publishing.  
 Saez, E. (2002) "Optimal Income Transfer Programs: Intensive versus Extensive Labor Supply Responses", *Quarterly Journal of Economics*, 117(3), pp. 1039-1073.

# カーター報告の教え —古典に学ぶ課税の公平—



千葉商科大学教授 経済研究所長

**栗林 隆**  
KURIBAYASHI Takashi

## プロフィール

東洋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了、博士（経済学）  
日本財政学会理事、日本地方財政学会理事  
市川市市政戦略会議会長、学校法人千葉学園評議員  
専攻は、財政学、租税論、包括的所得税の実行可能性追求がライフ・ワーク  
著書に、『カーター報告の研究—包括的所得税の原理と現実—』五絃舎、  
『租税論研究—課税の公平と税制改革—』五絃舎（共編著）など  
論文に、『税収構造の現状と課題』『統計』第61巻第11号、2010。など多数

## 1 はじめに

カーター報告が世に出たのは1966年のことであるから、間もなく半世紀を迎え、今や古典と言えるだろう。財政学、租税論の分野では、歴史の節目で税制に大きな影響を与えた報告書が全世界でリリースされ注目を浴びてきた。たとえば、わが国のシャープ勧告（1949）、今回取り上げるカナダのカーター報告（1966）、イギリスのミード報告（1978）、スウェーデンのロディン報告（1976）、アメリカのブループリント（1977）、アメリカの財務省報告（1984）などである。

これらの報告書には大きく分けて二つの流れがある。シャープ勧告、カーター報告、財務省報告は包括的所得税を主張し、ミード報告、ロディン報告、ブループリントは支出税を主張した。包括的所得税の欠点は、帰属所得と未実現キャピタル・ゲインにうまく課税できないことであるが、帰属所得に関して支出税の提唱

者は、帰属所得の分が他の消費に回されるから支出税ならば課税できると批判するが、それが消費に向かわずに貯蓄に回されると、永久に課税できない欠陥がある。このように、当時、包括的所得税と支出税の論争は世界的に財政学会を二分するものだった。

このような流れの中で、本稿は包括的所得税を主張し、「課税の公平」を第一義に考えたカーター報告に焦点を当てようとのささやかな試みである。

## 2 カーター報告の概要

カーター報告は1966年に出版され、その正式名称は『王立税制委員会報告書』（*Report of the Royal Commission on Taxation*）であるが、王立税制委員会の会長であったK・リーエム・カーターの名を冠して一般的にカーター報告と呼ばれている。

1960年代にカーター委員会（王立税制委員会）が設立された理由は大きく分けて二つある。第1は、経済状態の不況を税制改革によって打破しようとの試みであり、第2は、当時の税制は半世紀前からの即席の産物であり、税制改革の強い必要があったことである。

カーター委員会は、カナダ政府により同国の税制に関する改革案を諮問する目的で1962年9月に組織された。同委員会は委員長のカーターを筆頭にペリー、ボーヴェ、グラント、ミルン、ウォールズの6名からなり、委員のほかに、カナダ、アメリカ、イギリスの主要大学の研究者からなる多くの研究スタッフに、カナダ租税協会等の研究機関、欧米主要国の政府も加わって、その税制改革案はまさに全世界的な叡智の結集であったと言える。

カーター委員会は租税制度の深い研究に4年の歳月を費やし、報告書は1966年に政府に引き渡され、翌1967年2月にリリースされた。それは全6巻に索引を加えて、2,695ページからなるものであり、第1巻「序論、謝辞、小数意見」、第2巻「経済および社会目的を達成するための税制の活用」、第3巻「個人及び家族に対する所得課税」、第4巻「法人、信託等を経由する所得に対する課税」、第5巻「売上税と税務行政」、第6巻「改革案の意義」、索引からなる。

政府のカーター委員会への諮問内容は、全部で7点あったが、要約すると現行税制を批判、検討することによりカナダにとって望ましい租税体系を構築することであった。カーター報告の現行制度に対する批判は、①現行税制はすべてのカナダ人に対して公平な取扱いをしていないこと、②非効率な財及びサービスの使用により、カナダ人の暮らし向きがそれほど豊かではなかったこと、③財政が効率的に運用されなかったため、完全雇用の維持及びインフレーションの回避に、財政の機能を発揮できなかったこと、の3点である。

これらの批判により抜本的な税制改革が必要であるとしたカーター報告の政策目的は、①水平的公平と垂直的公平の達成、②効率的な資源配分の達成、③インフレーションの回避及び完全雇用の達成、④自由な社会の実現及び強固かつ独立した連邦制度の実現の4点であり、能力説に基づいた所得課税体系によって公平を達成することであった。

結論として、膨大な量のカーター報告の中で、第3巻の「個人及び家族に対する所得課税」と第4巻の「法人、信託等を経由する所得に対する課税」が全体の3分の2近くを占めており、カーター報告が所得に対する課税を最重要案件としたのは明白である。なかでも最も重要なのは、所得課税の課税ベース包括化に関する勧告と、個人所得税と法人税の完全統合に関する勧告である。

### 3 公平概念

#### (1)能力説に基づいた課税

(1) Carter Report [5] vol.3.p.32.

カーター報告は、租税配分原則を能力説に依拠することを明確に打ち出し、「能力説による租税の配分は、個人には関係なく家族の自由裁量経済力に比例することを要求する。自由裁量経済力（自由所得）とは次のように定義される。a) 個人が使用する財及びサービスを支配する課税単位の総経済力；マイナス b) 課税単位において、他の課税単位に対して相対的に適切な生活水準を維持するために行使するのに必要な経済力（拘束所得）<sup>(1)</sup>」と勧告している。

ここで、自由所得 (discretionary income) と拘束所得 (non-discretionary income) の概念は、カーター報告が導入した特徴的な概念である。自由所得とは、課税単位の総経済力から、他の課税単位に対して相対的に適切な生活水準を維持するための拘束所得を引いたものである。言い換えれば、所得から生活水準を維持するための基礎消費を引いたものが自由所得である。拘束所得は所得が増加するにつれ、その割合は減少するが絶対額は増加する。したがって、通常の基礎控除、人的控除のように、家族の構成によって固定的に決定されるのではなく、カーター報告独特の概念である。カーター報告は後述するように課税単位として家族を勧告したため、家族の自由所得に課税することにより課税の公平が達成できると考えた。ここでいう公平とは、水平的公平及び垂直的公平であって、同額の自由所得に同額の課税をすることにより水平的公平が達成される。自由所得は、所得が増加するにつれ自由所得率が増加するから、自由所得に比例課税することにより、結果として累進税率構造となり、垂直的公平が達成される。このように、カーター報告が採用した能力の指標は自由所得であり、客観的能力説に積極的なアプローチをしたと言えよう。

## 4 包括的課税ベース

#### (1)特徴

カーター報告における課税ベースの定義は、「包括的所得課税ベースは課税される年に、課税単位が消費又は処分した財及びサービスの市場価値に、課税

単位が保有している資産の市場価値の年々の変動を加えたものである<sup>(2)</sup>」であり、この定義はサイモンズ(H.Simons)の「個人所得は消費に行使された権利の市場価値と一定期間内の期首と期末間での資産権の価値の変動との合計である<sup>(3)</sup>」とまったく同義であり、カーター報告がサイモンズを強く意識したことが窺える。

カーター報告の所得定義に関する勧告をより詳細に説明すると、課税ベースは各年における各経済単位の経済力の変化であるとし、次の3項目をすべて含むものとなる。

- ①一年間に、課税単位が自己の欲求を満足させるために用いた、財及びサービスの市場価値（消費）
- ②一年間に、他の課税単位によって与えられた財及びサービスの市場価値（贈与）
- ③課税単位によって保有された総純資産の市場価値に対する一年間の変化（現在貯蓄＝純価値の変化＝富の変化）

上記のように、包括的課税ベースは源泉を重視するのではなく、意図や形式又は消費や貯蓄にとらわれず原則として、すべての経済力の増加を包括的課税ベースに算入することになる。この包括的課税ベースは、抽象的であるから現実の施行には無益である。つまり、このままでは一年間に消費した財及びサービスの市場価値を直接測定することができないし、総純資産の市場価値に対する一年間の変化も測定できない。そこで、税務行政上実行可能な課税ベースとするためには、再定式化して修正しなければならない。カーター報告は包括的課税ベースの再定式化を純ゲインとして論じており、それは次の6つからなる。①個人サービスの提供、②有形資産又は無形資産の処分、③他の課税単位からの贈与又は遺贈、④予測外のゲイン、⑤有形資産又は無形資産の所有、⑥これらの源泉のいずれかの組み合わせ。

上記の6つの純ゲインは、シャンツ＝ヘイグ＝サイモンズ概念にしたがって、経済力のすべての増加を含むものであり、一年間の純ゲインから純ロスを引いたものをもって課税ベースと考えるのである。これらの純ゲイン概念は、包括的課税ベース決定のための有用な出発点であり、実際の勧告ではさらに主として税務

行政上の理由から広範囲な修正が必要となる。

## (2)課税単位

カーター報告が選択した課税単位は家族である。支払能力の指標たる自由所得に課税することにより公平が達成できるとしたカーター報告は、自由所得を有する経済単位として、独身者及び家族（夫婦と子供）を課税単位とした。独身者と夫婦への能力説の適用については二つの考え方を示した。第1は、独身者より夫婦の方が拘束所得が多いから、総所得が同一であれば、ひとりの独身者よりも夫婦のほうが少ない租税を支払うべきであるとし、第2に、夫婦が一緒に生活することにより実現する経済性によって拘束所得が減少するから、一組の夫婦の方が、その夫婦の半分の所得を各々が有する二人の独身者よりも多い租税を支払うべきであるとした。

## (3)税率構造

租税配分原則を能力説に依拠したカーター報告の税率構造の特徴をもっとも端的に表しているのは、仮説的税率表である。家族の自由所得に50%で比例課税することにより公平が達成されたとしたカーター報告は、自由所得率の概念を導入することにより結果として累進構造を達成した。

能力説による租税配分をより厳密に実行するには、所得の変化割合と限界税率の上昇を等しくすべきである。しかし、そのためには数学的に無限の税率階層が存在することになり、実行不可能である。そこで、実際に勧告された税率表は、仮説的税率表を出発点として目的、制約条件、仮定に基づき、修正される。そして、課税単位たる独身者と夫婦に自由所得の相違を考慮して別々の税率表が適用される。税率構造は0%から最高限界税率を50%とする21段階からなる税率区分の細かい累進構造であり、子供を有する夫婦には別途、税額控除が適用される。

## (4)包括的課税ベースの検討

カナダではそれまで非課税であったキャピタル・ゲインの全額課税を勧告した。キャピタル・ロスも全額

(2) Carter Report [5] vol.3.p.51.

(3) Simons,H.C. [6] p.50.

控除される。課税のタイミングは発生ベースから実現ベースへと後退を余儀なくされたが、フィージビリティを考慮すれば妥当である。しかし、カーター報告は永遠の課税延期は絶対に許せないとし、贈与・相続時及びカナダでの居住をやめた場合に、みなし実現が行われるとした。また、累進課税による税負担を考慮して平均課税を導入し、通常キャピタル・ゲイン課税で問題となるインフレ調整については、一切勧告を行わなかった。

贈与・相続による資産移転は、全額包括的課税ベースに算入して課税され、贈与税及び遺産税は廃止される。包括的所得税論者の考えも贈与・相続による資産移転は、別個に課税する方が良いとの意見が大勢であるなかで、カーター報告は包括的課税ベースに算入すべきとし、多くの勧告の中でも包括的所得税の理想に基づいて徹底した意見である。この場合、課税単位たる家族間の資産移転には課税されない。夫婦間については、財産の形成は同世代である夫婦の共同作業であるからだとし、親から子への資産移転は子が自由所得を有しないからであるが、将来、子が独立して自分自身の新たな課税単位を形成した時、みなし実現が行われる。

現物給付については、市場価値で課税ベースに算入すべきであるとし、帰属所得については理論的には所得であるが、主として税務行政上の評価の問題から非課税とした。多くのタックス・エクスペンディチャーの廃止を勧告したが、医療費などについては、特別な拘束所得であるし、望ましい社会目的達成のために継続するとした。従業員が雇用者から受け取るFRINGE BENEFIT（非貨幣給付）については、課税ベースに算入すべきであるとした。年金計画及び退職貯蓄計画への掛金は例外的に免税とされ、将来の給付時に全額課税される。政府からの移転支出も課税すべきであるとした。

## 5 個人所得税と法人税の完全統合

### (1) カーター方式の特徴

カーター報告は租税の最終負担者を自然人とした。

つまり、法人擬制説の立場に立ち、個人所得税と法人税を完全統合すべきだとした。

カーター報告は配当・留保を問わず法人所得をすべて個人に帰属させ、個人段階で課税する方法、即ち完全統合を勧告している。その骨子は、配当・留保を問わず法人所得を個人株主に割り当てることを前提とし、法人段階で50%（個人所得税の最高限界税率と同率）の法人税を課税するが、これはあくまで個人株主に対する源泉徴収と考える。ついで、個人段階で配当・留保がグロス・アップされ包括的課税ベースに算入され、個人所得税が課税される。最後に、源泉徴収された法人税が個人所得税から全額税額控除されるのである。

### (2) キャピタル・ゲイン課税と完全統合

カーター報告は、キャピタル・ゲインの完全課税を勧告したが、株式のキャピタル・ゲインは留保ゲインと、企業の収益力、市場の支配力、知名度その他を反映したグッドウィル・ゲインとに二分される。留保ゲインについては、統合時に株主に配分され課税されるから、株式売却時にゲイン全額に課税すると留保ゲイン部分が二重課税となってしまう。そこで、株主への留保の配分額を株式の取得原価に加算することにより、株式売却時のキャピタル・ゲイン課税において留保部分が二重課税とならないような措置を講じた。課税の公平を追求したカーター報告にあって、あまりにも精緻かつ特徴的な部分である。

### (3) 法人税の転嫁と完全統合

法人税の転嫁問題は、統合と密接な関係がある。もし、法人税が転嫁するのであれば、二重課税の問題が生じなくなるからである。カーター報告は、「企業が市場支配力をもてば、価格上昇通じて部分的のみに法人税を転嫁する能力をもつ。しかし、市場支配力をもたない企業は法人税をまったく転嫁することができない事実を考慮しなければならない<sup>(4)</sup>」とし、市場支配力モデルによる部分的な転嫁の可能性を認めてはいるが、短期的には転嫁しないとした新古典派モデルの見解を是認している。結論として、カーター報告は法人税の短期的転嫁を軽視しているが、転嫁の可能性を考

(4) Carter Report [5] vol.2.p.144.

慮しても完全統合を実施すべきだとして統合の優位性を強調している。

#### (4) 統合の優位性

カーター報告の統合の優位性に関する議論は次の3点に要約できる。第1に、留保及び配当を完全に統合することにより、恣意的な配当性向を廃除でき、留保を通しての租税回避を防ぐことができる。第2に、株主の現実の納税に関して、現金のフローがない留保の配分においても、法人税率と個人所得税の最高限界税率を50%と等しくしたことにより、キャッシュ・フローの問題が起こらない。第3に、すべての法人源泉所得が、個人レベルで累進税率で課税されることになる。以上の点から、能力説に基づいた所得税体系によって公平を達成することが可能となるのである。

## 6 カーター報告の影響

カーター報告のリリースを受けて、カナダ政府は1969年11月に税制改革白書を発表し、1970年の末には下院委員会報告書が発表された。これらの流れを受けて1971年6月18日に下院に税制改革が提案され、下院及び上院の審議を経て成立し、翌1972年から施行された。

カーター報告の影響を強く受けて成立した1971年税制改革において、課税ベース包括化の勧告でもっとも重要なキャピタル・ゲイン課税は、原則として実現ゲインの2分の1が課税ベースに算入され、通常の累進税率で総合課税されるようになった。贈与・死亡・カナダから移住のケースでは、みなし実現課税が行われ、贈与税及び遺産税が廃止された。カーター報告の勧告どおりに、贈与・相続を別建ての資産移転課税にしないで、経済力の増加として包括的課税ベースに算入し、通常の累進税率で所得課税することの意義は大きく特筆される。また、課税ベース包括化の勧告の影響を受けて、カナダの主要な天然資源産業などへの租税優遇措置が抜本的に改正されたことも大きな成果である。次に、個人所得税と法人税の完全統合に関しては、留保の統合が見送られたのは当然であり、配当に関してのみ現行の不完全な受取配当税額控除方式に代

わって、個人株主の受取配当に対して3分の1のグロス・アップ方式が導入された。結果として、配当の二重課税を100%除去するには至っていないが、課税の公平に向けて一歩前進したと言えよう。このように、カーター報告は包括的所得税のモデル提案として、現実の税制改革に強い影響を与えたと評価できよう。

しかし、1966年当時のカナダの低迷した経済状態・不安定な政治情勢を考慮すると、あまりにも精密なカーター報告は早過ぎた出現であったかも知れない。その後、1987年3月には、トロントのヨーク大学において「カーター報告の20年後」と題した大規模なカンファレンスが行われ、多くの研究者が参加し、カーター報告に関する研究報告を行い、20年を経てもなお、カーター報告を研究する価値があることを実証した。

要するに、カーター報告は租税配分原則を能力説に依拠し、所得課税体系によって課税の公平を達成しようと考え、断固とした公平への公約が包括的所得税へと導いたのである。実践的には、主要な勧告として課税ベース包括化と個人所得税と法人税の完全統合を主張した。数ある税制改革案の中でも、カーター報告は極めて高い学問的水準にあり、現代にあっても税制改革を考える時に常に参照すべき価値があると結論できよう。

## 7 結語

わが国の所得税は、所得の源泉面に着目して10種類に分類してウェイトを付けた後で、一部の分離課税の例外を除いて、すべてを課税ベースに算入して総合課税しており、分類所得税と包括的所得税それぞれの課税方法を併せ持った特徴を有している。所得の処分面に着目し、すべての所得種類に一律に課税する包括的所得税は合理的で説得力がある。一方、伝統的な勤労所得軽課、資産所得重課は、我々生身の人間の心情とマッチするし、現実経済で資産所得に対するタックス・エクスペンディチャーが多いことを勘案するとなおさらである。従って、日本の税制は両者のいわゆる良いとこ取りと言えよう。

近年、二元的所得税の考え方が全世界的トレンドに

なりつつあり、日本でも導入に向けた議論が盛んである。金融所得は主に高所得者に分布しているが、課税当局にとって金融所得は補足しずらく、課税ベースを侵食しているのが実情である。そこで、納税者番号制とセットで金融所得を補足する代わりに低税率で課税し、株式譲渡益と配当の損益通算を認めるなどの優遇税制を導入しようとの試みである<sup>(5)</sup>。

同税制の理論ベースは、個人所得を労働所得と資産所得に二分して、前者には累進課税を後者には定率の単一税率を適用するものであり、労働所得の最低限界税率と同率の単一税率で資産所得及び法人所得に課税するのが特徴である。しかし、その結果である勤労所得重課、資産所得軽課は、伝統的なドイツ財政学の社会政策学派及びカーター報告が強く主張する包括的所得税双方から強く否定されよう。唯一、効率の観点から最適課税論が肯定するが、最適課税に対して批判的なマズグレイヴ(R.Musgrave)は、最適課税の実施は困難であり1980年代からの税率引き下げに一役買っている程度だと述べているし、ダイヤモンド(P.Diamond)も最適課税の実施に際しては、公平概念

との兼ね合いを計るべきと述べ、結果としてトレードオフの関係にある公平を大きく損ねるので正当化できそうにない。

二元的所得税に関して、ソレンセン(P.Sørensen)は、「純粋な包括的所得税と純粋な支出税との魅力的な妥協である<sup>(6)</sup>」と述べているが、この言葉は北欧の30%という高税率を背景にした含蓄であり、最低限界税率が5%から始まる日本にはそのまま当てはまらない。日本と北欧諸国では税率構造に大きな差異があり、いちがいに比較できず、課税の公平の観点から一考が必要である。

いずれにしても、複雑な諸事情が山積する現代の税制改革において、何を置いても課税の公平を考える事が最重要であることは今も昔も変わらない。課税テクニックそのものは時代の流れと共に日々進化していくが、税制改革の根底にある理念「課税の公平」は変わらない。我々はカーター報告に代表される古典の教えを永遠に守っていくべきことを改めて痛感するばかりである。

- (5) いわゆる、「クロヨン」問題である。この問題そのものは財政学の研究領域ではないので除外するが、どの国でもサラリーマンの給与はガラス張りでガッチリ補足されるのに対して、高所得者に集中しがちなキャピタル・ゲインは、名目税率ばかりが高だけで、実質的には抜け穴だらけで補足率が低く税収が低迷しているのが実情である。二元的所得税は、優遇税制と引き換えに納税者番号制による所得捕捉を行い、結果として税収をあげようとの試みでもある。
- (6) 馬場義久監訳「北欧諸国の租税政策」日本証券経済研究所,2001.p.i. ソレンセンによる日本語版への編著者序文から引用した。

参考文献

- [1] Brooks N.ed.,*The Quest For Tax Reform*,Carswell,1988.  
 [2] Goode,R.,*"The Economic Definition of Income," Comprehensive Income Tax-ation*,J.A.Pechman,ed.,Brookings Institution,1977.  
 [3] Mclure,C.E.Jr.,*Must Corporate Income Be Taxed Twice ?*,The Brookings Institution,1979.  
 [4] Musgrave,R.A.,*The Carter Commission Report,Canadian Journal of Economics*,1968.  
 [5] *Report of the Royal Commission on Taxation*,vol.1~6,Queen's Printer,1966. (Carter Report)  
 [6] Simons,H.C.,*Personal Income Taxation*,University of Chicago Press,1938.  
 [7] 栗林隆『カーター報告の研究—包括的所得税の原理と現実—』五紘舎,1995.

## カウラの桜



千葉商科大学政策情報学部教授 国際センター長

高橋 百合子  
TAKAHASHI Yuriko

## プロフィール

聖心女子大学英文学科、ハワイ大学大学院言語学科修士課程卒業。  
専門は外国語としての英語教授法。通訳、翻訳、NHK国際研修室主任講師。  
2008年より現職。著書に『眠った英語を呼び覚ます』（共著 はまの出版）など。

「カウラに行ってきました」そう言いながらIさんが見せてくれた写真には、「これって桜？」と思うような、お世辞にも格好が良いとはいえない木が、それでもとても元気よくたくさんの枝を四方八方に伸ばしている様子が写っていた。カウラは、オーストラリア南東部ニューサウスウェールズ州内陸の、人口一万三千人の小さな町。今から約十年前、私は、大使をしていた夫とともに、Iさん一家は日本大使館員とその家族として、その町から二百キロくらい南のオーストラリアの首都キャンベラに住んでいた。当時一緒だった人たちと今でも一年に一度くらい集まっている。今年四月の集まりでIさんが見せてくれたのが、「私たちの」桜の木の写真だった。その桜の木は、カウラの日本人墓地と日本庭園を結ぶ道の桜並木の一本として、私たちが2000年に植えたものだった。一見日本と何の縁もなさそうなカウラに、なぜ日本人墓地や日本庭園があるのか、それを説明するには六十年以

上時をさかのぼらなければならない。

## カウラ捕虜収容所集団脱走事件

オーストラリアは、連合国の一員として第二次世界大戦に参戦しており、当時は人口わずか3,500人だったカウラの町外れに、約4,000人を収容する大きな捕虜収容所があった。はじめはドイツ人やイタリア人が収容されていたが、戦争が太平洋方面に広がるにつれて、日本、台湾、韓国、ジャワ（現在のインドネシア）の捕虜も収容された。日本人捕虜の多くは、ニューギニアの地上戦で飢えと病に倒れ、敵軍である連合軍に救助されてオーストラリアに運ばれてきた日本軍兵士だった。撃沈された艦船や輸送船から海に投げ出されて漂流し、連合軍に救助された人たちもいた。この収容所で、1944年8月5日、約1,100名の日本人捕虜のうち約900名が集団脱走を図り、オーストラリア兵に



桜の木 2011年3月撮影

射殺されるなどして234名が死亡するという痛ましい事件が起きた。378名が脱走したものの、そのうち44名が収容所の柵の外で死亡、数日後、309名が生存者として連れ戻され、25名が死亡者として戻った。脱走に成功したものはいなかったという。けがなどで脱走できないと思った20名は事前に自決していた。事件の収拾にあたったオーストラリア人4人も亡くなった。

この事件で亡くなった日本人たちはカウラに埋葬され、カウラの退役軍人連盟(RSL: Returned Services League)支部がその墓の管理にあたった。定期的に草取りや落ち葉拾いを行い、その墓が大変よく管理されていることを受け、日本政府は1962年、カウラ地方政府と相談し、オーストラリア各地にあった日本人墓地の遺骨をここに合祀することにした。こうして1964年に完成したカウラ日本人墓地には、カウラの捕虜収容所脱走事件の死者のほか、オーストラリア各地で戦争中に亡くなった日本人522人の遺骨が埋葬されている。

文通を希望しなかったという。捕虜となった日本人兵士の多くは本名を明かさず、偽名を使っていた。捕虜になることは不名誉なことで、そのことがわかると家族に迷惑がかかる、文通などとんでもないと考えていたのだろう。「生きて虜囚の辱めを受けず、死して罪禍の汚名を残すことなかれ」と教えられていたのだ。これは日中戦争が長期化して軍の士気が低下してきた1941年に当時の陸軍大臣東条英機が陸軍の兵士に交付した「戦陣訓」といわれるもので、特にこの一節は、軍人だけでなく、一般にも広く影響を与えた。捕虜になることは恥、戦死者は英雄という価値観である。

カウラの捕虜収容所の捕虜が定員の2倍という満杯状態にふくれあがったので、カウラからさらに西方300キロ内陸の収容所に日本人捕虜の一部が移されることになり、これが脱走事件の直接の引き金になった。移動を拒否して決起、脱走すべきだという強硬意見が出され、投票した結果、強硬論が8対2で大勢を占めた。首尾よく脱出できたらどうするのか、どこに集合するのかなどという話し合いは全くなく、捕虜として死ぬのではなく、日本軍人として死ぬため、いわば死ぬための脱走計画だった。オーストラリア兵に撃たれた人のほかに多くの人が首を吊ったり、自らナイフでのどを刺して死んだという。「名誉の戦死」となることを望んだのだ。

## なぜ脱走を図ったのか

カウラの捕虜収容所は、傷病者や捕虜を人道的に扱うことを定めたジュネーブ条約にのっとって運営されていた。食事も十分与えられ、野球をして楽しんでいる写真もある。国際赤十字社が故国の家族との文通を斡旋しており、イタリア人捕虜は家族と頻繁に文通していたが、日本人捕虜は誰ひとり



日本人墓地入口



日本人墓地



墓碑

## 日本庭園と日本文化センター

なぜ自殺行為に等しい脱出を試みたのか、カウラの人々は自分たちには不可解な日本人の心、考え方、文化をもっと理解したいと思うようになった。その結果1979年に誕生したのが日本庭園だった。京都の修学院離宮を模して造られたという庭園は確かに池や築山のある日本庭園なのだが、その広さのせいか、周りの木々のせいか、日本で見る日本庭園とはどこことなく違って見える。年々拡張、整備され、今では5ヘクタールの庭園に石庭、茶室、陶芸の工房、盆栽の展示館、文化会館を備えた日本文化センターになっている。展示の方は、あちこちから寄付されたものが所せましと全部一堂に並べられている。少しテーマを持たせてはどうかと思うが、寄付者のことを考えると、展示しないわけにはいかないのだろう。

## 日本人墓地

キャンベラに住んでいる間、いったい何度カウラを訪れただろう。家族で、日本から来た両親とともに、そして多くの訪問者を案内して。キャンベラから、ユーカリの木が所々に立っているだけの、いかにもオーストラリアらしい何にもない土色の風景の中を走ること

約2時間半、これまた何の変哲もない田舎町カウラに到着する。週末に行くと、この町の人たちはどこに行ってしまったのかと思うほど人影がない。収容所跡地には、脱走事件のことを記した石碑が立っているが、広大な敷地には建物の土台が少し残っているだけで、知らなければ通り過ぎてしまうような草原だ。

収容所跡地から車で五分くらい離れたところにある日本人墓地は非常にきれいに整備されている。いきさつを記した御影石の記念碑と2基の石灯籠が立っている入口から入ると、名前と死亡年月日、享年が刻まれたプレートが整然と並べられている。近藤勇、浦島太郎など明らかに偽名と思われる名前がいくつもあるのが悲しい。今の天皇陛下が皇太子時代に植えられた木を始め、皇族方がお手植えされた木が大きく茂っている。一般にはあまり知られていないこの墓地の存在を日本の皇室はよく知っておられ、機会ある毎に墓参をされていることがわかる。

## 慰霊祭

カウラでは、毎年十月の桜祭り——南半球のオーストラリアでは、十月が春である——の時期に、慰霊祭が行われている。夫と私は1999年10月10日の慰霊祭に出席した。まず日本人墓地のとなりのオーストラ



日本庭園

リア人墓地で式が行われる。ここには捕虜収容所集団脱走事件で亡くなったオーストラリア人4名が埋葬されている。オーストラリア人の尺八奏者による尺八の演奏に続いて、おもだった出席者が花輪を捧げる。軍人の葬儀や式典で必ず演奏される Last Post と Reveille のラッパの演奏のあと、半旗となっていたオーストラリア国旗が再び高く掲げられる。続いて日本人墓地で式典が行われた。尺八の演奏、花輪の献呈が同じように行われ、牧師の祈り、僧侶の読経があった。短いが厳粛な式だった。ここに眠る522名のことを思う。本名も出身地も記されぬままここに眠る多くの人の無念さを思うとやり切れない。戦後カウラから約800人の日本人捕虜が日本に帰ることができた。故郷に帰ってみると、自分は戦死したことになっていて立派な墓が立っていたという人も多い。

2000年4月15日には特別な式典が行われた。戦時にニューギニア戦線に行っていたというオーストラリア人医師が、ブリスベンで亡くなった。詳しいいきさつは不明だが、この医師が日本人兵士の遺骨を持っており、自分の死後、埋葬してくれという遺言があったという。遺族から相談を受けたオーストラリア政府が鑑定したところ、日本人とは断定できないが東洋人

の骨であることは間違いがないということがわかった。オーストラリア政府は、カウラの日本人墓地に遺骨を埋葬することが適切だと判断し、軍人にふさわしい栄誉礼で埋葬式を行うことに決定した。その埋葬式に私たちも参列した。当時、たまたま徳島県庁から出向していた大使館員Oさんが、将来は実家の寺を継ぐべく高野山で修業した経験を持つ僧侶の卵だったので、急きょ実家から送ってもらった衣に袈裟の僧侶として式に参加した。日の丸の旗をかけられた棺が四人のオーストラリア兵士

の肩に担がれて入場、用意されていた立派な台の上に置かれた。神父がキリスト教の祈りを、Oさんが読経を行った。こうしてカウラ日本人墓地にまた新たな墓が加わった。

## 現在の日本とオーストラリア

戦後、日本とオーストラリアはアジア、環太平洋の一員として非常に緊密な関係を築いてきた。日本から留学、ワーキングホリデー希望者も多い。ワーキング



埋葬式

ホリデイ制度は、ある期間アルバイトをしながらその国に滞在して英語学校などで勉強できる制度で、若い人たちの国際交流の機会を増やすために作られた。普通、留学中は働けないのでユニークな制度だといえる。しかし、日本とオーストラリアがかつては敵国だったこと、憎しみから和解にいたるまでには数々の試練や多くの人の努力があったことを知る若者は少ない。歴史を知り、また、相手国のことをよく知ってこそその友好親善ではないだろうか。これからオーストラリアに行く若い人たちにはこういう歴史があったことを知ってもらいたい。



桜並木

## カウラの桜

カウラの桜並木は、戦没者墓地と捕虜収容所跡地、日本庭園を結ぶ約5キロの道の両側に、国際理解の象徴として桜を植えようということで1988年に始められた。当初はその年にちなみ1988本植えようということだった。その後、オーストラリア連邦100周年の2001年までに2001本植えようという目標が掲げられたが、残念ながらいまだに達成されていない。この原稿を書くために問い合わせしてみたところ、桜並木は現在994本で足踏みしているとのことだった。

一本につき1000ドル寄付すると、寄付者の名前が記された銘板が木の根元に設置される。そこには寄付者の名前とともに、カウラの町との結びつきを表すために地元カウラの子どもたちの名前が一人記される。寄付者は植樹式に招待され、銘板の除幕式でその子どもに会うことができる。出席できない場合は、カウラ市長が寄付者の代理人としてその子どもと銘板とともに撮った写真が送られてくる。毎年十月の桜祭りには全

ての寄付者が招待され、木の成長、子どもの成長、桜並木の進展具合を確かめることができる。1000ドルという金額が大変だったら、グループや団体でまとめて寄付してもいい。日豪親善を目に見える形で表すとてもよい方法だと思う。

冒頭に紹介したIさん一家も当時桜の木を寄付し、今回、大きくなった三人のお子さんたちとその木の成長を確認に行ってきた。その時、自分たちの木のほかに私たちの木の写真も撮ってきてくださったのだ。悲しい出来事がきっかけとなって今では日本とオーストラリアの友好の象徴となった町カウラ。今度、桜の咲く季節に是非また訪れてみたいと思う。



桜の木の根元の銘板

## 会社経営と経営判断の原則



杉政法律事務所

杉政 静夫  
SUGIMASA Shizuo

### プロフィール

大阪大学法学部卒業、1981年東京弁護士会に登録し、杉政法律事務所において執務する。当初は会社法務・不動産法・家族法を主とし、民法研究会に、その後知的財産法研究会、さらに独占禁止法研究会に参加している。

### 第1、はじめに

1、最近、コーポレートガバナンスまたはコンプライアンスの観点から、様々な問題が生じている。

そこで、本稿ではコーポレートガバナンスまたはコンプライアンスの観点からの取締役の責任を解説する。

2、日本における株式会社の経営判断は、取締役（ないし取締役会）が行う。広範な裁量が取締役に与えられていることから、取締役は会社に対して重い責任を負っている。

以下、責任の内容を具体的に示す。

- ①会社に対する準委任契約に基づく善管注意義務及び忠実義務(会社法 330 条、民法 415 条、同 644 条)
- ②任務を懈怠した場合の損害賠償責任（会社法 423 条 1 項）
- ③利益相反行為により会社が被った損害の賠償責任（同条 3 項）
- ④株主の権利の行使に関する利益供与における責任（会社法 120 条各項）
- ⑤違法な剰余金の配当における責任（会社法 423 条 3 項）
- ⑥財産価格の填補責任（会社法 52 条 1 項、213 条 1 項、286 条 1 項）

これらの責任については、本来会社が取締役に対して追及するべきである。しかし、現実的には会社と取締役の癒着等が原因で、適正な責任追及がなされないことがある。そのため、株主が取締役に対し、一定の要件と手続の下で株主代表訴訟（会社法 847 条以下）として訴えを提起することが認められている。

近年、この株主代表訴訟は「財産権上の請求でない請求に係る訴え（会社法 847 条 6 項）」として比較的安い手数料により訴えの提起ができるため、事件数は増加している。

本稿では、上記①につき、特に経営判断の原則を解説する。

### 第2、善管注意義務とは何か

日本における株式会社は、会社の所有者（＝株主）と経営者（＝取締役）を分離し、合理的な経営システムを採用している。このため、取締役は日々変化する経済状況の中、多様な経営判断を行う必要があるため、広範な裁量を持つ。

しかし、取締役はその株主に対して損害を与える経営判断を行う可能性があることから、それを防止するための法整備が必要となる。とはいえ、損害発生個別具体的な状況を予め想定することはできない。そのため、会社法は善管注意義務という形で抽象的かつ包

括的に取締役の義務を定めているのである。

### 第3、経営判断の原則について

1 特に経営分野においては、事業展開による利益獲得の蓋然性と損失発生リスクが常に併存している。会社経営は多かれ少なかれ危険が伴うものであり、時には危険を覚悟して経営判断を進めなければならない場合もある。また、経済情勢など予測が不可能な事態により損害が生じる場合もある。

ここで、取締役の下した経営判断によって生じた損害が常に取締役の責任となるとすれば、取締役が萎縮して正常な経営判断を下せない恐れがある。したがって、取締役が合理的かつ誠実に行った経営判断の結果会社が損害を受けたとしても、取締役の善管注意義務違反の責任を問わないとする法理が、日本の裁判例において導入されている。

この法理は、元々は米国で生まれたものであり「経営判断の原則 (Business Judgement Rule)」と呼ばれている。

#### 2 経営判断の原則の要件

米国での判例法上の要件は、

- ①当該行為と（私的）利害関係のない独立の取締役（会）によって決定がなされていること
  - ②その決定を行うに当たり十分な情報が収集され、それに基づいて検討されていること
  - ③その決定が誠実になされていること
- である。

一方、わが国では、会社法上の文言として経営判断の原則は反映されておらず、また判例の蓄積も少ない。しかし、具体的に取締役の経営判断が善管注意義務違反とされるか否かを判断する要素として、以下の点が重要と考えられる。

- ①経営判断は、必要な情報を集めた上で慎重に検討されたものであること
- ②経営判断が企業人の経験と識見に基づき合理的な

計算により判断されたものであり、合理的な根拠を有すること

- ③経営判断の対象が、取締役と利害関係を有し会社の利益に反する結果となるようなものではないこと
- ④当該判断が法令・定款違反の結果を引き起こすものではないこと
- ⑤経営判断が株主の利益になると信じてなされたものであること

さらに、このように十分な意思決定プロセスを経て、適法経営を行うためには、判断を行うに際して取り得る選択肢に関してのメリット・デメリットの比較、判断の合理性・妥当性のチェックを十分に行う必要がある。また、判断の基礎資料（取締役会提出資料やその他の資料）を整理・保存し、法務部門や顧問弁護士など専門家の意見も十分に聞き、常に適法性のチェックを心がけることが重要である。

3 なお、会社法では、株式会社の業務の適正を確保する体制（いわゆる内部統制システム）の整備が取締役会の専決事項とされており（会社法 362 条 4 項 6 号）、大会社である取締役会設置会社は、当該事項の決定を義務づけられているが（同条 5 項）、従業員等に対する監督に関して取締役の義務違反がなかったとするためには、内部統制システムが適切に構築・運用されていることも必要である。

では、実際の事件において、どのような場合に取締役の責任が認められるのか紹介する。

#### 4 企業再編についての経営判断の原則

(1) アパマンショップホールディングス株主代表訴訟判決（最判平成 22 年 7 月 15 日金判 1347 号 12 頁）  
これは、事業再編の一環としてなされた完全子会社化実現のための株式買取契約について、取締役の責任が問われた事件である。

要旨は以下の通りである。不動産賃貸斡旋のフランチャイズ事業等を展開する A 社が事業再編計

画の一環としてB社の株式を任意の合意に基づき買い取る場合において、以下の事情(①~③)の下では、A社の取締役に上記株式の買い取り価格の決定について善管注意義務違反はないとされた。

- ①B社の株主には、A社が事業の推敲上重要であると考えていた上記フランチャイズ事業の加盟店等が含まれる。
- ②非上場株式である上記株式の評価額には相当の幅があり、事業再編の効果によるB社の企業価値の増加も期待できた。
- ③上記の決定に至る過程で、A社の役付け取締役全員により構成される経営会議において検討がなされ、弁護士の意見も聴取されるなどの手続きが履践された。

この事件は、事業再編という専門的判断を要する計画の為になされた株式取得の方法及び株式の価格設定については、①株式の評価額、②取得の必要性、③A社の財務上の負担、④株式の取得を円滑に進める必要性の程度等を総合考慮して、その決定の過程・内容に著しく不合理な点がない限り取締役の善管注意義務違反とならないとしたものである。

(2)三菱自動車増資新株引受差止却下決定(東京地決平16・6・23資料版商事法務244号212頁)

これは同じ企業グループ内での株の引受について争われた判例である。

相次ぐリコール問題やこれを原因とする死傷事故の発生から、三菱自動車は市場の信頼を失い、経営不振に陥った。そこで、平成16年5月、三菱重工他三菱グループ会社が、三菱自動車の優先株を引き受ける形で支援を打ち出した。この支援につき、三菱自動車に対する事実確認及び支援策の十分な調査・検討がなされていないものとして、善管注意義務違反に該当するか争われた。

裁判所は、関係会社の発行する優先株を引き受けることは、支援の決定を行った時点での客観的な情

勢についての分析・検討に不注意な誤りがあり合理性を欠いていたとまでは認められず、当該取締役の善管注意義務に違反するとは言えないと判断し、本件支援の差し止めを求める仮処分は却下された。

この却下判決の要旨は、以下の通りである。

- ①支援そのものの合理性は、三菱重工と三菱自動車三菱グループという企業グループを構成し、年間大規模の取引をしていることから認められる。
- ②支援時期についても、早期に支援を行うことが企業価値の劣化を食い止めるために必要であるうえ、支援を行うことがリコール問題の隠蔽に繋がるものではないことから不合理性はない。
- ③支援をしたときのメリット(支援により生ずる三菱自動車の再生可能性)とデメリット(支援金が無価値になる可能性)を比較衡量するに、支援は明らかに非合理的な判断とまではいえない。以上から、支援決定が客観的な情勢についての分析検討に不注意な誤りがあり合理性を欠く判断とまでは言えず、善管注意義務に違反するということではできない。

## 5 融資と経営判断の原則

(1)銀行が取引先に融資したところ、その取引先が倒産し、貸倒れが発生した件について、取締役が善管注意義務、忠実義務に違反したとされるかどうかは、当該取締役が職務の執行にあたってした判断につき、その基礎となる事実の認定または意思決定の過程に通常の企業人として看過しがたい過誤、欠落があるために、それが取締役に付与された裁量権の範囲を逸脱したものとされるかどうかによって決定すべきものであるが、本件では取締役に善管注意義務、忠実義務違反はないとされた事例(名地判平9・1・20判時1600号144頁)。

(2)金融機関の元取締役らが取締役会等において決定した関連会社に対する資金繰り支援、受け皿会社による物件引取について、その支援方法を行うに

あたったの経営判断は合理性があり、社会的相当性を欠くものではなく、取締役らに善管注意義務違反は認められないとされた事例（東京地判16・3・25判時1851号21頁）。

#### 第4、内部統制について

(1)内部統制とは、企業の業務運営に関して適正さを確保するシステムを構築することを指す。

会社法348条4項、同条3項4号・5項、416条1項1号ホ・2号により法整備がなされた。

具体的内容を以下に示すと、

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤株式会社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
- ⑥監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

このような会社運営の管理体制のうち、経営の根幹に関わる大綱については取締役会が決定すべきであり、また取締役は大綱を踏まえた管理体制を具体的に構築しそれを監視する善管注意義務を負うものと考えられてきた。しかし、取締役に万全の管理体制を要求することは現実的でなく、関係証拠に照らして内部統制の構築義務を慎重に認定判断するべきという傾向が近時の判例からは見て取れる。

(2)大和銀行株主代表訴訟（大阪地判平成12・9・20判タ1047号86頁）

この事件は、大和銀行ニューヨーク支店の行員が、会社は無断で同支店が保管していた証券を売却し、損害を大和銀行に与えたことについて、

- ①ニューヨーク支店長の地位にあった取締役が、行員による不法な行為を防止するための内部統制システムの構築を怠ったことにつき善管注意義務に違反している。
- ②その余の取締役も、同支店における内部統制システムの構築を監視する善管注意義務に違反している。

として損害の賠償を請求された。

本判決は、健全な会社経営を行うためには、リスク管理が不可欠で、その会社が営む事業の規模、特性等に応じたリスク管理体制（内部統制システム）を整備する必要がある。

そのためには、重要な業務執行については、取締役会が決定することを要するから、会社経営の根幹に係わるリスク管理体制の大綱は、取締役会で決定することを要する。

そして、業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負う。

したがって、取締役は、取締役会の構成員として、また、代表取締役又は業務担当取締役として、リスク管理体制を構築し、さらに、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか監視する善管注意義務及び忠実義務を負っている。

また、監査役も、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか監査すべき善管注意義務を負っているとした上で、ニューヨーク支店の事務リスク管理体制について、証拠上は、大綱のみならず、具体的な仕組みについても整備されていなかったとは言えない、としている。

他方、本判決は、本件財務省証券の無断売買が生じた原因は、証券の保管残高の確認方法が適切さを欠いていたことであるとする。つまり、具体的な業務に関する任務懈怠の責任を認めたのであるが、組織の内部統制システム構築の責任まで問われたわけではない。

本件は、賠償額が5億3000万ドルに及んだことでも注目された。

### (3)雪印食品牛肉偽装事件判決（東京地判平17・2・20判時1887号135頁）

平成13年9月に発生した狂牛病に感染した国産牛が発見され、全国で肉牛の全頭検査が行われる中で発覚した牛肉偽装事件により、雪印食品株式会社（以下、雪印食品とする。）はその社会的信用の毀損を招き事実上の営業不能状態に陥った。ここで、牛肉販売部門の役員について牛肉偽装に関し事件への関与または管理監督及び内部統制システムを構築する責任が株主代表訴訟によって問われたものである。

判決では、役員が実行犯と共謀をした事実はなく、従業員に肉牛の買上げ申請を事実上一任していたことは業務が日常業務レベルの作業であり期間も短かったことから、注意義務違反があったとは言えないとした。また、実行犯の偽装についても取締役会の監督責任は問えず、加えてあらゆる証拠によっても適切な内部統制システムを構築する義務を認めることはできないと判示した。

これは、従業員の違法行為を防止し得なかった取締役の責任を、慎重に判断し否定したものと考えられる。

### (4)東京電力株主代表訴訟第一審判決（東京高判平3・11・28判タ774号107頁）

従業員が架空または水増しの発注を行って裏金を作り追徴課税された場合において、代表取締役に当該行為の監督指導義務の懈怠が認められなかった事

例。

会社従業員の違法行為に対する取締役の指導監督義務についての事例判断である。裁判所は以下の理由により、請求を棄却した。

①取締役の善管注意義務または忠実義務は、従業員の違法・不当な行為を発見し、あるいはこれを未然に防止することなど従業員に対する指導監督についての注意義務も含まれる。右義務の懈怠の有無については、当該会社の業務の形態、内容及び規模、従業員の数、従業員の職務執行に対する指導監督体制などの諸事情を総合して判断する。

②この事件においては、東京電力は取締役の権限を下位の職位者に委譲しているが、委譲の内容・形態は合理的であるため、業務の指導監督体制は適切である。

と判示した。

ここで重要な点は、会社の指導監督体制を前提とした総合考慮が、合理性判断の基準になっていることである。

一方、合理性が否定される場合の判断基準としては

①以前に同種の違法行為が行われていたのにも関わらず改善策を全く施していなかった場合や、

②同業他社が行っている管理体制を敷いていなかった場合も重要な要素となる（東京地裁平11・3・4判タ1017号215頁）。

## 第5、独占禁止法との関係

### 1 減免措置について

「Leiniency（リーニエンシイ）」という単語がある。日本語に直訳すると「寛大な」という意味を表す。他方この言葉は、独占禁止法（以下、独禁法（平成17年4月改正、同18年1月4日施行）という。）で採用された「課徴金制度」では「減免措置」のことを指す。これは、アメリカの制度を日本に輸入したものである。

談合やカルテルは、秘密裏に行われることが多く、

証拠の収集が困難である。そのため、違反者が申告（自首）すれば、課徴金を減らすという措置をとって、談合やカルテルを摘発し易くして、独禁法違反行為の防止を図ろうとしたのである。

では、減免措置とは何か。

独禁法第7条の2第7項によれば、公正取引委員会の調査開始前に単独かつ当該違反事業者のうち、最初の同委員会に対し当該違反行為に係わる事実の報告及び資料の提出をした場合、課徴金が全額免除される。

同様に、二番目に情報提供した事業者は課徴金が50%減額され、3番目に提供した者は30%減額される（同第8項）。また、調査開始後は一律30%減額される。そのため、時間との勝負になり、資料の提出はファックスになる。この減免措置を「リーニエンシイ」と呼ぶ。

平成18年3月、公正取引委員会は、国土交通省発注の水門工事の談合及び首都高速道路公団（当時）発注のトンネル換気設備工事の談合行為について立ち入り検査に入ったが、いずれもA社の申告（同社は改正法施行日の1月4日午前0時5分頃に申告している）がきっかけであった。

談合の主導的役割を果たしたと考えられるA社は、表面的には仲間を裏切ったようにも見えるが、取って企業倫理を優先させ、従来からの悪い慣行を断ち切ったのである。

この申告により、A社は課徴金を全額免除され、水門談合では2番手の大手鉄鋼メーカーB社が立ち入り後だったため30%減額、3番手のC社も30%減免された。また、各社はいずれも刑事告発を免れている。

本家のアメリカでは、今年5月、日本のタイヤメーカーX社のアメリカ司法省への自首・減免申請によりおとり捜査が行われ、同じく日本のタイヤメーカーY社が社員の逮捕までされている。

ことほど左様に、過去の慣例を早急に見直し、法令を遵守し企業倫理を優先させること、すなわち社

内コンプライアンスの迅速かつ徹底的な確保は、社会を制すると言っても過言ではない事態になっている。

最近ではカルテルの記事が報道されない日はない。今日も、日本精工などのベアリングのカルテルが調査されたとの記事が報道されている。

## 2 独占禁止法違反事件と株主代表訴訟

### (1) 野村証券事件（最判平成12・7・7民集54巻6号1767号）

証券会社が大口顧客の経営悪化の損失を補填することにつき、取締役の善管注意義務違反を問われた事件が話題となった。

事件の概要は以下の通りである。野村証券は特定金銭信託契約の締結相手である東京放送の損失を補填したところ、これが独占禁止法19条違反であるとして公正取引委員会から勧告を受けた。しかし、会社が取締役に対して損害賠償責任の追及を行わないので、株主が株主代表訴訟を提起した。

取締役が会社に負う責任を規定した旧商法266条1項5号の法令に独占禁止法も含まれるかという論点につき、判例は、「野村証券が東京放送との取引関係の維持拡大を目的として同社に対し本件損失補填を実施したことは、一般指定の9（不当な利益による顧客誘因）に該当し、独占禁止法19条に違反するものと解すべきである。そして、独占禁止法19条の規定は、同法1条所定の目的達成のため、事業者に対して不公正な取引方法を用いることを禁止するものであって、事業者たる会社はその業務を行うに際して遵守すべき規定に他ならないから、本規定に言う法令に含まれることが明らかである。したがって、Yらが本件損失補填を決定し、実施した行為は、本規定に言う法令に違反する行為に当たると解すべきである。」とした。

しかし、損失補填という独占禁止法違反行為こそ認められたものの、本事件では取締役の行為が独占禁止法に違反するという認識を欠いたことにつき過

失はないとされ、損害賠償責任事態は認められなかった。

(2)三菱商事黒煙電極カルテル株主代表訴訟（東京地判平成16・5・20判時1871号125頁）

三菱商事株式会社は米国において、米国の黒煙電極メーカーを教唆・幫助し、カルテルを維持・形成したとして有罪判決を受けた。わが国の独占禁止法3条後段も、一定の適用除外を除きカルテルを不当な取引制限として禁止している。株主は、三菱商事株式会社に対して本件カルテルに係る損害の賠償を求める代表訴訟を提起した。

地裁判決では、原告の訴えを以下の理由で退けた。「原告は、本件カルテルの期間内に三菱商事の取締役あるいは監査役に在任していたもの及びその相続人を網羅的に被告として本件訴訟を提起し、各被告の業務分担や担当部署を全く無視して、専ら取締役あるいは監査役であったことのみを根拠として善管注意義務違反を主張しており、裁判所が再三に善管注意義務の内容をその根拠となる違法行為の予見可能性及び回避可能性を具体的に特定して主張するよう釈明したにもかかわらず、これに応じようとしないうことから、被告との関係ではそもそも原告の主張自体が失当である。」

## 第6、政治献金との関係

取締役の善管注意義務についての特殊な問題として、政治献金が会社の目的の範囲内の行為か、即ち、取締役の善管注意義務に反しないかという問題がある。

1つは、熊谷組株主代表訴訟（名古屋高金沢支判平成18年1月11日判例時報1937号143頁）である。本判決は、株式会社が行った政治資金の寄付は、その当

時の経済環境、株式会社の資本額、売上高、企業規模、経営実績、政治資金規正法上の制限額、実際の寄付額、寄付の相手方の事情に照らすと、その判断に至る過程は合理的な範囲内であり、取締役の善管注意義務に違反しないと判断した。

2つは八幡製鉄の政治献金事件である。

企業の政治献金の適法性は、八幡製鉄事件（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）で判示された規範が今なお大きな影響力を持つ。取締役の忠実義務違反に該当するか否かにつき、八幡製鉄事件では「①忠実義務は善管注意義務を敷衍し、かつ一層明確にしたにとどまるのであって、それとは別個の高度な義務を規定したものではない。②合理的範囲内を超え、会社規模などからいって不相応な額の政治献金でもない限り、忠実義務違反とはならない。」と判示していた。

## 第7、おわりに

最初の段階で言及しておかねばならなかったのであったが、取締役の責任は、具体的な法令違反行為が原因であれば、経営判断の原則を適用する余地無く、責任が認められるということである。たとえば会社法120条の利益供与、前述のカルテル行為は、独占禁止法第3条、2条6項、贈賄（刑法198条）、その他の具体的法令違反行為については取締役の責任は肯定される。前記第5の2記載の2つの裁判例は故意の問題と立証の問題で責任が否定されており例外である。

そして、法令違反の問題でなく、経営判断の問題が論点となれば、現在のところ、裁判所は取締役の裁量を極めて広範に認めている。

経営者には、第3の2記載の各要件を満たしたうえでリスクを怖れない積極的な経営判断が認められているので、果敢な経営が期待されているといえるのではないか。

# 復興の原動力と課題の再考



関東学院大学経済学部非常勤講師

**前田 尚子**  
MAEDA Takako

## プロフィール

1981年 慶応義塾大学経済学部卒業後、旧三井銀行（現在の三井住友銀行）に入行。  
2001年 早稲田大学大学院社会科学研究所博士後期課程修了博士（学術・早稲田大学）。  
専攻：公共経済学、財政学、金融論。  
論文に、「公的金融システムにおける納税者負担」、「累積的国債発行の弊害と中央銀行の債券オペレーション」、「地方債／借入金管理／健全財政への回帰」、「医療財政の国際比較」、「地球公共財の便益と費用」、「金融危機の本質」、「経済の量的／質的發展」、また、執筆協力として、「租税論」有斐閣 2008年など。

## I はじめに

このたびの東日本大震災において、被災された方々に心からお見舞い申しあげるとともに、それぞれのお立場で復旧復興に携わっておられる方々には心より敬意を表したい。震災から4ヶ月余が過ぎ、復興基本法の成立、復興会議の提言などを経て、復興基本方針も決定され、政府の復興体制が整いつつある。他方、被災の甚大さにもかかわらず、製造業の復旧のスピードは目を見張るものがあり、これらを目の当たりにして想起したのは、戦災復興の目的で書かれた、シュンペーターの『租税国家の危機』であった。シュンペーターの各著書における、認識の深さ、現代経済への妥当性については、多くの研究者が認めるところであるが、「資本主義秩序の歴史の問題」の書と評されるこの古典を軸に、震災発生からこれまでを振り返り、今一度、復旧復興と日本経済再生の課題について整理しておくこととしたい。

## II 災害非常時における個と公共

### 1. 自助・共助・公助の補完性

個別主体が日常生活や社会活動を営む上では、(1)個々の責任で行う自助、(2)周囲、地域、コミュニティ（市民活動や自治会活動、NPO活動など）が協力して行う共助、(3)個人や周囲、地域あるいは民間の力で解決できないことについて、公的領域が行う公助、これらを基本理念とする連携・協働の仕組みづくりが重要となる。被災対策においても、自助の理念が基本となるが、大災害発生時は、公助があって、共助、自助の努力が報われ得る。

### 2. 災害非常時対策のプロセス

公助としての、激甚災害時の対応策は、救助－救済－復旧－復興－振興の5段階から成り、第一段階の「救助」では、情報収集、個人への緊急用衣食住の提供が、第二段階の「救済」では、ライフラインの応急処置が、第三段階の「復旧」では、水道、道路、電力、鉄道の復原が行なわれ、店舗を再開させる。しかし、救済復旧の段階では、地域や家計に立場の差が生じ、さらに、復旧から振興へのプロセスでは、国内外の短期、中長期の課題について、一定の価値判断が必要であり、合意形成が問題となる。救助から振興までの政策内容は、「純粹公共財」の特質——非競合性・非排除性——を強く帯びるので、たとえば、「私権制限」の問題が提起され、また、財源は、最終的に課税により賄われる。

### Ⅲ 公的領域と混合経済の起源

国難遭遇時、「公共」が「個」を補完し制限する関係は、封建体制の崩壊過程で生じた公的領域の起源に、確認することができる。

第一次世界大戦終結の年、敗戦するオーストリアの復旧復興を展望したシュンペーターは、小著『租税国家の危機』の中で、復興の課題を浮き彫りにするため、まず、公的領域の起源、発展、その本質を次のように分析した。

#### 1. 公的領域の誕生と分化

封建社会の成立当初は、租税の一般的徴求権は存在しなかった。しかし、料地の世襲が、所有概念と自由経済を生み、主従関係を希薄化させると、領主は、貴族の抵抗に対し有給官邸官職を与え、また、傭兵軍組成を余儀なくされた。宮廷費と傭兵費は増大し、借入の返済に行き詰まる。領主は等族に対し、自己の無力さと、外部侵略は領主個人のみの問題ではなく、等族にとっても、「共同の困難」であることを指摘し、資金拠出を懇願した。ここに、「個人」の経済活動を中心とした「私的領域」に対立する、外部侵略などの「共同の困難」を対応するための「公的領域」すなわち、「国家」が誕生する。傭兵費など従来領主の私的経費が公的なものとなり、等族的官僚により管理される税制が完成した。

#### 2. 公的領域の発展と本質

シュンペーターは、私的領域から対峙して分化し、自ら財政運営を行うための資産を持たない公的領域（租税国家）の本質は、私的領域の「経済的寄生」者であると、次のように洞察する。国家は、手中にした租税徴求権を用い拡大する民間経済への支配力を獲得する一方で、租税は、社会的諸勢力が利用するところとなり、領主から近代民主主義が受け継ぎ、官僚制の、最後には国民のものとなって、財政需要を増大させた。しかし、国家の財政的給付能力は、自由経済の「個人

的利害」という推進力に限界づけられる。ここで言う「個人的利害」とは、広義に捉え、快樂を喜ぶ個人的我利と同義ではない。

#### 3. 租税の給付能力

彼の財政的給付能力の分析は、サプライサイドに配慮した租税政策につながり、租税種別に及ぶ。まず、個別消費税のような間接税は、租税国家にとって不可欠で、最も重要である。ただし、課税対象ごとに最大税収点となる税率が存在する。また、直接税の源泉の内、企業者利潤は、資本主義経済が新結合を成功した場合に発生するプレミアムであり、この利潤に対する課税は発展を緩慢とする。資本利子と労働賃金に対する課税も、資本形成と平均以上の労働給付を阻害する。給付能力は、単に課税対象額から納税主体の最低生活費をマイナスした金額ではなく、自由経済の起動力の性格に限界づけられる。なお、財産税（資産税）は、財産の処分を意味するので、（後述される）インフレ克服のような、「臨時的な彌縫手段」に用いる。

### Ⅳ 復興への展望と政策の視点

シュンペーターのこのような歴史的考察結果は、『租税国家の危機』の中で、次のような復興を展望する議論につながっていく。

#### 1. 復興を展望する上での前提

彼は、復興を考える上で、次の二つに着目している。

##### (1) 国難により尖鋭化される既存課題

大戦は財政的陰影をもたらしたが、戦争以前から顕在化していた社会政策的経費の増大は、そこから租税国家の限界が迫ると推測されるから、租税国家にとって、戦争よりも遥かに不吉な運命を宿している。

我々の大問題は、それが、財政的課題であるか否かにかかわらず、すべて戦争以前の経緯の中に存在する。戦争そのものは決して新たな問題を創り出すものでなく、単に既存の状態を尖鋭化するにすぎない。

## (2)復興の原動力

国民経済再建の原動力は、経済が正常な状態と同様、公的領域（租税国家）の補完者である自由経済、すなわち企業家と資本家の競争経済である。国民の自由意志（自発性）に基づき、租税国家と経済自由の組織形式（混合経済体制）は、崩壊することなく、かつ、圧殺的な冷酷さを加えることなく、戦後の状況に打ち克つことができる。歴史的に、国家の不運や失敗の原因は、混合経済の本質にかかわるものではない。また、資本主義は、その成功が衰退をもたらす諸要因を創り出すが、戦争はそれを延期させた。

## 2. 復興政策の視点

併せて、彼は、マクロ経済を構成する貨幣経済と実体経済に分け、秩序回復の方法を提示する。

### (1)貨幣経済の秩序回復 —財政再建—

戦時公債発行と企業金融の増大が信用膨張につながり、戦争は実体経済を疲弊させた。インフレーションの高進を予期したシュンペーターは、政治的抵抗を認識しながらも、国家の公債義務を、国民が保有する貨幣請求権（戦時公債、銀行預金）と保存貨幣にて相殺する、一回限りの高率な財産税（資産税）を提案する。紙幣、戦争公債、銀行預金を持たない者には、借入れにより納税を求めるが、戦禍を被った地方は除外し、また、課税物件の債務額控除や、政治的に一部の人々の租税軽減を認める。この課税の目的は財政秩序と貨幣秩序を導くことであるので、別途再建の財源は必要となる。

### (2)実体経済の秩序回復 —国民経済再建—

多くのものが破壊され、民間経済では制御し難いすべて困窮時に、国家（公的領域）による救済はもちろん必要であり、その多くは、（古典的な例は職業紹介だが）継続的に行なわれる。シュンペーターは、実体経済の回復における、このような国家の自明の役割に言及した後、しかし、国民経済再建の本質的な課題は民間経済における「再資本化」であるとし、復興の原動力を前提に、二つの側面からインセンティブ政策を

次のように説いた。

#### ①生産手段の再構築

修繕を要する産業施設、荒廃した田畑、森林、減少した家畜など、これらの生産手段の再建のためには、企業家給付の外に、私経済的動機をより喚起しやすく、民間投資を促し、あるいは、少なくとも生産活動を阻害せず、企業活動のエネルギー源を高める租税政策が必要となる。加えて、立法、行政、および政治への対応に費やす企業家のエネルギーを、その組織者的、技術的、商業的課題に集中させることができるならば、再建は最も有効に促進し得る。

#### ②輸入財、特に原材料供給ショックの回避

さらに、シュンペーターは、原料獲得戦の激しい状況では、供給ショックが生じる可能性に言及しながらも、海外から評価される民間企業の力量を次のように評価する。信用のあるすべての銀行が、外国において、国家よりはるかに早く信用と好意を見出す。また、こうした状況では、大きな私的利潤に対する見込みと商人的技能のみが、船荷を確保する手段と方法を発見する。したがって、様々な障壁を除去し、諸外国が好意を持ち得る政策を実施することは、恐らく最も有効であり、適切な為替政策も必要となる。

## 3. シュンペーターの戦後復興に向けての「財政計画」

シュンペーターは、1919年3月、オーストリア共和国最初の連立内閣において大蔵大臣に就任し、彼の考察内容を反映した「財政計画」を立案する。第一に、インフレーションの克服と国家債務を相殺するための財産税、第二に、オーストリア通貨クローネの安定維持、第三は、中央銀行の政府から独立した貸出政策の確保、第四は、現状より高率の（売上税のような）間接税の導入、第五は、外国信用の導入である。外国信用の導入では、国家が外国借款を得る機会はないと判断し、私的資本家による外国信用導入のインセンティブとして、第一に提案された財産税の軽減が併記された。「財政計画」は1919年9月に内閣に提出されるが、10月に否決され、また、内閣も総辞職となった。財産税は実行されず、インフレ期待は高まり、1922年

物価は約 2,080 倍に騰貴する。

## V 国難の背景と状況の比較

これまで本稿でみてきた『租税国家の危機』における数々の洞察内容について、その妥当性を確認していくため、背景と経済現象面で今回の震災後の状況と相違する部分を整理する。およそ 1 世紀前のオーストリアの敗戦と、日本の震災における主な相違点は、次の通りである。

### 1. 冷戦終結によるパラダイムシフト

#### (1) 経済システム

第一次大戦当時、一党独裁型の社会主義が台頭し、計画経済が一部の国で試行された。しかし、シュンペーターの推論どおり計画経済は崩壊し、一国が採用する政治システムの如何にかかわらず、現在は資本主義を中心とする混合経済体制が、各国の経済発展を担っている。

#### (2) 国際秩序

第二次世界大戦以前、国家同盟間のバランス・オブ・パワーの追求は、対立と軍拡戦争を招いた。戦後続いた二極覇権（冷戦）は終結し、やがて、超大国一国による覇権システムも衰退する。現在は、新興国の経済力が増し G20 に象徴されるように、国益調整の難しさを露呈しつつ、対立から多極的協調システムへの摸索過程にある。

#### (3) グローバリゼーション

大西洋横断の蒸気船定期運航により 1860 年代にはじまり両次大戦期に閉鎖傾向となった、大量の労働と財の移動を、現在以上の水準と捉える歴史家もいる。しかし、冷戦終結は、国際秩序が変化する中、ICT の急速な発展とも相まって、労働、財・サービスに加え、情報と資本の急速な移動と供給量の拡大をもたらし、2009 年中頃までは国際的デフレ圧力の要因の

一つでもあった。国家・企業・個人が、地球規模で便益とリスクを共有し、メガコンペティションや企業のフット・ルース化を加速させる現在のグローバリゼーションは、自由競争経済の特徴を従前より、際立たせている。

### 2. 国民経済の発展段階

第一次大戦前、オーストリアは工業化の進展過程にあったが、大戦後、オーストリア - ハンガリアン帝国の解体により、食料、原材料、エネルギーの供給源を失い、また、敗戦の賠償金請求により、多額の債務を負う。他方、日本は、1970 年代に、貿易、サービス収支、所得収支ともに黒字となり、現在、20 年連続で世界最大の債権国である。2005 年からは、所得収支黒字が貿易収支黒字を上回り、クローサーによる「未成熟な債権国」の後期段階に達している。

### 3. 財政状況

オーストリアの国家債務は、臨時的な戦費調達がその要因であったが、現在の日本の国家債務は累積的である。歳入面では低成長経済へ移行後、税収は減少傾向にあり、また、歳出面でも、1990 年代バブル崩壊後の継続的な財政出動や、社会保障費の少子高齢化による自然増が生じた結果、国家債務は GDP の約 2 倍に達している。

### 4. 物価水準

終戦後のオーストリアはハイパー・インフレーションの発生により、外国通貨が国内で唯一安定的価値を持ち、自由貿易や外資導入は、復興に貢献するというより、外国人の資産購入を加速させた。他方、2010 年 10 ~ 12 月期の日本は、2011 年 2 月 21 日の内閣府発表によれば、年 20 兆円程度の需要不足であった。震災では、(1) 東北地方を中心とする、第 2 次産業の供給網が毀損、(2) 同地方の第 1 次産業の生産基盤の喪失、(3) 福島第一原子力発電所の事故未収束による影響（被災地の復旧の未着手、生鮮食品の出荷停止、国内外の風評被害）、(4) 関東地方への電力供給不

足、(5)消費者、企業のマインドの低下など、供給制約、需要不足の両要因が生じた。

## VI 我が国への示唆

### 1. グローバリゼーションと4カ月余の復旧状況

#### (1)物価水準と供給ショック

『租税国家の危機』の中で、しばしば引き合いに出されるのが、財産税とインフレーション克服との関係である。今後の日本におけるインフレーション発生の可能性は、資源や食料価格の国際的動向や、中国の人的費用上昇の影響など、詳細な分析が必要である。しかし、多額の国家債務と震災直後のパニック的消費行動にもかかわらず、物価上昇を惹起しない理由の一部には、現在のグローバリゼーションの下、世界最大の債権国である事実と、従来からの深刻な需要不足があげられよう。

他方、島国のため、国内のみが供給源となる電力は、震災当初、計画停電という形態での供給ショックを引き起こした。今後も、各原発における被災の蓋然性の高さや、点検後の再稼働の延期などにより、東西日本において長期的な電力供給不足が予想され、製造業では生産計画に支障をきたしている。また、火力発電は相対的に高コストであり、さらに、再生エネルギーの買取負担額の上乗せが行なわれる場合には、電気料金の上昇も予想される。

#### (2)産業別復旧速度

競争的市場経済は、国内外の顧客喪失を回避すべく、第二次産業の復旧の原動力となり供給網を回復させ、まさに、国際的に信用のある企業が、海外において、国家よりはるかに早く信用と好意を見出だしつつある。また、そこには、設計図の提供、部品の融通、あるいは、工場の無償貸与など、災害時における通常の提携を超えた同業者同士の連帯、あるいは、多くの関連会社の支援、協力が見られる。一方、生産基盤の代替が困難であり、法人参入が限定的、あるいは現行

法では認められていない第一次産業では、一部に地域支援型の民間ファンドや共同事業の組成が試みられるが、雇用回復に目処がつかない。

### (3)企業のリスク分散と外資

企業の中には、国内での事業再開が難しく、新興諸国による誘致を承諾せざるを得ない先や、リスク分散や電力供給不足の観点から、生産拠点の海外シフトを行う先もある。これらは、国内の産業空洞化を進め、雇用喪失や技術・技能の流出を招く恐れもある。また、日本政府が従来より拡大方針を打ち出してきた対日直接投資も、外資系法務需要の動向からは、縮小が見込まれる。

## 2. 震災復興に対する示唆

### (1)市場規律と財政規律

#### ①経常収支からみた財源

日本が「未成熟な債権国」の後期段階であることは、経済の成熟化に伴い、資金が高収益を求め、国内投資よりも対外投資を選択してきた結果である。震災の被害は、生活基盤と企業の生産設備や生産基盤の破壊であり、相当額の国内投資を必要とする。従来海外投資へ向けられていた国内貯蓄の一部を、国内の投資機会へ誘導する、直接（市場調達）・間接（金融仲介）の金融機能が必要であり、世界一の債権国であることは、国外から資金調達する際の信用となる。

#### ②抛出性資金

抛出性資金には租税と公債がある。多額の資金を要する復興資金は、租税による完全な調達は不可能であり、また、資金使途が社会資本構築である場合、その便益が複数世代に亘るため、公債による市場調達が検討される。しかし、公債は租税負担を将来世代に繰延する。既発債と復興債とは色分けは不可能であるから、国家債務の累積状況を勘案すると、その償還財源の保証が得られることが、国内外投資家の自発的購入を促すことになる。日銀の復興債引受も、同様に市場規律の観点から、望ましくない。「復興への提言（2011年6月25日首相答申）」で言及されたように、償還に関

する財源と期間を予め定めておくことが求められる。財源は、基幹税別に一長一短がある。一般消費税は、投資財が課税対象外となるが、「社会保障と税の一体改革」の財源として検討されてきたことや、被災地における免税の難しさがある。個人所得税や法人税は被災地域を特定した減税、免税が、一般消費税と比較して容易であるが、被災レベルを詳細に反映させることは難しい。また、法人税増税は資本流出回避とトレード・オフの関係にある。しかし、国家累積債務の市場の信頼を長期的に得るには、復興債の租税担保は不可欠である。

### ③有償性資金

まず、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行などの公的金融機関による復興支援があげられる。財投債、政府保証債、財投機関債による市場調達資金により貸出が行なわれる。また、被災地の民間金融機関に公的資金を注入する条件を緩和し、被災者への融資を行う環境を整える、改正金融機能強化法も、2011年6月22日に成立した。なお、国家財源とは一線を画すが、日銀では支援策として、成長基盤強化を目的とした金融機関向けの貸出制度のさらなる拡充を検討している。

## (2)政策におけるサプライサイドの重視

復興を早期に進めるうえで、自発的経済活動を促すインセンティブ政策は重要である。「復興基本方針(2011年7月29日政府決定)」には、地域限定にて、税制優遇を通じた企業活動支援や、土地利用手続に代表される規制緩和を講じる「復興特区」の創設が明記され、また、財源の給付については、地方公共団体の自由裁量を重視した一括交付金方式の活用も併記された。被災地の地域・都市再開発においては、少子高齢化を踏まえ、集積の利益を活かす取組が必要となる。また、一次産業の復旧復興については、漁業を含めた法人のインセンティブの導入や、大規模集約化・六次化を促し、世界に通じる第一次産業の再生につながる施策が求められる。いずれも、産業従事者と住民の意向を反映し、社会と個人の心の再生に必要な未来像を

提示しながら行う、利害調整の方法がポイントとなる。さらに、日本企業のほか外資企業の対日投資を国内全体に促す政策手段として、規制・制度改革、財政支援、税制支援、金融支援の4つを柱とした、「総合特区」法が、2011年6月22日に成立している。

## (3)震災により尖鋭化した課題の検討

### ①社会保障と税の一体改革

少子高齢化が進む中、社会保障費の増大とその財源は、先送りしてきた最大の問題の一つである。国家債務が累積する中、震災復興にも多額の財源の確保が必要となることから、政府も、震災復旧対応と並行して検討を進めてきた。2011年6月30日政府・与党決定では、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げる」と表現されたが、税率の引き上げは経済状況の好転を条件にするなど、当初案と比較すると後退した感は否めない。また、現行案では、医療費も含め支出内容や、年金支給年齢の引き上げなど、給付抑制面での具体策に欠き、シュンペーターが危惧する、社会政策費の自然増に歯止めがかからない状況にある。

### ②競争力強化政策

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)は、関税の撤廃と、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産権、人の移動などのとりきめを含んだFTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)の一つであり、米国、豪州を含む9ヶ国間で交渉中である。中国、韓国はTPP参加を表明していないが、FTA締結を積極的に進めており、中国はASEANなど、韓国はEUなどと適用を開始している。日本も二国間レベルではEPA締結の実績があり、APECやASEANを中心とした広域FTA構想が並走するなか、TPPへの参加の是非が問われることとなった。

一般的に、協定への参加は、輸出企業の対外競争力を確保し、国内では輸入関税撤廃などによる便益の享受が可能となる。しかし、農業をはじめ、政府調達関連、金融サービスなどの分野では、国内産業の育成保護、対外競争力強化が必要となる。また、医師、看護

師などの専門職を含め、優れた労働力が流入した場合、労働市場に影響が生じ、教育・雇用制度の見直しが求められる。輸出産業では、新興国の台頭から協定参加の意向が強いが、保護と競争力強化が必要となる分野では、利害が異なる。EPA、FTA の締結はグローバル化の流れの一つであり、保護のみを迫及せず、人的資本も含め、国内産業の競争力を、いかに強化するかが課題である。

### ③原子力の安全とエネルギー政策

原子力発電の事故は、第一に原子力の安全体制、第二にエネルギー政策の展望について、国内外に議論を喚起した。原子力安全体制の確保については、前提と組織の見直し、事故・災害耐性調査（ストレステスト）の実施など、曲折はあるが、国内の議論は進みつつある。国際的には、各国の政策方針の違いを反映し、IAEA(国際原子力機関)に対する安全調査強制力の付与などについて、条約改正レベルでの合意形成は難しい。事故の収束、今後何十年かにわたる放射線モニタリングと情報公開、そして、今回の原発事故の教訓を基にした原子力発電に関するトータル・リスク・マネジメントの構築は、社会不安に対応する日本の責務である。

資源が乏しく、原子力に依存してきた日本のエネルギー政策の展望は、描きづらい。しかし、長期的にはベストミックスを選択することに、国民の共感は得られている。再生可能エネルギーは、地域分散(地産地消)型であるため、地方自治体からの関心が集まり、企業の発電事業参入や、スマートグリッド(次世代送電網)に実績を持つ外資の対日進出の動きがある。また、将来にむけて、買取負担額転嫁を回避すべく、入札方式や送電網分離などの議論も生じている。コストや工業用電力の確保など未解決の課題も多いが、これらの実現は、被災地に自然エネルギー活用型地域の建設を可能とし、将来の電力供給の新モデルとなり得る。

## VII 政治過程における課題

東日本大震災は、被災地域が広域に及び、被災自治体の規模が小さく、各縣市町村において産業構造や被害状況が異なることから、復旧復興の遅れが目立つ。復旧復興は、国民皆の望むところであるが、すべての人々の意見が一致するような具体的復興案は存在せず、現在と将来の評価に関する問題については目的そのものが相違する可能性もある。政策決定過程の参画者は、民主主義においては一般の老若男女であり、多数決の結果としての公共政策が、一定の「個」に制限をもたらすことが避けられない以上、十分な議論と国民、地域住民への説明は必要である。

復旧復興遅延のもう一つの要因に、中央政府の政治過程において国民不在の状況をあげる論者も少なくない。民主主義のもとでは、権力と官職をめぐる競争的闘争の結果、政治の社会的機能は付随的に果たされるにすぎない。議会や選挙民の投票に依存する政治的視野は短期的展望に基づき、国民の長期的利益に奉仕することを困難とする。シュンペーターは、『資本主義・社会主義・民主主義』(初版、1942年)の中で、このように、代議制民主主義システムの本質と内在する秩序破壊的要因を指摘している。ここ数年、日本の政治過程では、政治的主導力獲得のための競争的民主主義モデルにおける、政治の失敗例について枚挙にいとまがない。我々国民には、彼らを選任した責任がある。

## VIII 結び

シュンペーターは、国民の自由意志(自発性)に基づき、租税国家と経済自由の組織形式は国難に打ち克ち得る、と論じると同時に、自由経済の推進力である「個人的利害」は「個人的我利」のみではない、と記している。復旧過程では、自発的交換が自利だけではなく、提携、協力、連帯、支援、そして、義援金やボランティアなどに代表される他利を生み出すことを、

あらためて認識した。アダム・スミスそしてブキャナンが示したように、「交換」は人類の本質の一つである。たとえば、私的選択決定を行なう市場機構は、個人がそれぞれの立場で参入し、取引の合意に向けて相互に協力する自発的交換を制度化したものである。公共選択論が示唆するように、集合的選択過程においても、枠組みにより、強制性を用いず、自発的交換、すなわち、協力を生み出し得る。長短期エネルギー政策を含め、我が国では、復興振興そして経済再生に向け今後、さまざまな制約と負担に直面するが、これらを超克することが進化につながる。私的・公共選択過程において、いかに自発性交換と向き合い、活用することができるかが、我々国民に求められる課題である。

参考文献

(和文)

堺屋太一, 2011.3.22 日本経済新聞 「経済教室」.

根井雅弘, 2001, 『シュンペーター』 講談社.

山之内光躬, 1995, 『民主主義財政論の生成』 成文堂.

(欧文)

Buchanan, J.M., 1979, *What Should Economists Do?*, LibertyPress.

Crowther, G., 1957, *Balance and Imbalances of Payments*, Harvard University, Graduate School of Business Administration.

Schumpeter, J.A., 1918, *Die Krise des Steuerstaats, Graz und Leipzig*. (木村元一訳『租税国家の危機』 勁草書房、1951年).

Schumpeter, J.A., 1950, *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Third Edition.

(中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』 東洋経済新報社、1995年).

# 「OECD の最近の傾向からみたパートタイム労働法 8 条に関する一考察」



千葉商科大学経済研究所客員研究員

**小堀 朋子**  
KOBORI Tomoko

## プロフィール

2009 年 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程修了、博士（政策研究）。

「企業をとりまく利害関係者の利益のバランス」等に関する研究を進め、最近は、「フレキシビリティ理念」等の柔軟な労働政策に関心を持っている。

## 1. はじめに

OECD 諸国において、パートタイム労働は重要な労働形態となってきたが、日本でも、1993 年に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（以下、パートタイム労働法という）」が規定され、その後、パートタイム労働者の雇用の改善を目指して、一部改正を経て 2008 年 4 月より（一部の中小企業を除き）日本では改正パートタイム労働法 8 条<sup>i</sup>等が施行されることとなった。

この改正パートタイム労働法 8 条とは、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止」を定めた条文であるが、本稿では、「労働者側と雇用者側が共に利益を享受できる労働政策」を念頭に、改正パートタイム労働法 8 条が、自然エネ

ギーの活用（太陽光発電等）や文化経済に関連する分野等が注目されて、多くの分野の産業での雇用が検討される今日、今後も検討が必要である旨を、最近の OECD 諸国の労働法制の傾向と（OECD 諸国の）労働統計等から確認する。

具体的には、2 で、OECD 諸国の統計（2011 年 1 月 3 日）からの分析（① OECD 諸国において、全雇用には占めるパートタイム雇用の割合が増加している、② OECD 諸国の労働時間が、短縮の傾向にむかっている等）を確認して、3 では、OECD 諸国の国の一部では、パートタイム雇用（差別禁止等）に関する法制が制定されていく傾向にある概略を確認し、4 では、日本における改正パートタイム労働法（8 条等）に関連する判例を検討し、多くの国民が柔軟に就労して、市場が活性化するような雇用体系をつくりだし、将来の少子化による労働力不足の時代の到来に対応するために、（パートタイム雇用に関する「賃金格差の正当性」等の解釈には）、今後も多くの事例を検討しパートタイム労働法 8 条等の条文の補足修正が必要であることを確認する。

## 2. OECD 諸国の統計からの分析

OECD の労働統計（2011 年刊行版）によると、OECD 全体では、2002 年以来、全雇用に対するパートタイム雇用の割合が、増加の傾向（14.4% から

<sup>i</sup> パートタイム労働法

（2 条）この法律において、「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者（当該事業所に雇用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に雇用される労働者）にあっては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該労働者と同種の業務に従事する当該通常の労働者の一週間の所定労働者に比し短い労働者をいう。

（8 条）①事業主は、業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という）が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者（以下、「職務内容同一短時間労働者」という）であって、当該事業主と期間の定めのない労働契約を締結しているものうち、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの（以下、「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という）については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取り扱いをしてはならない。

②前項の期間の定めのない労働契約には、反復して更新されることによって期間の定めのない労働契約と同視することが社会通念上相当と認められる期間の定めのある労働契約を含むものとする。

16.2%へ1.8%増加)にあり、特に、スイスとオランダは2002年以来、約25%以上がパートタイム雇用となっている。

筆者は、パートタイム労働が全雇用に占める割合が増加することが(フルタイム労働がパートタイム労働に変更されるという事例をも含むため)、直接的に失業率の低下につながるとは考えていないが、(失業率については、OECD全体では、2008年から2009年において6.1%から8.3%へ増加の傾向にあるが、スイス・オランダ・ノルウェー・韓国については2009年においても、失業率は4%以下となっている。)同統計から、OECD諸国において、「パートタイム雇用が重要な雇用形態になっている旨」と「労働時間が短縮されていく傾向がある旨」を確認する。

これは、多くの国民が柔軟に就労できる環境をつくることで、多くの国民の力により市場を活性化し、企業の成長、国民の購買力を向上させる等のサイクルを生み出して、税収が確保されることにより、財政の健全性・社会保障の安定性をうみだすことにもなりうるともいえる。

また、フルタイム労働者の労働時間を規制する(長時間労働等による残業を規制して、1人あたりの労働量を減らす)ことは、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇にもつながるとも考えられる。

次に、OECD諸国の平均労働時間(雇用者1人当たりの年間労働時間数)の概略であるが、パートタイム雇用が全雇用の25%以上を占めるオランダ等は、労働時間において、時間が短縮されていく傾向がみられ、フランス・ドイツ・オランダ等が、OECD全体の平均より下回っているといえる。(2008年のOECD諸国の平均の「雇用者一人あたりの年間労働時間数」は、OECDの統計によると、1764であるのに比し、フランスは1544、ドイツは1430、オランダは1389、となっている。)

また、ドイツでは、「労働時間貯蓄制度(時間外の労働等について、労働者が労働時間を貯蓄し、休暇等に利用できる制度)」等が活用されており、同制度は、オランダ・ベルギー・フランス等においても、制度化

されている。

(ドイツの雇用率については、1週間の労働時間を調整する制度が整備されている点等を鑑みて考察すべきである、といえる。)

次に、OECD諸国における最近の法整備の傾向(パートタイム雇用とフルタイム雇用の「均等待遇」を目指す動き等)の概略を、以下、3で具体的に述べる。

### 3. OECD諸国(イギリス・フランス・オランダ・ドイツ・スウェーデン等)のパートタイム雇用(差別禁止等)に関連する最近の法制の流れ

#### (1)イギリス

イギリスにおける法制は、EC・EU労働法の影響を受け、1998年には、「労働時間規則」が制定され、2000年には、パートタイム労働者規則が制定された。

#### (2)フランス

フランスでは、1997年6月に、「パートタイム労働者に対する差別の禁止とパートタイム労働促進のための枠組み協定」が締結され、国内法化がすすめられた。

#### (3)ドイツ

ドイツでは、2001年1月よりパートタイム労働・有期労働契約法が施行されたが、同法においては、4条1項において、「フルタイム労働者とパート労働者との差別禁止」が規定され、同6条において、同法が「パートタイム労働を促進することを目的としている旨」が規定されている。

また、この「パートタイム労働・有期労働契約法」には、8条において、一定の要件(15人を超える使用者の下で働く労働者等)に該当する労働者について、「労働者の労働時間縮減請求権」も規定されている。

#### (4)オランダ

オランダは、1982年のワッセナー合意以来、ワークシェアリングが進み、労働組合の影響もあり、パートタイム労働を推進する方向に動いている。

(非典型雇用についての、オランダでの関連性のあ

	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)
オーストラリア	24.0	24.3	23.8	24.0	23.9	23.7	23.8	24.7
オーストリア	13.3	13.7	15.4	16.3	16.8	17.3	17.7	18.5
ベルギー	17.6	18.3	18.5	18.5	18.7	18.1	18.3	18.2
カナダ	18.8	18.9	18.5	18.3	18.1	18.2	18.4	19.1
チリ	5.2	5.7	6.6	7.2	7.7	8.0	9.1	10.5
チェコ	2.9	3.2	3.1	3.3	3.3	3.5	3.5	3.9
デンマーク	15.5	16.2	17.0	17.3	17.9	17.3	17.7	18.9
エストニア	6.9	7.5	6.8	6.7	6.7	6.8	6.2	8.4
フィンランド	11.0	11.3	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5	12.2
フランス	13.8	13.0	13.2	13.2	13.2	13.3	12.9	13.3
ドイツ	18.8	19.6	20.1	21.5	21.8	22.0	21.8	21.9
ギリシャ	5.4	5.6	5.9	6.4	7.4	7.7	7.9	8.4
ハンガリー	2.6	3.2	3.3	3.2	2.7	2.8	3.1	3.6
アイスランド	20.1	16.0	16.6	16.4	16.0	15.9	15.1	17.5
アイルランド	18.4	18.9	18.9	19.3	19.5	20.0	20.8	23.7
イスラエル	15.2	15.0	15.0	15.0	15.0	14.6	—	—
イタリア	11.6	11.7	14.7	14.6	15.0	15.2	15.9	15.8
<b>日本</b>	<b>17.7</b>	<b>18.2</b>	<b>18.1</b>	<b>18.3</b>	<b>18.0</b>	<b>18.9</b>	<b>19.6</b>	<b>20.3</b>
韓国	7.6	7.7	8.4	9.0	8.8	8.9	9.3	9.9
ルクセンブルグ	12.5	13.3	13.2	13.9	12.7	13.1	13.4	16.4
メキシコ	13.5	13.4	15.1	—	—	—	—	—
<b>オランダ</b>	<b>33.9</b>	<b>34.5</b>	<b>35.0</b>	<b>35.6</b>	<b>35.4</b>	<b>35.9</b>	<b>36.1</b>	<b>36.7</b>
ニュージーランド	22.5	22.2	21.9	21.6	21.2	22.0	22.2	22.5
ノルウェー	20.6	21.0	21.1	20.8	21.1	20.4	20.3	20.4
ポーランド	11.7	11.5	12.0	11.7	10.8	10.1	9.3	8.7
ポルトガル	9.6	9.9	9.6	9.4	9.3	9.9	9.7	9.6
スロバキア共和国	1.6	2.3	2.8	2.6	2.5	2.6	2.7	3.0
スロベニア	4.9	5.0	7.5	7.4	7.8	7.8	7.5	8.3
スペイン	7.6	7.8	8.4	11.0	10.8	10.7	11.1	11.9
スウェーデン	13.8	14.1	14.4	13.5	13.4	14.4	14.4	14.6
<b>スイス</b>	<b>24.8</b>	<b>25.1</b>	<b>24.9</b>	<b>25.1</b>	<b>25.5</b>	<b>25.4</b>	<b>25.9</b>	<b>26.2</b>
トルコ	6.6	6.0	6.1	5.6	7.6	8.1	8.5	11.1
イギリス	23.2	23.5	23.6	23.0	23.2	22.9	23.0	23.9
アメリカ	13.1	13.2	13.2	12.8	12.6	12.6	12.8	14.1
<b>OECD 全体</b>	<b>14.4</b>	<b>14.6</b>	<b>15.0</b>	<b>15.1</b>	<b>15.1</b>	<b>15.2</b>	<b>15.4</b>	<b>16.2</b>

(OECD 諸国のパートタイム雇用が全雇用に占める割合 (%))

出典：OECD iLibrary 2011 年 1 月 3 日現在

<http://dx.doi.org/10.1787/20752342-2010-table7>

る法律としては、1999年に「柔軟性と保障法（一定期間の継続があれば、有期雇用は期間の定めのない雇用に転換するというルールで、派遣労働者に関する契約で26週間を超える派遣労働には一般の労働契約と同じ準則が適用される等）」と2000年に「労働時間調整法」が制定された。また、オランダの民法648条には、労働時間による差別禁止が規定されている。これらの制度等から、オランダは、「フレキシキュリティ」が推進されている国であるともいえる。）

#### (5) スウェーデン

スウェーデンは、EC指令の「差別禁止」等の国内法化がすすめられ、2002年に「パートタイム労働者・有期雇用労働者に関する差別禁止法」が制定された。

（スウェーデンには、労働者保護に関する制度として、「差別オンブズマン（法令遵守・調査・裁判の遂行等）」が設置されている。）

次に、日本における改正パートタイム労働法8条について考察する。

#### 4. 日本の改正パートタイム労働法8条について

パートタイム雇用による業務が、OECD諸国における全雇用において、重要な役割をはたすようになってきたとはいうものの、日本においては、パートタイム雇用とフルタイム雇用との間の格差は、まだまだ残っており、（日本の）パートタイム雇用に関する法律（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条①②）と、同事項に関する判例（賃金格差が公序良俗違反とされた判例）は、次のとおりである。

##### (1) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律8条①②と、同条に関する判例

同条には、「通常の労働者と同視すべき時間労働者に対する差別的取扱いの禁止」が規定されており、同事項に関連した判例としては、丸子警報器事件（長野

地裁・平成8年3月15日）があり、同判旨は「正社員と臨時社員の区別は、雇用契約の内容の差異から生じる契約上の地位であるから、労働基準法に定める社会的身分には該当しない。<sup>ii</sup>また、わが国の賃金体系の下では、それに違反する賃金格差が直ちに違法となるという意味での同賃金の原則が公序となっていると解することはできない。しかしながら、同原則の基礎にある均等待遇の理念は、賃金格差の違法性判断において、一つの重要な判断要素として考慮されるべきものである。臨時社員の従事する職種、作業の内容、勤務時間と日数、その他の活動への参加が正社員と同じで、正社員との顕著な賃金格差を維持しつつ臨時社員の雇用が長期間継続された場合には、賃金格差を正当化する事情が主張立証されていない以上、臨時社員の賃金が同じ勤続年数の正社員の8割以下となる場合には、公序良俗違反となる。」としているが、これは、改正パートタイム労働法8条①の解釈によって判断ができる事例であるといえる。

このパートタイム労働法8条について筆者は、多くの分野で産業が創出されようとしている現在、今後も多くの事例によって、経営者側と労働者側の双方の利益を考えながら「賃金格差の正当性」について条文を補足修正して、多くの雇用を創出していく必要があると考える。

#### 5. おわりに

本学の島田晴雄学長も、御著書『岐路3.11と日本の再生』NTT出版のなかで、「太陽経済関連産業と雇用の創出」に関する構想を述べられているが、今、日本は、OECDの50周年で菅首相が太陽光発電の普及に関するスピーチ（菅首相は、OECDの50周年の講演で、2030年までには、太陽電池の発電コストを現在の6分の1にし、日本中の設置可能な1000万戸

<sup>ii</sup> 労働基準法3条「均等待遇」  
労働基準法3条「均等待遇」には、日本国憲法14条の「法の下での平等」の精神に基づき、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」という旨が規定されている。

の屋根に太陽光パネルを設置することを目指す等のスピーチを行った)をし、ソフトバンクの孫社長が太陽経済に貢献する経営方針を発表するなど、自然エネルギーの活用が注目されてきている。

筆者は、この太陽経済等が、日本国民の間に浸透するかどうかは、「太陽経済等によってどれだけ多くの国民が柔軟に働き、所得を増やせるか」が大きな鍵となってくると考え、一つの政策として、パートタイム労働法8条の再検討も重要な課題であると考えている。

#### 参考文献

- (1) 大和田敢太「オランダの労働法制改革におけるフレキシキュリティ理念と平等原則」『日本労働研究雑誌』No.590 2009年9月号 PP.25-34。
- (2) 奥田香子「EC指令の国内法化によるフランス労働法制への影響」『日本労働研究雑誌』No.590 2009年9月号 PP.55-61。
- (3) 島田晴雄「岐路 3.11と日本の再生」NTT出版 2011年
- (4) 『図表でみる世界の主要統計 OECDファクトブック』明石書店 2010年
- (5) 「太陽光パネル、1000万戸に設置、首相講演、30年までに」日本経済新聞(夕刊) 2011年5月26日
- (6) 鶴光太郎・樋口美雄・水町勇一郎『労働時間改革』日本評論社 2010年
- (7) 中内 哲「EU指令の影響とドイツ労働法制の現状」『日本労働研究雑誌』No.590 2009年9月号 PP.62-68。
- (8) 水町勇一郎「正規・非正規労働者の賃金格差」『労働判例百選(第8版)』2009年
- (9) 水町勇一郎・連合総研『労働法改革』日本経済新聞出版社 2010年
- (10) 宮前忠夫「ドイツ新パートタイム労働法制の2年間」『大原社会問題研究所雑誌』535号 法政大学大原社会問題研究所 2003年6月 PP.14-26。
- (11) 両角道代「変容するスウェーデンモデル? スウェーデンにおけるEC指令の国内法化と労働法」『日本労働研究雑誌』No.590 2009年9月号 PP.46-54。
- (12) "OECD Factbook Economic, Environmental and Social Statistics" OECD publishing (2010)
- (13) "OECD Employment Outlook MOVING BEYOND THE JOBS CRISIS" OECD Publishing (2010)

#### 参考ホームページ

- (1) オランダ憲法1条「平等」のホームページ  
<http://www.servat.unibe.ch/ich/n100000.html> (2011年5月14日)
- (2) Part-time employment  
<http://dx.doi.org/10.1787/20752342-2010-table7>(2011年5月14日)

# 中国の企業・産業事情

## —最近どうなっているか—



千葉商科大学政策情報学部教授

**石山 嘉英**

ISHIYAMA Yoshihide

### プロフィール

1944年生まれ。  
1967年に慶應義塾大学（経済学部）を卒業。  
大蔵省、国際通貨基金、青山学院大学（国際政経学部）、  
日本IBMを経て、2000年4月から、本学政策情報学部教授。

## はじめに

中国において「改革と開放」の政策が始まったのは1979年である。

それ以来、一応は経済の市場化が進んでいる。1979年から2010年までの年平均の実質成長率は10%であるから、一見すると大成功であり、市場経済化が経済の高成長を推進してきたという印象が強い。

しかし、よく見るとこれまでの中国経済は市場経済とは似て非なるものであり、むしろ「国家資本主義官僚経済」と言うべきものである。それでも高成長が続いてしまうのは不思議といえは不思議である。

この不思議さを解明するためには、中国経済を色々な角度からよく観察する必要があるが、本稿では企業制度と産業発展という切り口を採用してみたい。筆者は、2010年9月末から2011年3月はじめまで、北京大学の客員研究員として北京に滞在した。その機会に、中国の新聞や書物はかなり読んだつもりである（残念ながら企業訪問の機会はなかった）。それを参考としつつ、筆者が重要と考えるポイントを論じていこう。中国の企業制度とか企業行動については、日本の新聞もときどき報道を行っているが、なおよくわからないというのが実情だろう。そこをすこしでも明らかにしてみたい。

## 1. 工業における企業組織のタイプと数

企業組織のタイプと数についてデータが整っているのは「工業」である。「工業」とは、製造業に鉱物（石油を含む）の採掘・精製業を加えたものである。工業のつくり出す製品は国際貿易が行われており、また直接投資による外資系企業の活動もある。工業において活動する企業を調べれば、中国全体のことが大体わかる。

さっそくであるが、2010年版の「中国統計年鑑」から、工業企業の基本データを表1に示す（元のデータを多少整理している）。このデータから読みとれる

表1 工業企業の主要データ（2009年）

	数	粗生産額 (億元)	利益 (億元)	従業員数 (万人)
合計	434364	548311	34542	8831
内資企業	358988	395625	24435	6380
国有企業	9105	45648	1973	639
集体企業	10285	9587	638	199
股份合作企業	5011	3608	242	66
連営企業	735	1296	52	17
有限責任公司	65926	121078	7684	1872
股份有限公司	9275	50209	4033	570
私営企業	256031	162026	9678	2974
その他企業	2620	2173	135	44
港、澳、台資企業	34365	52221	3448	1143
外資企業	41011	100466	6659	1307
中外合弁企業	15472	45783	3559	450
中外合作企業	1322	2073	171	35
外資(独資)企業	23552	49046	2662	777
外資股份有限公司	665	3563	267	46

(出所)中国統計年鑑(2010年版)  
(注)年間売上げが500万元以上のもののみを計上している。

ことを以下に箇条書きしてみよう。

(1) 「国有企業」はせまく定義されている。その数は9105で全体(43万4364)の2.1%に過ぎないが、その粗生産額(付加価値額でなく、投入物の価値を含む生産額)の4兆5648億元は全体の8.3%を占めており、国有企業の規模が大きいことがわかる。1企業当たりの粗生産額は約5億元である。ここでの国有企業は株式制にはまだなっていない企業である。したがって、法人格をもつとは限らない。

(2) 内資企業は国有企業からその他企業まで多くのタイプに分かれている。この中で「集体企業」とは郷鎮企業のような地方政府が所有する企業であり、「股份企業」とは株式制企業である。「公司」とは法人格をもつ会社のことである。数において最大なのは「私営企業」であり、25万6031となっている。その合計の粗生産額は大きい。

股份企業は株式制になっている企業であるが、株式の所有者が誰なのかはわからない。そのうちのかなりの数は、国がすべての、あるいは支配的な割合の株式の所有者になっているので、それらも広義の国有企業として分類されるべきものである。

(3) 香港、マカオ、台湾の企業が中国本土に設立している企業も広い意味では外資系企業であるが、表1においては別掲されている。その数3万4365は全体の7.9%であり、小さくない。

(4) 上記の3地域以外の国の企業が独資あるいは合弁で中国に設立している企業を「外資企業」としている。このカテゴリーには、「中外合作企業」(資本関係なし、提携・協力あり)も含まれている。この外資企業の数4万1011は全体の9.4%であり、きわめて多いと言える。その粗生産額10兆466億元も全体の23.1%を占めている。外資依存が目立つ。

表1は2009年という1時点のみを切りとったもの

であり、これまでの企業カテゴリーごとの生産額の推移はわからない。この推移を調べることによって、国有企業の実生産額のウェイトがどのように小さくなってきたのか、また股份(株式制)企業、私営企業、外資系企業の実生産額全体に占めるウェイトがどう変化してきたのかがわかる。それを示したものが表2である。この表は企業のタイプを5つにまとめている。1980年から2005年まではPerkins and Rawskiの論文(“Forecasting China’s Economic Growth to 2025” in Brandt and Rawski(eds.) China’s Great Economic Transformation, Cambridge University Press)のデータをそのまま使っている。2009年のデータは筆者が計算したものであり、国有企業の中に、有限責任公司の中に分類されている国有独資公司を含めている。

表2 工業企業のカテゴリーごとの粗生産額シェア (%)

年	国有企業	集体企業	股份企業および 有限責任企業	私営企業	外資系企業
1980	80.8	18.5	n.a.	0	0
1985	73.1	25.5	n.a.	0	0.4
1990	54.6	35.6	n.a.	5.4	1.9
1995	38.5	37.1	4.1	3.4	15.9
2000	34.9	17.1	12.5	4.5	26.1
2005	15.1	4.4	25.7	22.4	30.2
2009	12.5	1.7	27.9	29.6	27.8

(注)表1中の「運営企業」、「その他企業」を含まないので、合計は100%とならない。外資系企業は表1の港、澳、台資企業と外資企業の合計である。

この表2からわかるのは、国有企業、集体企業のウェイトが大きく低下したということである。両者を合わせれば公有企業と呼べるが、そのウェイトは2009年に14%にまで下がっている。もうひとつわかるのは、表中の3、4、5、番目のタイプの企業はいずれもウェイトを高め、2009年にそれぞれが30%弱になっているということである。

## 2. 国有企業の再評価

表2から受ける印象は、これまで、股份企業および有限責任企業、私営企業、外資企業が勢いよく伸びてきたこと、そしてそれが工業の実生産額、ひいては中国のGDPの高成長をもたらしたと思われることである。

たしかに、非国有企業は国有企業よりも効率性が高

い。従業員1人当たりの生産額、利益は高いことをデータからたしかめることもできる。非国有企業の高成長と経済の高成長との間に関連があることは認めていいだろう。

中国経済全体を見ると、「企業」とは呼びにくい自営業者の数も増えてきた。表1、表2の中の「私営企業」は自営業者（個人企業）は含んでおらず、個人企業から成長したものか、あるいは国営企業が民営化したものである。中国では、事業を行おうとする法人または個人は、国家工商総局の地方出先機関に登録を行うことになっているが、そのデータによると、2008年において私営企業数は657万4171であり自営業者（個人企業）数は2917万3323である。このように、個人企業数は膨大であり、個々の企業の規模は小さいとしても、その経済成長への貢献を無視することはできない。中国では、私営企業と個人企業を合わせたものを「民営企業」と呼んでいる。

しかし、国有企業の影響力を簡単に「小さくなった」と結論するわけにはいかない。国有企業には規模の大きいものが多く、またすべての基幹産業で支配的な位置を占めている。その多くは複数の子会社をもっているし、私営企業に出資することもある。実質的に国有企業が支配している私営企業があるが、その生産額は表1において国有企業との生産額とはなっていない。つまり、データには国有企業の存在を過小に評価するバイアスがある。国有企業は股份企業に出資を行うこともあるが、その持株比率や支配の度合いは明らかにされていないという問題がある。

近年、中国政府は国有企業についてどんな政策をとっているのだろうか。1980年代には明らかに私営企業や郷鎮企業への支援が見られ、1990年代にもその政策は続けられた。1993年には「公司法」が制定され、国有（公有）以外の形態の企業の設立が正式に認められた。ところが、2000年代に入ると、政府は国有企業の役割を再評価し強化し始めた。2009年の財政省のHPによると、2007年時点で国有企業数は11万2000であり、以前よりは減っている。なお、国有企業のすべてを国が管理しているわけではな

く、国による管理は2万2000、地方政府による管理は9万となっている。数は減ってきたとはいえ、まだ膨大な数の企業が国有として残っているわけだ。

注目されるのは、2003年に、国有企業を管理するための「国家資産監督管理委員会」が設立されていることである。この委員会は、2010年末に122のとくに大規模な国有企業を「央企」として重点管理している。この委員会は設立されて以来、国有企業の改革を行ってきたが、改革とは必ずしも民営化による国有企業の削減、国有セクターの縮小ではない。央企の数はすこしは減っているが、最終的には100ぐらいで止まりそうである。

2009年に、央企の資産総額は21兆元、売上げは13兆元、利潤は8000億元となっており、その存在感はきわめて大きい。2011年には央企の株式化が本格的に行われると発表されていたが、じつはあまり進んでいない。かりに株式化され、株式が上場されても、政府や他の国有企業が大部分の株式をもつことがふつうであり、これでは民営化とは言えないのである。

2006年、監督管理委員会は国有企業が経済の中でどんな位置を占めるべきかについて、ある方針を発表した。それによると、ほとんどの基幹産業において、国有企業は絶対的あるいは相対的優位に立つべきであるとされている。つまり、国有企業は私営企業や外資企業に対して優位に立つべきであり、政府はそれを支持していくということである。言い換えると、基幹産業においては私営企業が支配的になることは認めないということであり、これではとても市場経済とは言えない。絶対的支配力を保つべき産業は8つ（兵器、電力、電網、石油石化、電信、石炭、民間航空、海運）であり、“比較的強い”支配力を保つべき産業は9つ（設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化工、測量設計、科技）となっている。

### 3. 自動車産業と鉄鋼産業の場合

このわずかなスペースの中で中国のすべての産業でおこっていることを論じることはできない。そこで、

断片的ではあるが、自動車産業と家電産業のみを取り上げてみよう。

まず自動車産業について。現在の中国においてもっとも著しい発展を見せている産業のひとつは自動車産業である。中国では2009年に1364万台の自動車（商用トラックなどを含むすべてのタイプ）が販売され、前年からの伸び率は48.3%であり、米国を抜いて世界一となった。このうち個人所有の乗用車は458万台であったが、企業や官庁も多くの乗用車を買う。2010年には販売台数は32%の伸びを記録し、1806万台である。（このうち輸出されるのは2%程度である。）

2011年前半には販売台数の前年比は3%程度に急減しているの、異常に高い増加がいつまでも続くものではないことがわかる。しかし、販売あるいは生産のレベルが驚くほど高くなっている。これほどの市場の巨大化は、ひとえに需要の急増によってもたらされている。中国の人口当たりの自動車保有台数は低かったため、商用車、乗用車は共に急増する素地があった。自動車の価格は、中国国民の所得レベルから見ればかなり高いのであるが、それでもよく売れるのは、中国人の多くが自動車を社会的ステータスとして重視し、無理をしてでも保有しようとするからである。

自動車産業の発展は外資企業への依存が大きいという点において他の基幹産業とは異なっている。1979年に始まった「改革と開放」以前にも、中国には純国産の自動車を製造する国有企業はあった。これらの企業（上海汽車、中国第一汽車など）は現在でも独自のブランドで乗用車、商用車を製造・販売している。しかし、純国産の自動車の技術レベルは低かった。そこで中国政府は、自動車産業を急速に立ち上げるため、しかし外資企業による市場支配を防止するため、国有企業と外資企業の合弁企業の設立を奨励した。

乗用車生産においては上位10社があるが、そのうち奇瑞、比亞迪、吉利を除く7社が合弁企業である。最大手である「上海大衆」は国有企業である上海汽車とフォルクスワーゲンの合弁である。フォルクスワーゲンは中国第一汽車とも合弁企業「一汽大衆」を経営しており、中国ではもっとも成功している外資企

業である。しかし、上位10社のいずれも年産は100万台程度以下であり、規模が大きいとは言えない。10社の間では当分の間、激しいシェア争いが続くものと見込まれる。現在、中小メーカーまで含めると自動車企業は130もあり、技術開発と効率化のためには買収・合併による集約化が不可欠であるが、目立った進展はない。また合弁企業がエンジンやトランスミッションのような中核部品を外国から持ちこんでいるところを見ると、中国側企業の技術力はまだ低いと思われる。

次に家電産業について。テレビや電気洗濯機のような家電製品は製造・組立てが容易であり、ほとんどが中国企業によってつくられている。たとえばテレビの生産台数は年に約5000万台を超えるようになっているが、上位メーカーはTLC、長紅、海爾、康佳の4社である。これらのうちのはじめの3社は股份有限公司の形をとる国有企業であり、康佳のみが中国企業と香港企業の合弁である。これらの企業は現在世界の標準である薄型テレビをつくる能力をもっているが、ブランド力は低いので輸出はあまり行われていない。低いブランド力は低い技術力の反映だろう。中国のテレビは明らかに画質、音質が悪いが、中国の消費者はまだ高級品を要求していない。価格が安ければいいという段階にある。

中国の薄型テレビの品質が低いのは、メーカーが液晶パネルを外国から買っていることが大きな理由だろう。ようやく2010年末になって、TCLが、液晶パネル工場の建設を始めているが、高品質のパネルをつくれるのかどうか疑問もある。

家電製品の中にはエアコンや大型冷蔵庫のように高い技術を必要とするものもある。これらについては、純国産は少なく、合弁企業への依存が大きいようである。外資として中国で活動しているのは、東芝、パナソニック、サムスン、ジーマックスなどである。

## まとめ

中国国民の所得は、高い伸びを示しているとはいえ、まだ水準が低い。そのため、消費需要は質よりも量と

なる。企業は量の拡大を追うので、品質の向上、新製品の開発には力を入れていない。日用品、食料品はとくに質が悪い。生産財についても同じようなことが言えそうである。

当分の間、中国では価格が低く品質も低い製品が供給される状態が続くであろう。

低価格しか払えない国民が大多数なのであるから、中国企業がそれに適合する行動をとるのは当然である。しかし、中国国民の所得が上がり、よりグレードの高い製品（あるいはサービス）が求められるようになるとき、現状に適合しすぎているかに見える中国企業が対応できるかどうか懸念される。

企業は、新製品や品質のアップグレードによって需要を創造する、あるいはリードする存在でもある。ところが、中国企業は品質はそこそこで高い売上げの伸びを実現してきたために、イノベーション能力を磨いてこなかった。米欧日の企業と比べると、明らかに研究開発投資は見劣りする。おそらくこの状態は簡単には変わらないだろう。これは外資企業にとっては好都合であるが、中国経済の長期的成長にとってはマイナス要因である。このマイナス要因を解消するためには、国有企業の真の民営化（特権の廃止）と私営企業の強化が必要であると考えられる。

# 教育の現場を知る

## 盛岡商業高校の今

### — キャリア教育の視点から —



岩手県立盛岡商業高等学校校長

**吉田 敏男**  
YOSHIDA Toshio

#### プロフィール

昭和49年3月 千葉商科大学商経学部経済学科卒業  
4月 岩手県立釜石商業高等学校 教諭  
昭和55年4月 岩手県立盛岡商業高等学校 教諭  
昭和63年4月 岩手県立総合教育センター 研修主事  
平成6年4月 岩手県立水沢商業高等学校 教諭  
平成14年6月 岩手県立大原商業高等学校 教頭  
平成16年4月 岩手県立盛岡商業高等学校 教頭  
平成18年4月 岩手県立盛岡商業高等学校 副校長  
平成19年4月 岩手県立水沢商業高等学校 校長  
平成22年4月 岩手県立盛岡商業高等学校 校長

#### … 1 はじめに …

本校は平成25年2月18日をもって創立100周年を迎える「老舗・商業高校」である。この間、「至誠・協同・自立」の校訓のもと、教科「商業」における学習とその指導法の充実に努め、本県商業教育の先導的役割を積極的に担ってきたところである。卒業生は2万有余に及び、各界それぞれの立場でなくてはならない人材として活躍している。



現在、流通ビジネス科（2クラス）、会計ビジネス科（2クラス）、情報ビジネス科（2クラス）の3科を擁し、全18クラス規模の単独商業高校である。卒業生の進路は約6割が就職、4割が進学である。文武両道を目指し、進学にも就職にも対応できる学校として、地域社会や県内中学生から注目を浴びている。

#### … 2 活発な部活動 …

本校を語る上で、重要なのは活発な部活動である。平成18年度第85回全国高校サッカー選手権大会での優勝を筆頭に、昭和27年国体で優勝した硬式野球部は、春夏5回甲子園に出場している。また、昨年度の千葉国体では、少年男子弓道競技において、チーム岩手として出場した女鹿口選手（3年）が5回の競的をすべての中させ、33年ぶりとなる優勝に大きく貢献した。文化部においても、簿記コンクールで商業研究部が3年連続県大会優勝、ワープロ部と情報処理部が県大会準優勝、全国大会出場を決めている。

#### … 3 充実したキャリア教育 …

本校でのキャリア教育は、建学の精神を冠して「士魂商才・人材育成プラン」と名付けられ、社会を逞しく生き抜く人材の育成を目指し、朝読書・ホームルーム活動・授業・部活動等、学校生活のあらゆる場面においてキャリア教育を意識した指導がなされている。例えば、挨拶やマナー指導に関しては、授業の始まりと終わりの挨拶を厳格に行い、授業規律の確立に力を入れている。廊下ですれ違う際に行われる教職員や来校者に対する生徒の挨拶は実にすがすがしい。整容面で乱れている生徒は、帰宅させ整えさせてから、再度登校を促すなど、妥協のない徹底した指導を行っている。高校生だからという甘えを許さず、社会人としてそのまま通用する人間、コミュニケーション能力も含

め「当たり前のことを当たり前でできる人間たれ」と、日常的な指導を徹底している。さらに、LHR や総合的な学習の時間を利用し、3年間を見据えた実践的プログラムを組んでいる。1年次では自己理解を深める目的でワークショップや企業・大学見学会等を、2年次では自己創造を目的として、インターンシップやオープンキャンパスに参加



するキャリア探索プログラムを、3年次では自己確立を目的として、スキルアップ講座やフォローアップ研修を実施し、社会適応能力や社会人基礎力を育成している。このように本校では、将来社会に出てどのように活躍し、社会に貢献していくのかとの観点を見失うことなく、就職や進学後を見越した人づくりを心掛け、地域社会から必要とされる人材を育成しようとしている。

一方で、本校のキャリア教育をさらに充実、発展させるために、「盛商サポーター企業」〈仮称〉を組織化すること等が課題としてあげられる。企業との連携により、本校で行っているインターンシップや社会人講師による出前授業など様々な事業を効果的に促進し、円滑に実施させていくことが必要である。

#### … 4 出口指導の充実 …

就職に関しては、9月中旬に実施される統一選考への応募を100%、統一選考合格率80%、年内の就職内定率100%と、達成目標を明確にして指導している。また、不況に強い優良企業を校長以下進路指導部員が早期に訪問し、良好な関係を強化している。その結果、年度内就職内定率100%を毎年維持している。

進学に関しては、大学進学率を向上させるため、大学入試センター試験に向けた指導や上級資格取得・検定試験合格に向けた指導に力をいれている。「国公立大学等の専門高校枠」や「全商協会推薦枠」など、上級資格等の取得は就職に限らず、進学においても大い

に役立っている。本校では、全商1級3種目以上合格者と県商1級3種目以上合格者が年々増加している。平成22年度における前者の合格者数は94名、後者の合格者数は101名である。4年前と比較し、どちらも2倍以上の増加をみている。また、応用情報技術者試験において、現役高校生として県内で唯一の合格者を出すなど、難関国家資格取得者も複数名いる。

#### … 5 終わりに …

私は千葉商科大学での学び、とりわけ学生一人ひとりを思う大学の先生方に多くの影響を受けたと思っている。どんなに施設設備が整い、立派な図書館が有るから、立派な情報機器が揃っているからとて、それだけでは良い学校とは云えない。真摯に学ぼうとする学生が集い、それに断固として応える優秀な教員が存在することが大事である。

私は常々、本校の教職員に語っている。「生徒達にとっての最大の教育環境は、私達教員一人ひとりである」と。「そのように自覚し、努力する教員集団でありたい」と。

就職にも進学にも強い盛岡商業高校として、地域社会から高い評価を受けることはもとより、中学生から積極的に選ばれる魅力ある高校にすることを強く決意している。

ここ数年、幸いにも県内公立高校入試では高倍率を維持している。

キャリア教育により育みたい能力 ～4領域8能力～ 2段：領域 3段：能力							
キャリアサポート							
人間関係形成能力		情報活用能力		将来設計能力		意思決定能力	
自他の理解能力	コミュニケーション能力	情報収集探索能力	職業理解能力	役割把握認識能力	計画実行能力	選択能力	課題解決能力
<p><b>キャリア教育【指導目標】</b></p> <p>(1) キャリア教育の推進による教育課程の見直しを含めた、教育内容の充実を図る。                  (2) キャリア教育と進路指導の充実による、主体的な将来設計能力の育成と、第1希望の進路実現をめざす。                  (3) キャリア教育の推進による自立性、社会性の涵養と、主体的に行動できる支援態勢の充実を図る。</p>							

年次目標

1年次	2年次	3年次
<p>自己理解を深め、目標を明確にしよう</p> <p>①学校適応と基礎学力の確立                  ②他者理解を通じた自己理解による目標設定                  ③将来の進路への関心を高め、ライフプランの作成</p>	<p>将来設計を定め、学力、自己を伸ばそう</p> <p>①幅広い進路、職業、生き方の理解                  ②企業調査、職場、学校訪問等による自己の価値観、職業観の検証                  ③将来の進路を明確にし、将来設計の吟味</p>	<p>自己実現に向け、チャレンジしよう</p> <p>①自己の能力、適性等を含め、進路選択の基準となる人生観、勤労観、職業観の確立                  ②主体的で適切な進路選択                  ③社会的適応力の涵養</p>

各領域における指導内容

各教科・系列	特別活動			総合的な学習 (LHR)	その他活動
	HR活動	学校行事	生徒会活動		
<p>①授業で、成就感・達成感・自己有用感を育む。                  ②将来の職業生活に必要な権利、義務等の知識、技能の習得。                  ③自他の生き方を探索し、社会の変化等を学び、進路選択の力を身に付ける。                  ④自己の能力、適性を知り、それを伸ばさせる自己教育力を育む。</p>	<p>①生徒一人ひとりがクラスでの役割を持ち、責任感と存在感をもてるようにする。                  ②コミュニケーションによる人間関係の構築の大切さを学び、社会の一員としての役割を学び、チームの重要性を身に付ける。                  ③他者の個性を尊重、理解し、自己理解の認識を深める。</p>	<p>①様々な役割を通して、周囲とのコミュニケーション能力を養う。                  ②行事の計画、準備、行動全般を通して、達成感・自己有用感を育む。                  ③自主的・自発的な活動を通して、主体性を涵養する。                  ④他者の個性を尊重、理解し、自己理解の認識を深める。</p>	<p>①学校生活の充実・改善を図ること、課題解決能力や計画実行能力を培い、社会性を高める。                  ②部活動は人間形成能力を高める重要な場であり、様々な困難を克服することで強い意思能力を育む。</p>	<p>①「自己の在り方」を考えることができるようにする（学習指導要領より）                  ②「産業社会」とともにキャリア教育の核として様々な問題解決のために、自ら考え、主体的に行動できる人材を育む。                  ③諸能力の全てを網羅する、集大成と位置づける。</p>	<p>①日常生活で積極的な生徒指導の充実を通して、規範意識やマナーを育む。                  ②異年齢集団活動によって、「人とかわる力」を育成し、協働の心を育む。                  ③保護者・地域社会、幼保小中・上級学校と連携を取り、連携ネットワークを構築する。                  ④就労体験・奉仕活動等による自己有用感、社会性を育む。</p>

校内指導体制

盛商キャリア教育	ガイダンス・カウンセリング	キャリア教育別プログラム開発	外部連携	内部連携	学習力向上
<p>①キャリア教育による教育全体の見直し。                  ②「キャリア教育担当部」からのプログラム設定                  ③将来を見据えた進路選択の重要性                  ④入学時から進学・就職の出口指導の重要性を考慮し、推進する。</p>	<p>①ガイダンス機能とカウンセリング機能の充実による支援体制の確立                  ②複数バグアップ体制の充実                  ③HR・学年経営担当の充実                  ④学習指導力向上</p>	<p>①キャリア教育を推進し別プログラム開発をする。                  ②発達段階に応じたプログラムの充実                  ③系列科目による専門性を持たせるキャリア教育の充実を図る。                  ④キャリア教育に対して教員・生徒ともに目的の共有を持つ</p>	<p>①就労体験・奉仕活動の重要性を説明し、積極的に参加させる。                  (OJTのつと、<b>教員、生徒が実務研修に参加する。)</b>                  ②企業地域との連携を深め社会性を深める。                  ③盛岡工業高校との連携により、学ぶ意義を理解し、学習意欲の向上をめざす。                  ④保護者によるアドバイザー制度の導入                  ⑤NPO等の機関を活用したキャリア教育の推進</p>	<p>①保健室・教育相談(スターカウンセラー)との連携によるバグアップ体制の充実                  ②教科・系列・特別活動等を含め、全ての分野におけるキャリア教育の実践                  ③生徒指導の充実における規範意識、マナー指導                  ④図書館との連携し、キャリア教育関係図書の購入</p>	<p>①基礎・基本の定着を図り、系列による専門性を高める。                  ②上級学校・公務員等試験へ備え学力向上                  ③取得可能な資格取得の拡大と推進                  ④プレゼンテーション、小論文指導の充実を図り、自己表現能力を高める。</p>

# 教育の現場を知る

## 教職に就き早 10 年



静岡県立伊東商業高等学校教諭

町田 学

MACHIDA Manabu

### プロフィール

平成 8年3月 群馬県立館林商工高等学校 卒業  
平成12年3月 千葉商科大学商経学部商学科 卒業  
平成12年4月 静岡県立沼津商業高等学校に特別講師として赴任  
平成13年4月 静岡市立商業高等学校に新採用教諭として赴任  
平成17年4月 静岡県立伊東高等学校定時制の課程に赴任  
平成21年4月 静岡県立伊東商業高等学校に赴任 現在に至る

### 【…はじめに…】

平成12年に商大を卒業後、静岡県の商業科教員として働き始めてから11年、教諭として採用されてから10年経ち、常勤講師を含めてこれまで4校で教鞭を執ってきました。今年は奇しくも教員免許更新講習と教職10年経験者研修が行われる年であり、改めて教員として初心に立ち返りつつ、ミドルリーダーとしての責務を果たす立場にいることを実感する日々を送っています。

現在勤務している静岡県立伊東商業高等学校は、平成24年度に創立50周年を迎える学校で、1学年4クラス編成、2年次よりA学習系（簿記会計分野）、B学習系（流通ビジネス分野）、C学習系（経営情報分野）、D学習系（進学者対応）の4つに分かれ、それぞれの学習系ごとに設置されている科目を履修します。

### 【…二人の恩師との出会い…】

現在は教員としてだいぶ慣れてきた私ですが、高校を卒業するほんの4か月前までは、長男ということも

あり、実家の家業を継がなければいけないという意識が多少なりともあったため、教員になりたいという思いはありませんでした。そんな私が教員を目指すきっかけを作ってくくださった先生が二人います。

一人は、高校時代3年間担任を受け持ってくくださった大河義則先生です。商大への進学が決まった後、2時間連続授業の間の休み時間に私を呼び出し、「お前は教師に向いているかもしれないな。大学へ行ったら勉強してみたらどうだ」という思いがけない言葉を大河先生が掛けてくださいました。その言葉を掛けられた私は、教員という仕事を考えていなかったこともあり、正直戸惑いました。しかし、実家の家業を継がなければいけないのかなという思いはあったものの、商大で何を勉強したいのかということあまり深く考えてはいなかった私は、大河先生が掛けてくださった言葉に触発され、「何も目標のないまま大学へ行って勉強しても仕方が無い。なるかならないかは別として教職の勉強をしてみよう」と考えるようになりました。なぜあの時、あのような言葉を掛けてくださったのか、大河先生に伺っていないため分かりませんが、「目標を持って勉強することが大事なのだ」と教えてくださったのではないかと考えています。

もう一人は、商大時代の恩師である中澤興起先生です。商大に入学してからの2年間は、教職課程を履修していたものの、教員になるという思いよりも教員免許が取得できればそれでいいという意識が私の中にはありました。2年生の時に参加した公務員説明会において、中澤先生が教職の説明をしてくくださいました。説明会が終わった直後、より詳しい話を聞くため中澤先生のところへ伺った際、「来年度から教職のゼミを立ち上げるけれど、もし良かったら入らないか」という言葉を掛けてくださいました。その後3年生となり、中澤ゼミに所属した私はゼミ長を仰せつかったのです。



が、中澤ゼミに入ったゼミ生の内、本当に教員を目指している者が片手ほどの人数しかいなかったため、ゼミ生全員をまとめることに苦勞しました。しかし、中澤先生や実際に現場にいらっしゃる多くの先生から教職についての様々な話をお聞きしたり、SAとして授業のお手伝いをしていく中で、人に物事を教えることの大切さや楽しさを知り、教員免許が取得できればいいという考えから、教員になりたいという気持ちに完全に切り替わりました。

また、私が現在いる静岡県で教員となるきっかけを作ってくださったのも中澤先生でした。大学生の時に採用試験を受けたものの不合格になった私に、「静岡県の商業高校の校長先生から、高校で常勤講師を募集しているという話を聞いたのだけど、応募してみるか？」と持ちかけてくださいました。私自身教員になれるのであればどこでも構わないという考えを持っていたため、すぐに履歴書を送付しました。卒業を控えた5日前に常勤講師としてお声が掛かり、静岡での教員生活が始まることになったのですが、もし中澤先生からの話がなかったら、今頃は別の職業に就いていたかもしれません。

### 【… 教諭としての10年 …】

静岡県で教諭として10年勤務してきました。この10年を振り返ると、初めは生徒への教科または生徒指導が思うようにいかず思い悩むことも多かったですが、諸先輩方の指導の仕方を見たり教えていただい

たりすることで、私なりにできる指導方法を少しずつ確立できるようになりました。また、いろいろと新たなことに出会い、経験することが多かった10年間だったのではないかと感じています。

初任校の静岡市立商業高校では、経営情報分野を中心に教科指導を行ってきました。赴任した当時、1年生の情報処理ではプログラミング言語のCOBOLを中心とした授業が行われていましたが、全国商業高等学校協会主催のコンピュータ利用技術検定試験が情報処理検定試験と統合された2003年頃から、情報処理の授業がExcelにシフトし、2年生以降では初級システムアドミニストレータ試験をチャレンジする流れとなり、それまで教えてきたプログラミング言語の知識・技術の指導だけでは役に立たず、改めて勉強をし直すことが多くなりました。元々コンピュータに関して私自身興味関心が高かったため、ソフトウェアの操作を飲み込むまでにはそう時間が掛かりませんでした。教科「商業」で扱う内容が時代により変化する現実を目の当たりにし、日々新たな知識・技術を勉強していかなければいけないという意識を持つようになりました。

二校目は普通高校の定時制課程でありましたが、定時制のイメージとして良くある、昼間働いて夜勉強をしに来るといった生徒は全生徒の半分にも満たず、大半の生徒が小中学校で不登校になってしまった者、近隣の高校を受験して不合格になった者、特別支援教育が必要な者など、多種多様な生徒が集まってくる状況で

した。初任校の生徒とは全く違う傾向の生徒に商業科目の指導を行うことになり、初めは手探りをしながら授業を進めていく状況でしたが、商業教育の根幹となるビジネス基礎や情報処理などを通じて、社会に出るからの生活で必ず関わりの出てくる、物とお金と人との繋がりや情報の取捨選択や処理の仕方について、時間を掛けて生徒に理解させていく指導を実践していきました。また、私以外の教員もそうでしたが、授業以外のところで生徒との関わりを多く持つようになっていきました。先ほども述べたように、定時制に来る半数の生徒が不登校であり、入学後も他者とのコミュニケーションが取りづらい生徒が集まっていたため、授業ではもちろんのこと、日々の生徒と挨拶や他愛のない会話をしながら、コミュニケーション能力の育成を図っていきました。定時制での勤務を通じて、いろいろな人が世の中には存在していること、普段の何気ないふれあいも生徒指導になり得るということを学びました。

現在勤務している伊東商業高校は単独商業高校ではありませんが、同じ単独商業高校である初任校とは全く雰囲気が違い、人懐っこく、進んで挨拶ができる生徒が多い学校です。服装指導もある程度徹底して行われているため、近隣の高校生と比べれば身だしなみはしっかりとできているのですが、一步校外に出てしまうと制服を着崩して歩いている生徒もおり、現状に満足せずこれからも指導し続けていく必要性を感じています。

前任校から転勤してすぐに2年生の担任となり、今年3月に卒業生を送り出し、今年度で3年目を迎えました。教科指導において、本校では1年次はビジネス基礎、簿記、情報処理を履修させますが、初めにも述べたとおり2年次および3年次では選択制になるため、学習系選択ごとに履修する科目が変わってきます。

なお、学習系選択の決定の前に選択科目の説明会を学年ごとに開き、授業内容について説明しています。ただ、学習系選択を決める際に安易な考えで決める生徒がいるため、授業に付いてこられなくなる生徒が毎年発生しているのが現状です。特に、経営情報分野の科目を扱うC学習系については顕著に表れているため、説明会での説明の仕方を工夫しなければならないと感じています。

### … 終わりに …

静岡県で採用されて10年が過ぎ、様々な人に支えられてここまで教員としての生活を送ることができました。ここには書ききれないことがたくさんあります。辛いことや苦しいこともこれまでの教員生活で経験してきました。しかし、生徒達の明るい表情を見るたびに、「ここで諦めては生徒達に示しがつかない」という気持ちが沸き起こり乗り越えることができました。

「商業」という教科は、ただビジネスの仕組みを教え、検定の取得を目指すための教科ではなく、「商業」を通じて人づくりをする教科である、という話を以前聞いたことがあります。これからの教員生活では、さらに研鑽を積み、生徒が社会で有望な「人財」として生きていくような手助けをしていけたらと考えています。

# 在外研究レポート

## トロス(トルコ、ムーラ県フェティエ郡)発掘に参加して



千葉商科大学商経学部教授

師尾 晶子  
MOROO Akiko

### プロフィール

東京大学大学院人文科学研究科西洋史学専修課程修了  
千葉商科大学商経学部専任講師・助教授を経て2006年4月より教授  
専門分野：古代ギリシア史・ギリシア碑文学

2011年4月から1年間の予定で在外研究のため大学を離れている。イギリスのオクスフォード大学(Wolfson CollegeおよびCentre for the Study of Ancient Documents)に拠点を置き、史料調査および図書館での文献調査を基本とする生活を送りながら、興味のあるゼミやワークショップ、研究会・学会等に出席している。ただ、今回は単身での在外研究ということもあり、また2度目の在外研究ということもあり、古代ギリシア史を専攻する者として、フィールドの中心となるギリシアとトルコにもそれぞれ1ヶ月ほど調査滞在する計画を立てて出国した。このレポートでは、文字通りのフィールドワークとなったトルコの古代遺跡トロスでの発掘の様子を伝えたいと思う。

7月9日から8月4日まで、私はトロス発掘隊のメンバーの一人として、発掘に参加した。トロスは、トルコのリキア地方の内陸部に位置する古代遺跡で、2009年2月6日付けでユネスコ世界遺産の登録候補地として登録を受けている。日本隊が許可を得たのは、キリスト教以前の異教徒聖域跡に建てられたと考えられるビザンツ教会遺構の発掘作業である。トロス遺跡全体の発掘は、長い中断期間を経て2005年から再開され、アクロポリス、競技場と浴場と順次発掘の範囲が拡大されてきた。アクデニズ大学(アンタルヤ)のタネル・コルクート教授が発掘全体の総責任者

として指揮をとっている。日本隊がトロスの発掘に参加することについては、トルコの英字新聞 Hürriyet Daily News の2009年6月23日付けの記事 (<http://www.hurriyetdailynews.com/n.php?n=excavation-works-restart-in-tlos-> 2011年8月9日最終更新) の中でも触れられた。ただし、実際に日本隊の担当する発掘現場であるビザンツ教会遺構の発掘がはじまったのは2010年で、私自身も昨年からの発掘に参加している。なお、2010年および2011年の発掘への参加・協力にあたっては、立教大学学術推進特別重点資金自由プロジェクト研究補助金(代表、立教大学教授浦野聡)の支給を受けており、機材レンタルや作業員の雇用の費用はここから支払われている(筆者は在外研究中の身分であることから、この資金からの旅費等の提供を受けていない)。2011年から新しくなったトロス発掘のホームページ内の発掘メンバーの項目 (<http://tloskazilari.com/kaz-ekibi> 2011年8月9日最終更新。現在はトルコ語のみ)には、発掘参加許可を得た全員の名前が、国籍・身分を問わず掲載されている(日本隊については、本年の発掘参加時期が7月ということもあり、また震災の影響もあり、登録者全員の参加はかなわなかった)。

トルコにおいて発掘の許可を得るのは至難の業である。海外発掘隊が好き勝手に発掘し、その成果を自国に持ち帰ってしまう、発掘作業がなかなか進まず、観光資源として期待していたトルコ政府の意向とすれ違いを起こす、といった往年の歴史の蓄積もあり、海外のグループが発掘許可を取るのは年々困難となっている(遺跡が国有財産であることを鑑みれば、トルコ政府の主張も理解できないわけではないが、調査成果を性急に求められることについては政府の意向と研究者の意向の溝は深くならざるを得ない)。この傾向はとりわけ近年厳しくなっており、



19世紀から20世紀初頭に当時のオスマン帝国領から持ち出された遺物の返還が、発掘許可のための条件のように使われることもある。2011年5月25日付けのインターネット版ニューヨークタイムズには、フランスとドイツによるトルコ各地での発掘許可がこのために遅れ、ドイツは泣く泣くヒッタイト時代の遺物を返還したこと、一方返還要求に応じなかったフランスは、長期にわたり発掘をおこなってきた同じリキア地方の古代都市クサントスの発掘調査権を剥奪されたことが報じられていた (<http://www.nytimes.com/2011/05/26/world/europe/26iht-M26C-TURKEY-RETURN.html?pagewanted=all> 2011年8月9日最終更新)。さらに7月26日付けの前述の Hürriyet Daily News (<http://www.hurriyetdailynews.com/n.php?n=xanthos-excavations-turned-over-to-turkish-archaeologists-2011-07-26> 2011年8月9日最終更新)では、フランス隊による遅々として進まぬ発掘の現状を鑑みてアクデニズ大学のヴァルクヴァンシュ教授に発掘権が移転されたことが大々的に報じられた。たま

たま出発前々日の夜、オクスフォードのカレッジで、私はトルコのミレトス遺跡の発掘に関わるドイツ人考古学者とワインのボトルを開けつつトルコにおける発掘の現状と発掘許可の獲得の難しさについて話し込んでいたが、そこでの四方山話はトロスに入ってから実感として感じさせられることになった。

日本の研究者にとっては、発掘の申請時期もまたやっかいである。トルコ政府への発掘申請は、トルコ人外国人を問わず、毎年前年12月10日が締めきりである。日本からはトルコ大使館領事部をとおしておこなうわけだが、申請はグループでまとめておこなうから、事実上の締め切りは11月末ということになる。9月ないし10月に新年度をむかえるのであれば、深刻さは軽減するであろうが、日本のように申請時期と発掘時期とで年度が異なってしまうと、とりわけやっかいである。11月と言えば、ようやく翌年の学事暦が固まったところで、事情によっては微調整もあり得る時期である。その他のさまざまな行事、委員会役員については白紙のものも多い。こんな時期に翌年、1ヶ月近くも学務を離れる研究計画を提出するわけであるから、この申請自体に大変なストレスを感じることもなる。とりわけ今年の申請は、在外研究の準備ははじまっていたものの、イギリスへのビザの申請との関係からカレッジおよび研究所から招聘状を受け取ってい



アクロポリスと岩壁に連なる岩窟墓



教会聖堂全貌

ない段階での申請であり、イギリスにビザを申請する以前のことであったから、なおさら慎重にならざるを得なかった。

さらに、トルコで発掘に従事するためには、すべからず労働ビザを取得することが求められる。申請は発掘申請と同時に起こされるが、ビザの許可が下りたという連絡が来たのは、今年の場合は6月上旬であった。私は居住地をイギリスに移していたので、ビザを取得するためにロンドンまで2往復することとなり、さらに領事館では長々と説明を求められた。現地に到着した後もやっかいな事務作業はつづく。労働ビザを取得した発掘従事者として、現地での住民登録が求められるからである。遺跡現場から約50キロ離れたフェティエ市の中心部にある警察署、役所へと足を運ばなくてはならない。去年はこのために丸2日費やした。本年は、申請手続きがかなり合理化されたが、それでもこの間パスポートを1週間以上にわたって現地警察に預けたままとなるという緊張を強いられた。万が一緊急帰国などと言う状況に追い込まれたらいったいどうなるのだろう。ともかくもこうした煩わしい手続きをへて、正式に発掘許可が下りることとなる（ちなみにこのときに発行される住民登録証イカメットは、爾後、トルコ旅行のたびに持ち歩かなくてはならないらしい。出入国時のパスポートコントロールにおいてもパスポートのみならず、この登録証のチェックを受けた）。

ここまで現地に行き着くまでの愚痴事ばかり書き連ねてきたが、ここで少しトロスの現況と歴史についてまとめておこう。リキア地方に位置するトロスは、フェティエ郡ヤカキョイ（ヤカ村）にある古代遺跡で、ヨーロッパの人々にとっては観光地としても名高い。沿岸部のリゾートホテルに滞在する観光客が日帰りでジープツアー・サファリツアーに興じる場所としてとりわけ有名である。多いときには10数台ものジープを連ねて巨大な水鉄砲を手にした水着姿もしくはそれに類する姿の観光客が嬌声を上げながら遺跡現場を通り過ぎてゆく。それが日に何組も通り過ぎていく。付近の住民はジープツアーの客が通り過ぎるときにはホースやバケツで水をかけてやるのがおきまりの行事となっている。それほど水が豊富な地域ということでもあり、同時にそれほど暑いということを示している。ときに大型バスやミニバスでやってくる観光客の中には遺跡の中に足を踏み入れ見学していく者もあるが、10時をまわった炎天下に到着する彼らにとっては苦行にしかならないであろう。アクロポリスを重い足取りで登る一群を発掘現場から目にしたとき、その姿はほとんど古代の奴隷の行列にも見えた。トロスのユネスコ登録、急ピッチで進められる発掘は、観光地としてのトロス遺跡の整備とも大きく関わっている。

トロスの歴史は古い。前2000年には居住がはじまっていたことがわかっている。トロスの地名は、前14世紀のヒッタイトの文書にはDalawaの名であらわ

れ、リキア語の碑文によれば Tlawā として知られていた。海岸から 30 キロほど内陸の標高 480 メートルほどの切り立った丘陵に位置するトロスは、古くから交通の要衝として栄えた。今も豊かな水量を誇るクサントス川の恵みを受け、トロスのアクロポリスの南面眼下に広がる平野部には豊かな畑が広がり、遺跡周辺のいたるところでわき水があふれているが、アクロポリスの断崖は容易に人が近づくことを許さず、地形上、自然の要塞として存在していた。この丘陵の背後には標高 3000 メートル峰を擁するアク山脈（アクダーラル、日本語で白山山脈）がそびえ立つ。トロスのアクロポリスの壁面には岩窟墓が独特の景観美を生み出している。岩窟墓とはいえ、家や神殿の形をかたどった優美なものが立ちならび、破風や扉や壁を模した部分にレリーフを施したもの、リキア語やギリシア語で墓碑銘が書き記されたものもある。これらの墓は、少なくともその一部は、ローマ時代にいたるまで数百年にわたって使いつづけられていたことが明らかになっている。

リキアはアケメネス朝ペルシア時代（前 546～前 330）にはペルシアの支配下に入ったが、ペルシア戦争後、沿岸部を中心にリキアの諸都市はアテナイが盟主をつとめるデロス同盟に加盟した。アテナイのアクロポリスに建立されたデロス同盟国がアテナイに納めた貢租のうち初穂額を記した貢租初穂表には、いくつかのリキアの都市名も刻まれている。前 425 年の貢租再査定表の中でもいくつかの都市の名が挙げられていたことが知られるが、アテナイはこの地を安定的に配下におくことには苦勞したようで、前 430/429 年には小規模の艦隊を派遣したものの失敗に終わっている。前 5 世紀末にはリキアはアテナイと敵対するスパルタおよびペルシアとの関係を深め、前 386 年以降はペルシアの支配下に入った。前 334/3 年にアレクサンドロスがリキアの地に入って以来、この地はヘレニズム諸王朝の支配下に入ることとなる。このころにはリキア語は少なくとも書きことばとしては使用されなくなり、ギリシア語がもっぱら使われた。前 2 世紀に正式に結成されたりキア連邦において、トロスはリキア

32 都市のうちの 6 大都市の一つに数え上げられ、ローマ時代には「リキア人の輝かしき都（メトロポリス）」と称された。トロスはビザンツ時代に入っても一定の地位を保っていたようで、司教座教会がおかれることとなった。現在我々が発掘をすすめているのは、この司教座教会聖堂の遺構である。

さて我々が宿泊したのは、現地のアパートメントホテルであった。快適な宿泊地ではあったが、立地には驚いた。遺跡から 200 メートル以上、標高の高いところに位置するこの宿へは、未舗装の一部険しい山道をひたすら登ることになる。部分的には 2 速では上れず、エアコンを切り 1 速で上がらなくてはならなかった。この道の往復は、他人に運転を任せきりの私にとっても緊張の連続であった。そんな立地であるから、滞在中何度か 3 時間ほどの停電も経験した（昼間いない時間に停電があったことを考えれば、もっと頻繁であったのかもしれない）。トルコ隊は遺跡そばの小学校を発掘小屋として使っていたから、それに比べればずいぶん快適な生活をしていたものではあるが、それでも一度雷雨にでも遭ったら、崖崩れで通行止めになるに違いない道を日々往復するのは相当に緊張を強いられた。初日には寝室でサソリとも対面した。ただ、標高が高いこともあり、昼間 40 度近く（まれに 40 度越え）に達する気温が夜には 23 度くらいまで下がっていたことはありがたく、サソリよけの硫黄を境界のように建物の周囲にまいてもらってからは幾分安心してバルコニーで長時間過ごした。

発掘の 1 日は長く厳しい。食事は遺跡そばの契約レストランで発掘隊に供された。朝 5 時半に朝食、10 時半前に軽食、14 時過ぎに昼食、20 時過ぎに夕食となる。我々は 5 時前に起床して、朝食を取り、6 時前



休日の外食



バーベキューパーティでのトルコ人学生



教会の壁に逆さまに埋め込まれた  
ローマ時代の碑文

から作業をはじめた。7時半には山肌から太陽が顔を見せる。そうなると一気に気温は上がりはじめ、さらに影はどんどん短くなり、11時半ころには暑さとの戦いとなる。トルコ隊、および現地の作業員は14時まで働き、昼食を食べてあとは夕食まで休憩というスケジュールで動いていたが、我々には12時半過ぎの暑さは意識がもうろうとするほどでとても耐えきれず、ここで切り上げ、夕方18時過ぎから夕食までもう一仕事することとした。これだけでも肉体労働8時間強、これに宿でのデスクワークが加わるから、大変な労働量である。あまり昼寝をとらなかった私の場合、滞在中の平均睡眠時間は4時間ほどではなかったかと思う。現場の仕事量が減った後半は、デスクワークの比重が多くなってきたが、このスケジュールで体調を壊さなかったのは、ひとえに1日4食欠かさず食事をとっていたことにあるのではないかと思う。ただし、日曜日は完全休日。現場で作業することは固く禁じられた。この日曜日を利用して、我々は町まで買い出しに出かけ、たまの夕食を楽しみ、また近隣のリキア遺跡をまわった。

今年度の発掘は聖堂の北側の側廊の発掘調査を中心にすすめられた。遺構の実測図をつくること、土器片等の遺物の実測とスケッチをおこなうこと、転用材として建築資材に使われた主としてローマ時代の碑文(ギリシア語)の実測、スケッチ、解読をおこなうことなどが中心作業となった。同時に調査中に発見された人骨と墓の発掘、今後の保存の方針を立てるためのモザイク床の試掘もおこなわれた。遺跡に長いこと滞在すると不思議な愛着もわいてくる。1つ1つの碑文にいとおしさを感じ、できる限りももとのコンテク

ストを再現してやりたいと思うようになるのはもちろんのこと、ビザンツ教会としての壁に残されたフレスコ画の断片1つ1つにも愛着を感じるようになる。建築史家、美術史家、考古学者、歴史学者が同じ素材を前にして、さまざまな側面から自由に長々と議論を展開することができるのもフィールドワークならではの醍醐味だろう。

今年度の発掘成果については、すでに現地でタネル・コルクト教授に英文短報を提出し、さらにこれからより詳細なレポートを日本語で発表する予定でいる。8月4日にオクスフォードに戻ってからは、以前のデスクワークに戻っているが、昨年来のトロス発掘への参加は新たな研究課題を見いだすことにもつながっており、その道筋をつけるべく残り半年間を有意義に過ごしたいと考えている。



作業を見つめる筆者



にとって留意すべき点は何か。一般論として、流動性・透明性を確保することが如何に重要なことであるかということについて論じるが、それ以外にも海外ファンドを取り扱うことの課題を明確にする中で、今後の我が国の資産運用の在り方を明確にしていきたい。

## 2. 研究計画

### (1) アセットアロケーション（資産配分）と

#### アセットクラスの課題

一年目は二つのアプローチを基本とする。

一つ目は、資産運用におけるアセットアロケーションの問題を取り上げたい。アセットアロケーションを策定する場合の基本的な考え方である「平均・分散アプローチ」の有効性について検証する。我が国における大手機関投資家（企業年金基金連合会等）のパフォーマンスデータ等の公表データを活用し、検証することとする。また、海外機関投資家等のパフォーマンスデータも利用し、同様の手法にて検証を行い、日本との比較を試みる。特に分析の中では、「平均・分散アプローチ」の限界をその前提条件の非合理性に着目しながら、明確にしていきたい。その上で、資産運用の持つ重要な命題である投資対象の分散が如何なる理屈によって有効なのかということについて触れていきたい。

二つ目は、アセットクラス内の分散である。特に、株式についてバリュエーション、グロースといった投資手法による分散が実証的に有効に機能してきたのかということについて検証する。日米のそれぞれのインデックスを活用した上で、それらの分散というものが果たして有効に機能するものなのかということについて、Russel/Nomura Value、Russel/Nomura Growth インデックス等過去のベンチマーク情報を分析することによって示していきたい。その上である特定のインデッ

クスからの超過利益を得ようとした場合の Value、Growth 等の投資尺度の分散がどのような意味を持つのかも検証していきたい。

こういったことを検証するにあたっては、具体的な大手機関投資家がどのようなことを本来狙いとしていたのかということについてもヒアリング等を通じて明確にする。

### (2) リスク

二年目についても二つのアプローチを基本とする。

一つ目は、一年目の成果を受けて、リスク管理・負債サイドということに着目したい。アセットアロケーションの策定方法上の課題をリスク管理という側面から再度捉え直す。中長期的な運用を実施することにより、「平均・分散アプローチ」によるリターンはある一定のところに着くとされているが、それをリスク管理という側面から見た場合、どのような意味をもつかを実証的に検証する。従前は、標準偏差をリスク指標としているが、それが有効に機能しない場合、必要以上のダウンサイドリスク（特に、単年度では）を負っていることを実証的に示し、どのようなリスク指標が重要なのかを検証するとともにダウンサイドを軽視してきたことによる弊害についても触れたい。

また、リバランスルールについても検討する。これまでのアセットアロケーションとリバランスルールは「逆張り」を意識していた。本来であれば負債サイドを意識する中での資産運用の目的を考えれば、むしろ「順張り」の考え方が重要であった局面もあるのではないかと指摘を行なう。

その上で、二つ目として、負債サイドの状況を分析した上でのアセットアロケーション・リスク管理の在り方を考える。特に、リスク管理指標をブレ幅からダウンサイドリスクにした場合、期間概念としての短期

的なリスクを制御しようとするが故に長期的なアップサイドが放棄されるという考え方が、果たして得ているものなのかどうかを考えていきたい。

また、個人の資産運用では最近期、研究が進みはじめている「多期間最適化モデル」の有効性についても、機関投資家での導入の可能性を考えていきたい。

アセットアロケーションについても、動態的資産運用管理を「多期間最適化モデル」の中で実施することの意味についても論じていきたい。

また、この研究では、具体的な大手機関投資家での面談等を通じ、適用の実務上の課題等についてもあわせて触れていくことで、モデルが搭載しなければならない条件をより明確にしていきたい。

### 3. 投資対象の分散

#### (1) ヘッジファンド投資の在り方

ヘッジファンド投資の在り方といっても、「ヘッジファンドとは何か?」「ヘッジファンド運用手法にはどのようなものがあるか?」「ヘッジファンドで良い利回りのものは何か?」というようなことではない。我が国投資家にとってより一般的となってきた、ヘッジファンドを企業年金運用等の機関投資家の運用の中にどのように位置づけるかという課題を、企業年金等の機関投資家運用の在るべき姿に立ち戻って考えてい。

企業年金も個人の資産運用も本来はそういった運用の全体像がどのようにあるべきかというスケッチを正確にすることが重要である。

最近、金融機関からの運用商品に関する広告が激しく、そういった運用商品の特性・効果を把握することばかりに目が行きがちであるが、個別の商品に関する議論を離れ、まずは運用の基本方針を定めることが

如何に重要かを伝えていきたい。

#### (2) オルタナティブ投資の留意点

我が国において、エマージング株やオルタナティブ投資等が企業年金を中心に増大する中、リスク管理の重要性、特に、最近期、資本市場を驚嘆させたマドフ事件のようなポンチ・スキームを排除するゲートキーパーのオペレーショナル・デューデリジェンス (ODD) の意義について、論じる。

資産運用と言えば、一般的には、現代投資理論を基礎に金融工学を活用したリターン・エンハンスメント・アプローチが優先されがちだが、定性的ではあるものの、地に足のついたデューデリジェンスである ODD、リスク管理の重要性を論じたい。

我が国からグローバル投資を行う場合、自前で運用を実施する本邦系運用機関は少なく、海外ファンドを輸入せざるを得ない。それゆえ、本研究では、オルタナティブ投資を拡大しようとしている本邦投資家にとって、ゲートキーパーの存在とその「目利き能力(含、ODD)」は特に重要となることを確認していきたいし、そのゲートキーパーの目的を明確にしていきたい。

### 4. 海外調査

金融危機以降、我が国機関投資家の資産運用はアセットアロケーションの在り方、投資対象分散の在り方を含め、新しい枠組みを模索しているところである。

こういった中、世界で最も洗練された年金運用システムを有するオーストラリアの公的年金(スーパーニュエーション)を海外調査することを通じて、我が国の資産運用の枠組みを明確にすることの参考としたい。

特に、リスク管理の重要性等にはどのように着目し

ているか、投資対象の分散についてはどのように実施されているか、リバランスルールはどのように考えられているかなどを中心にヒアリングを実施する。(投資対象の分散については、我が国では主たる投資対象とはなっていないインフラファンド等にも留意をした上で調査を実施したい。)

資産配分、投資対象の分散、リスク管理の在り方、グローバル投資と為替の在り方など、日米に比較すれば小国でありながら、早い段階で、資産運用先進国となったオーストラリアについて、面談を実施し調査を行いたい。なお、同時に運用会社への面談も実施することとする。

## 5. まとめ

我が国の機関投資家は未だにアセットアロケーションの現状についてどのように考えたら良いかということについて、サブプライム・リーマンショック以後、定められた考え方を持ち切れずにいる。

従前から前提としていた「逆張り」のリバランスルール、「平均・分散アプローチ」の問題、リスク指標としての標準偏差（ブレ幅）の課題等も明確に認識する手法を有していない。この研究を通じて、そういった課題の本質をいかにとらえるべきかを明確にすることが、本研究の一つ目の特色である。

また、Value/Growth といった投資尺度によって分散を試みることの意義について実証的に確認することは、今後、我が国機関投資家が海外エマージング市場等へ投資を拡大する上でどのようなベンチマークを採

用すべきか、ということについての示唆を得ることとなる。

更に、アセットアロケーションの中心的課題としてリスク管理・負債サイド・リバランスルールに触れ、特に、個人資産運用分野で研究が進みはじめた「多期間最適化モデル」の大手機関投資家での有用性、実務上の具体的な採用の可能性について触れることは、我が国の資産運用の在り方を考える上できわめて重要である。

また、本研究の中においては、具体的な大手機関投資家にヒアリングすることを通じてより実的な要素を取り込むとともに、出来るだけ簡便なモデルイメージを創り上げ、現実適用性の高い条件を定めていきたいと考えている。

我が国における企業年金運用が母体企業にきわめて大きな影響をおよぼすこと、資産運用における資産配分の問題が解決されていないこと、投資対象の分散としてのオルタナティブ投資等についても未だ未成熟な段階であり留意すべき点が多いことも指摘する。

本研究では、これまでの研究経過・成果を踏まえ、今後の我が国の機関投資家の資産運用の在り方について、特に、アセットアロケーション、リバランスルール、スタイル・インデックス、リスク管理、負債サイドを意識した運用、多期間最適化モデルの適用等の課題について、実証的にその課題を明確にするとともにその解決方策について明らかにしていきたい。

### 参考文献

- 平井友行 [2007] 「オルタナティブ投資の在り方について」『千葉商大論叢』第45巻第3号、23-30ページ  
 平井友行 [2011] 「エマージング株、オルタナティブ投資等への投資対象拡大とオペレショナル・デューデリジェンスを含むリスク管理について」『証券アナリストジャーナル（日本証券アナリスト協会）』第49巻第2号、39-47ページ  
 平井友行 [2011] 「高橋誠、浅岡泰史著「ヘッジファンド投資ガイドブック」書評」『フィナンシャル・プランニング研究（日本FP学会）』No.10、120-123ページ





第3回研究会の様子

## (2)本プロジェクトの研究課題と研究計画

本研究プロジェクトは地域中小企業の支援策を研究するものとして千葉商科大学経済研究所内に本年4月に設置された。本研究プロジェクトは本学大学教員と中小企業診断士計7名から構成されている。中小企業支援策を検討する前提として、地域中小企業の現状と課題を把握する必要がある。特に千葉県を中心に中小企業の現状とその活性化策を明らかにすることを本プロジェクトの研究課題としている。

中小企業の現状については、千葉県を中心として概観し、このための文献調査、実地調査を行う。千葉県の観光産業については特に立ち入って調査したいと考えている。

中小企業の活性化のためには中小企業経営の経験の蓄積を図る必要がある。中小企業経営者に対して過去の経験についてのインタビューを行い、そのデータを蓄積する予定である。

中小企業に対する経営支援を行う主体としては、商工会議所・地方自治体の支援センター、税理士・会計士、大学、NPOとともに、地域金融機関が挙げられる。この地域金融機関が、具体的に中小企業に対してどのような支援を行っているのか、その実態を調査する。また、産・官・学の中小企業支援策について調査する。これらについても千葉を中心に研究する。この

ために文献調査だけでなく実地調査も行うこととしている。

本研究は2年間の共同研究として行うこととしており、本年度は情報収集が本研究の中心的作業となる。

第1回研究会は4月9日に開催し、「平成23・24年度研究計画書」の再検討を行った。また予算の執行についても確認作業を行った。第2回、第3回研究会においては千葉の関係者を招いて研究報告会を開催した。8月1日には第4回研究会を開催し、プロジェクト研究参加者が研究計画を報告した。夏季合宿研究会を9月4・5日に館山で開催することを決定した。

講師を招いて開催した報告会の内容について立ち入って紹介しておきたい。

## 2 千葉県における農商工連携の取組

### (1)「農商工連携」とは

5月20日に千葉県商工労働部経済政策課政策室の相澤修一氏を招いて千葉県における農商工連携の取組についての報告を受けた。相澤氏は「ちば農商工連携事業支援基金」による支援事業計画の担当者として各種資料に基づき以下のように報告された。

「農商工連携」とは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に基づき、

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上および農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものである。農林漁業者と商工業者がそれぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産もしくは需要の開拓または新役務の開発、提供もしくは需要の開拓を行うことである。

上記の支援施策には補助金（農商工等連携対策支援事業へ）、融資（政府系金融機関による融資、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法等の特例）、信用保証（信用保証の特例、食品流通構造改善促進機構による債務保証）、税制上の減税がある。

## (2) 千葉県における農商工連携支援

千葉県では「ちば農商工連携事業支援基金」に基づき、千葉県の地域経済の基盤である農林水産業と商工業等の連携を促進し、それぞれの強みを活かした連携体を支援することで、相乗効果を発揮し、地域経済の活性化を図る活動を実施している。

同基金の総額は基金総額 25 億円（中小企業基盤整備機構から千葉県への 20 億円の貸付を含めて千葉県が 25 億円を同基金へ貸付）、運用期間は 10 年間、運用主体は千葉県産業振興センターである。

千葉県では平成 21、22 年度の事業について、新商品・新役務・特産品等開発助成に関して 10 件、販路開拓に関して 3 件、研究開発助成に関して 2 件の事業に対して、上記基金による助成が実施された。また農商工連携事業展開をサポートする事業も行われた。

上記の報告後、活発な質疑応答がなされた。千葉県は、食品は強いが加工産業が発達していないという説

明があった。

本「中小企業支援策研究会」の第 2 回研究会で「第 2 次ちば中小企業元気戦略」という資料が配布された。この内容については後述する。

## 3 千葉県の中小企業の特徴と課題

6 月 28 日の第 3 回研究会では、ちばぎん総合研究所専務取締役の平田直氏が「千葉県の中小企業の特徴と課題」について、統計資料等に基づいて以下のように報告された。

第 1 表 経済活動別千葉県内総生産(名目) (2008年度)

区分	額(億円)	構成比(%)
1.産業	180,403	91.6
農林水産業	2,494	1.3
農業	2,284	1.2
林業	25	0
水産業	185	0.1
鉱業	316	0.2
製造業	38,910	19.8
食料品	6,198	3.1
繊維	36	0
パルプ・紙	455	0.2
化学	5,295	2.7
石油・石炭製品	6,224	3.2
窯業・土石製品	1,101	0.6
一次金属	7,690	3.9
金属製品	2,340	1.2
一般機械	2,471	1.3
電気機械	3,064	1.6
輸送用機械	548	0.3
精密機械	272	0.1
その他の製造業	3,216	1.6
建設業	9,534	4.8
電気・ガス水道業	6,242	3.2
卸売・小売業	21,035	10.7
金融・保険業	8,049	4.1
不動産業	36,232	18.4
運輸・通信業	16,444	8.4
サービス業	41,148	20.9
2.政府サービス生産者	17,293	8.8
3.対家計民間非営利サービス生産者	3,957	2
小計	201,653	102.4
県内総生産	196,889	100

(注) 1. 県内総生産の国内総生産に対する比率は3.9%。

2. 県内総生産は小計に、輸入品に課される税を加え、総資本形成に係る消費税および帰属利子を控除して算出。

(出所) 内閣府、千葉県「県民経済計算」(平田氏配布資料)

### (1)千葉県経済の産業構造の変化

千葉県は農業、食料品、石油・化学、鉄鋼、電気・ガス、不動産等に強みがある。このことは第1表を全国の経済活動別統計と比較してみると明らかである。全国の総生産（小計）に占める経済活動の比率は2008年度に農業が0.9%、食料品が2.6%、化学が1.6%、石油・石炭製品が0.6%、1次金属が1.5%、電気・ガス水道業が2.3%、不動産業が13.8%であった。千葉県では事業所、従業員数はサービス業だけが増加している。

### (2)千葉県製造業の全国シェア等

千葉県の製造品出荷額は全国6位である（第2表参照）。その出荷額の62%は京葉臨海地域の工場が占めている。

### (3)建設業を巡る動き

千葉県における不動産・建設業は地場産業みたいなものである。公共工事請負額は減少している。地元建設業者は中小企業が多く、大型工事の元請がとれない。収益力も脆弱で、財務体質強化が課題となっている。企業倒産の3割以上は建設業が占める。

### (4)最近10年間の工場立地状況

千葉県は周辺県に比べ進出件数が大きく見劣りする。先行きの業況はさらに悪化する見通である。

以上の報告に基づき、研究会では活発な質疑応答が行われた。

研究会では『ちば経済白書2010』も配布された。ひまわりベンチャー育成基金（千葉銀行本店）が2011年に作成した同書に千葉県経済の現状が詳しく記述されている。

第2表 全国に占める千葉県の地位(経済基盤)

項目	単位	年次	全国	千葉県	順位
県内総生産(名目)	百億円	2007年度	52,029	1,965	6
実質経済成長率	%	2007年度	0.3	2.7	4
国(県)民所得	百億円	2007年度	39,087	1,836	6
全産業就業率	千人	2005.10.1	61,513	2,965	6
就業構造(第1次産業)	%	2005.10.1	4.8	3.7	38
就業構造(第2次産業)	%	2005.10.1	26.1	21.7	39
就業構造(第3次産業)	%	2005.10.1	69.1	74.6	5
農業産出額	百億円	2009年	832	41	3
海面漁業漁獲量	千t	2009年	4,151	192	4
事業所数(全産業)	千か所	2006.10.1	5,911	195	9
商業・大型小売店販売額	百億円	2007年	54,824	1,232	9
工業・製造品出荷額等	百億円	2009年	26,285	1,224	6
全国銀行貸出金総額	百億円	2010.3.31	41,617	1,175	7
公共工事受注総額 (人口1人当たり)	円	2009年度	74,764	51,183	41

(注) 国・県・市町村等の自治体や関係団体などが公表したものに基いたもの。  
(出所) 『ちば経済白書 2010』 40ページ。

## 4 「第2次ちば中小企業元気戦略」

千葉県では、2006年に「中小企業の振興に向けた研究会」を設置し、2006年12月に「ちば中小企業元気戦略」を策定し、その中で、そのための条例の制定を提案した。中小企業活性化への取組を、理念に基づき、総合的、体系的に実施していくために2007年3月に「千葉県中小企業の振興に関する条例」が制定されて、「元気戦略」が施策として展開された。2011年3月には同条例第11条の規定に基づく基本方針として「第2次ちば中小企業元気戦略」(千葉県作成)が策定された。この第2次元気戦略の内容を紹介しよう。

「研究開発型企业」や「地域密着型企业」など、多様な中小企業が千葉県経済の発展に貢献し、中小企業が千葉県常用雇用者の約7割の雇用をささえている。中小企業は同県内企業数約13万2千のうちの99.8%を占めている。このような中小企業が元気になるために、千葉県中小企業振興条例では、次の2点を基本理念としている。①中小企業者の自主的な努力を促進

すること、②中小企業の経営の向上・改善と地域づくりによる地域の活性化が相乗的に効果を発揮すること。この理念のもとで、同条例は5つの長期的視点から中小企業活性化策を実施することとしている。

①中小企業者の自主的な挑戦の促進、②企業相互、産学官民の連携による取組の促進、③経営資源の不足する中小企業の経営基盤の強化、④中小企業を支える人材の確保、育成、⑤多様な地域づくりと中小企業活性化の相乗効果の発揮。

千葉県の中企業振興に向けた研究会では、第3表にみられるものが、現状の中企業が抱える課題のうち、優先的に解決すべき課題とそのための施策であるとみなしている。

本研究プロジェクトは、この課題のいくつかを深く掘り下げて検討することとしている。

第3表 現状の中企業が抱える課題

課 題	施 策
1) 中小企業の経営基盤の強化	①資金調達円滑化 利用しやすい融資制度等の確立、保証人や担保に依存しない融資制度の推進、条件変更等への柔軟な対応の推進 ②経営革新の促進 ③販路開拓に向けた支援 ④海外市場取引の促進 ⑤環境負荷低減に向けた取組 ⑥IT活用による生産性向上のための支援 ⑦事業承継とリスクマネジメント支援 ⑧知財経営へ向けた支援
2) 地域づくり、まちづくりと連携した中小企業の活性化	①地域と連携した商店街活性化への支援 ②商店街活動をリードする人材づくり ③大型店や大学との地域連携の促進 ④農商工連携などの活用による地域産業の振興 ⑤観光振興による中小企業の活性化
3) 新事業・新産業の創出と産業集積による活性化	①産学官の連携による研究開発の促進 ②産業集積による活性化 ③中小・ベンチャー企業の創業・育成支援 ④技術力向上のための支援 ⑤知的財産の保護および活用支援 ⑥デザイン活用の支援
4) 産業人材の確保・育成	①中小企業の人材確保 ②企業のニーズに応じた人材育成 ③働きやすい環境の整備
5) 相談支援体制の充実と官公需施策の推進	①総合的な支援機能の充実 ②支援情報の提供機能の強化 ③商工会などの相談支援機能の強化 ④官公需施策の推進 ⑤規制と制度改革

(出所) 「第2次ちば中小企業元気戦略」(千葉県作成)。

## 『国府台経済研究 第20巻』※

- 第1号『企業リスクマネジメントの現状と課題 特集号』、2010年3月  
執筆担当者：藤江俊彦・齊藤壽彦・仲間妙子
- 第2号『アジアにおける格差の総合研究 特集号』、2010年3月  
執筆担当者：鈴木春二・熊岡洋一・金元重・江口 洌・中村行秀・行名則子
- 第3号『会計基準変更が我が国企業行動に与える影響について 特集号』、2010年3月  
執筆担当者：平井友行・吉田 靖

## 『国府台経済研究 第21巻』※

- 第1号『日米IT産業のグローバル展開と経済社会の変遷 特集号』、2011年3月  
執筆担当者：小倉信次・朝比奈剛・中島 醸・大野美砂・藏田幸三・高作典行
- 第2号『現代社会におけるコスト・マネジメントの課題 特集号』、2011年3月  
執筆担当者：佐藤正雄・吉田 寛・新川正子

## 『CUC [View & Vision]』※

- 第29号『特集 — 会計 & ファイナンスの軌跡とその新たなる視点』  
2010/Mar., 全68ページ。
- 第30号『特集 — 環境問題と地球温暖化対策』  
2010/Sept., 全80ページ。
- 第31号『特集 — 企業再編のガバナンスとコンプライアンス』  
2011/Mar., 全78ページ。

## 『Research Paper Series』

- No.51『CERTと地域防災活動』  
六十里 繁, March,2010,11 ページ。
- No.52『IT、バイオに続く次世代テクノロジーを実現する「ソフト社会」～ソフトな留学生政策による経済成長の実現～』  
村田三七男, March,2010,16 ページ。
- No.53『スウェーデンの（企業等で働く納税者等）の活力を促す行政規律に関する一考察—スウェーデンにおける国会オンブズマンについて—』  
小堀朋子, June,2010,12 ページ。
- No.54『子ども手当の効果と今後の方向性について』  
中井順一, February,2011,8 ページ。
- No.55『地方基幹税の構成に関する研究』  
臼木智昭, February,2011,11 ページ。
- No.56『ソフトな改善による豊かな社会づくり』  
村田三七男, February,2011,6 ページ。
- No.57『ソフト教育学』  
村田三七男, February,2011,7 ページ。
- No.58『マンションに関する住居環境政策への一考察—リスクマネジメントの観点からみるマンション居住の実態—』  
仲間妙子, February,2011,15 ページ。

※『国府台経済研究』定価1,000円（税込）、『CUC [View & Vision]』定価800円（税込）の購読申込は、千葉商科大学経済研究所 TEL：047-372-4863 まで。

## 編集後記

2011年、夏。宮城県石巻市においてゼミ生達と総勢10名で数日間、災害支援ボランティアを行った。主な活動場所は、石巻市立湊小学校。ここには震災直後1400人超の住民が緊急避難し、5ヵ月以上経た今も100人超の方々が教室を寝食の場としている。震災当時の状況や避難所暮らしの様子など、近隣に住む町内会の会長さんに色々教えていただいた。この狭い町内だけでも30人近くが亡くなったそうだ。その後、津波で壊滅状態になった女川町を訪れ、皆でさらに言葉を失った。帰りは、仙台に一泊。ちょうど七夕祭りの開催時期と重なったため、祭り会場にも足を運んだ。その晩、仙台から生中継されたNHKスペシャル『東北夏祭り～鎮魂と絆と～』を宿泊先で観ていたら、出演していた作家で僧侶の玄侑宗久氏が「われわれは死者とともに生きる」と力強く語っていた。その言葉がやけに胸に痛く響いた、暑い夏の日だった。合掌。

千葉商科大学商経学部専任講師  
経済研究所編集委員

所 康弘



### 【表紙のことば】

足元には色とり取りの花が一面に広がり、空にはうっすらと虹の橋が架かっています。正面から射す陽光を受けて輝く5本の柱は、年間収入五分位階級を表しています。緑と黄の部分合わせた全体の高さが実収入、緑の部分の高さが消費支出です（勤労者世帯の家計収支、総務省「家計調査」より）。大切な収入を賢く消費に回してもらうよう、企業は、相応の快適さや感動が得られる製品・サービスを常に考案し提供して行く必要があります。

千葉商科大学サービス創造学部准教授  
鎌田光宣

**CUC**  
Chiba University of Commerce

## 千葉商科大学経済研究所

〒272-8512 千葉県市川市国府台1丁目3番1号  
[TEL] 047 (372) 4863 [FAX] 047 (373) 0019  
[URL] <http://www.cuc.ac.jp/keiken/>

